

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 居 宅 介 護 ）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「厚労令5」= 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26 年厚労令第5 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24 年東京都規則第175 号）

「区規則86」= 練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「平18 厚労告539」= 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18 年厚生労働省告示第543 号）

「平18 厚労告546」= 厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）

「平18 厚労告548」= 厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第548 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

「障発1031001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18 年10 月31 日障発第1031001 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定居宅介護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 319 号「施設・事業所 における虐待防止体制の 整備の徹底について」(通 知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(3) 指定居宅介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を、適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>指定居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上となっているか。また、従業者は資格を有しているか。</p> <p>* 常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は、32 時間を基本とする。))</p> <p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。）に応じて、1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。（この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。）</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 （ただし、新規に指定居宅介護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。）</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修（以下、「実務者研修」という。）を修了した者 ウ 介護職員基礎研修修了者</p>	<p>都条例 155 第 4 条第 1 項</p> <p>支援法第 43 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 5 条 都規則 175 第 3 条第 1 項第 1 号</p> <p>都条例 155 第 5 条 都規則 175 第 3 条第 1 項第 2 号</p> <p>都規則 175 第 3 条第 2 項</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 1(2)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>3 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>工 居宅介護従業者養成研修（改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。）第 2 号に規定する 1 級課程）を修了した者（以下、「1 級課程修了者」という。）</p> <p>オ 居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。）第 3 号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修）の課程を修了したものであって 3 年以上介護等の業務に従事した者</p> <p>カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの</p> <p>指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において、専ら当該指定居宅介護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定居宅介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p> <p>指定居宅介護事業所には、指定居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定居宅介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。 （1）専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。 （2）利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。 （3）必要な設備および備品等を確保しているか。 （特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。）</p> <p>（1）指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 6 条</p> <p>支援法第 43 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 8 条第 1 項 障発 1206001 通知 第三の 2</p> <p>支援法第 43 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 13 条第 1 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(2) 指定居宅介護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容 ウ 当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定居宅介護の提供開始年月日 オ 指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 指定居宅介護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 13 条第 2 項 社会福祉法第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 1206001 通知 第三の 3(1)</p>	
	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。 また、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超過していないか。 (3) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。 (4) 指定居宅介護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例 155 第 14 条第 1 項 障発 1206001 通知 第三の 3(2)</p> <p>都条例 155 第 14 条第 2 項 都条例 155 第 14 条第 3 項</p> <p>都条例 155 第 14 条第 4 項</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常事業の実施地域外である場合 (3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合 (4) 入院治療が必要な場合 をいう。</p>	<p>都条例 155 第 15 条 障発 1206001 通知 第三の 3 (3)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
4 連絡調整に対する協力	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。	都条例 155 第 16 条 障発 1206001 通知 第三の 3(4)	
5 サービス提供困難時の対応	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅介護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例 155 第 17 条	
6 受給資格の確認	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例 155 第 18 条	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定居宅介護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定居宅介護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。	都条例 155 第 19 条第 1 項 都条例 155 第 19 条第 2 項	
8 心身の状況等の把握	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 155 第 20 条	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例 155 第 21 条第 1 項 都条例 155 第 21 条第 2 項	
10 身分を証する書類の携行	指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該指定居宅介護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。	都条例 155 第 22 条 障発 1206001 通知 第三の 3(8)	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 155 第 23 条第 1 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (9)</p> <p>都条例 155 第 23 条第 2 項</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限定されているか。13 の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>指定居宅介護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例 155 第 24 条第 1 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (10)</p> <p>都条例 155 第 24 条第 2 項</p>	
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行う指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額として、支援法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の 1 割相当額の方が低い場合は、1 割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p>	<p>都条例 155 第 25 条第 1 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (11)</p> <p>都条例 155 第 25 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 利用者負担額に係る管理	<p>(3) 指定居宅介護事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定居宅介護事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第29条第3項（支援法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 25 条第 3 項</p> <p>都条例 155 第 25 条第 4 項</p> <p>都条例 155 第 25 条第 5 項</p> <p>都条例 155 第 26 条</p>	
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は当該指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し、交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 27 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 27 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 指定居宅介護の基本取扱方針	<p>(1) 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p> <p>福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的(少なくとも3年に1回以上)に受審しているか。</p>	<p>都条例 155 第 28 条第 1 項</p> <p>社会福祉法第 78 条 都条例 155 第 28 条第 2 項</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3 (14) 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)の改正について」</p>	
17 指定居宅介護の具体的取扱方針	<p>指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定居宅介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定居宅介護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 29 条第 1 号</p> <p>都条例 155 第 29 条第 1 号</p> <p>都条例 155 第 29 条第 2 号</p> <p>都条例 155 第 29 条第 3 号</p>	
18 居宅介護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定居宅介護の内容等を記載した居宅介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定居宅介護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、居宅介護計画の原案を作成し、居宅介護計画に基づく支援を実施しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、居宅介護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 10 条第 2 項</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3 (16)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3 (16)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(4) 居宅介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、居宅介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族に当該居宅介護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが居宅介護計画に沿って実施されるかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 居宅介護計画に変更のあった場合、(1)から(5)に準じて取扱っているか。</p>	<p>障発 1206001 通知 第三の3(16)</p> <p>都条例 155 第 10 条第 3 項 障発 1206001 通知 第三の3(16)</p> <p>都条例 155 第 10 条第 4 項 障発 1206001 通知 第三の3(16)</p> <p>都条例 155 第 10 条第 4 項</p>	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定居宅介護の提供をさせてはならないか。</p>	<p>都条例 155 第 31 条</p>	
20 緊急時等の対応	<p>指定居宅介護事業所の従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 32 条 障発 1206001 通知 第三の3(17)</p>	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 33 条</p>	
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者に、都条例 155（指定障害福祉サービス条例）第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定居宅介護の管理等を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 9 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 9 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 10 条第 1 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
23 運営規程	<p>指定居宅介護事業者は、18 に規定する業務のほか、各指定居宅介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定居宅介護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例 155 第 11 条	
24 介護等の総合的な提供	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護または調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがないか。</p>	都条例 155 第 30 条	
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しているか。 指定居宅介護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 12 条第 1 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (22)</p> <p>都条例 155 第 12 条第 2 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (22)</p> <p>都条例 155 第 12 条第 3 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (22)</p> <p>都条例 155 第 12 条 第 4 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (22)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
26 業務継続計画の策定等 令和6年3月31日まで経過措置あり	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 12 条の 2 第 1 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (23)</p> <p>都条例 155 第 12 条の 2 第 2 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (23)</p> <p>都条例 155 第 12 条の 2 第 3 項</p>	
27 衛生管理等 令和6年3月31日まで経過措置あり【(3)のみ】	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>都条例 155 第 34 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 34 条第 2 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (24)</p> <p>都条例 155 第 34 条 第 3 項 都規則 175 第 4 条の 2 障発 1206001 通知 第三の 3 (24)</p>	
28 掲示	<p>指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 155 第 35 条</p>	
29 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p>	<p>都条例 155 第 35 条の 2 第 1 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 155 第 35 条の 2 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 35 条の 2 第 3 項 都規則 175 第 4 条の 3</p>	
30 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定居宅介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 36 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 36 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 36 条第 3 項</p>	
31 情報の提供等	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 37 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 37 条第 2 項</p>	
32 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 38 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 38 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
33 苦情解決	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅介護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定居宅介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。(5) 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定居宅介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第 85 条の規定による運営適正化委員会が行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 155 第 39 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 39 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 39 条第 3 項</p> <p>都条例 155 第 39 条第 4 項 都条例 155 第 39 条第 5 項</p> <p>都条例 155 第 39 条第 3～5 項</p> <p>都条例 155 第 39 条第 6 項</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
34 事故発生時の対応	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの <p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 40 条第 1 項 障発 1206001 通知 第三の 3 (30) 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施第 320 号「施設・業所における事故等防止対策の徹底について」(通知)</p> <p>都条例 155 第 40 条第 2 項</p>	
35 虐待の防止	<p>指定居宅介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。 ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 	<p>都条例 155 第 40 条の 2</p> <p>規則 175 第 4 条の 4</p>	
36 会計の区分	<p>指定居宅介護事業者は、各指定居宅介護事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例 155 第 41 条</p>	
37 記録の整備	<p>(1) 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p>	<p>都条例 155 第 42 条第 1 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第 5 共生型障害福祉サービスに関する基準</p> <p>1 居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準</p> <p>2 準用</p> <p>第 6 基準該当居宅介護に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>(2) 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 11 に規定する指定居宅介護の提供に係る記録</p> <p>イ 18 に規定する居宅介護計画</p> <p>ウ 29 に規定する身体拘束等の記録</p> <p>エ 33 に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 34 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>カ 21 に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者を指定訪問介護の利用者の数と共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護居宅事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。</p> <p>基本方針、従業者の配置の基準および運営に関する基準については、都条例第 4 条（第 2 項、第 3 項および第 4 項を除く）、第 5 条および第 6 条ならびに第 2 章第 4 節（第 43 条および第 43 条の 3 を除く）、都規則第 3 条第 1 項および第 2 項を準用する。</p> <p>基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3 人以上となっているか。（離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるものにあつてはおくべき従業者の員数は、1 人以上。）また、従業者は資格を有しているか。</p>	<p>都条例 155 第 42 条第 2 項 障発 1206001 通知 第三の 3（33）</p> <p>支援法第 41 条の 2 都条例 155 第 43 条の 2 都規則 175 第 4 条の 2 第 1 項第 1 号</p> <p>都条例 155 第 43 条の 2 都規則 175 第 4 条の 2 第 1 項第 2 号 都条例 155 第 43 条の 4 都規則 175 第 4 条の 4</p> <p>都条例 155 第 44 条 都規則 175 第 5 条 平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 サービス提供責任者	<p>(1) 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p>(2) 資格を有しているか。</p> <p>ア 介護福祉士</p> <p>イ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 2 条第 2 項の規定により行うことができることとされた同法第 3 条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号の指定を受けた学校または養成施設において 6 月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修（以下、「実務者研修」という。）を修了した者</p> <p>ウ 介護職員基礎研修修了者</p> <p>エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。）第 2 号に規定する 1 級課程）を修了した者（以下、「1 級課程修了者」という。）</p> <p>オ 居宅介護職員初任者研修（基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）第 3 号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修）の課程を修了したものであって 3 年以上介護等の業務に従事した者</p> <p>カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者</p>	<p>都条例 155 第 44 条 都規則 175 第 5 条</p> <p>平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」</p>	
3 管理者	<p>基準該当居宅介護事業者は、各基準該当居宅介護事業所において、専ら当該基準該当居宅介護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>（ただし、基準該当居宅介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p> <p>他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>都条例 155 第 45 条</p>	
4 設備および備品等	<p>基準該当居宅介護事業所には、基準該当居宅介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、基準該当居宅介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。</p> <p>（特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。）</p>	<p>都条例 155 第 46 条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>基準該当居宅介護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名および住所 3 事業所の平面図 4 事業所の設備の概要 5 事業所の管理者氏名、経歴および住所 6 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴および住所 7 運営規程 <p>（１）指定居宅介護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が 1 以上 20 未満の指定事業者等 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が 20 以上 100 未満の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数が 100 以上の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>（２）指定居宅介護事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。） また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数 20 以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数 100 以上の指定事業者等に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第 42 条第 3 項 支援法第 51 条の 2 第 1 項 支援法施行規則 第 34 条の 27</p> <p>支援法第 51 条の 2 第 2 項 支援法施行規則 第 34 条の 28</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第8 介護給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 居宅介護サービス費</p>	<p>(1) 指定居宅介護に要する費用の額は、平成 18 厚労告 523 の別表「介護給付費等単位数表」の第 1 により算定する単位数に平成 18 厚労告 539「厚生労働大臣が定める一単位の 単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2)(1)の規定により、指定居宅介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 居宅介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した居宅介護計画に基づいて行われているか。 なお、居宅介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載しているか。 また、当初の居宅介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致していない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 居宅における身体介護が中心である場合、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合および通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合については、区分 1 以上に該当する利用者に対して、指定居宅介護事業所の従業者が指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、次に掲げるアおよびイのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ア 区分 2 以上に該当していること。 イ 平成 26 年厚生労働省令第 5 号「障害支援区分に係る区市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令」の別表第一における次の（ア）から（オ）までに掲げる項目のいずれかについて、それぞれ（ア）から（オ）までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。</p> <p>（ア）歩行「全面的な支援が必要」 （イ）移乗「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 （ウ）移動「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 （エ）排尿「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 （オ）排便「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p>	<p>支援法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539 平 18 厚労告 523 の二</p> <p>障発 1031001 通知 第二の 2（1）</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 2</p> <p>厚労令 5 別表第一</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(4) 家事援助が中心である場合については、区分1以上に該当する利用者のうち、単身の世帯に属する利用者または家族もしくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者または当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 居宅介護従業者が、指定居宅介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 居宅における身体介護が中心である場合については、平成18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次の または に掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、算定しているか。 ア 平成18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数 イ 平成18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護を行った場合 次の(ア)または(イ)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(ア)または(イ)に掲げる単位数 (ア) 所要時間3時間未満の場合 平成18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」第2の1に規定する所定単位数 (イ) 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数</p> <p>(7) 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合については、平成18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、次のアまたはイに掲げる場合にあっては、所定単位数に代えて、それぞれアまたはイに掲げる単位数を算定しているか。 ア 平成18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護を行った場合 所定単位数の100分の70に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第1の1の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注5 平18厚労告548の一</p> <p>平18厚労告548の二</p> <p>平18厚労告548の四</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注5 (2)(二) 障発1031001通知 第二の2(1) (一)ウ</p> <p>平18厚労告523 別表第1の1の注6 平18厚労告548の一</p> <p>平18厚労告548の三</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>イ 平成 18 厚労告 548「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の（ア）または（イ）に掲げる所要時間に応じ、それぞれ（ア）または（イ）に掲げる単位数 （ア）所要時間 3 時間未満の場合 平成 18 厚労告 523 の別表「介護給付費等単位数表」第 2 の 1 に規定する所定単位数 （イ）所要時間 3 時間以上の場合 635 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数</p> <p>（ 8 ）家事援助が中心である場合については、平成 18 厚労告 548「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、平成 18 厚労告 548「厚生労働大臣が定める者」の五に定める者が家事援助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定するものとしているか。</p> <p>（ 9 ）通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合については、平成 18 厚労告 548「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 ただし、平成 18 厚労告 548「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定するものとしているか。</p> <p>(10) 通院等のための乗車または降車の介助が中心である場合については、平成 18 厚労告 548「厚生労働大臣が定める者」の一に定める者が、通院等のため、自らの運転する車両への乗車または降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前もしくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に、1 回につき所定単位数を算定しているか。 ただし、平成 18 厚労告 548「厚生労働大臣が定める者」の六に定める者が、通院等のための乗車または降車の介助が中心である指定居宅介護を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定するものとしているか。</p> <p>(11) 平成 18 厚労告 548「厚生労働大臣が定める者」の六の二に定める者をサービス提供責任者として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所または基準該当居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 548 の四 平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 6 (2)(二)</p> <p>障発 1031001 通知 第二の 2 (1) (二)ウ</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 7 平 18 厚労告 548 の一 および五</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 8 平 18 厚労告 548 の一 および六</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 9 平 18 厚労告 548 の一 および六</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 9 の 2 平 18 厚労告 548 の六の二</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 2人の居宅介護従業者により行った場合	<p>(12) 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。）または指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか</p> <p>(13) 指定居宅介護の提供に当たって、第4の29の(2)または(3)に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>平成18厚労告546「厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行った場合に、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>「厚生労働大臣が定める要件」</p> <p>(1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合</p> <p>(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>(3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 9 の 3 障発 1031001 通知 第二の 2 (1)</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 16</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 10 障発 1031001 通知 第二の 2(1) (一) 平 18 厚労告 546</p>	
4 夜間または早朝および深夜加算	<p>夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）または早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に指定居宅介護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 11 障発 1031001 通知 第二の 2(1)</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 12</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
5 特定事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の20に相当する単位数 (2) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (3) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の10に相当する単位数 (4) 特定事業所加算() 所定単位数の100分の5に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算()</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス従業者(登録型の居宅介護従業者を含む。)に対し、「居宅介護従業者ごとに研修計画」または「サービス提供責任者ごとに研修計画」を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施または実施を予定していること。</p> <p>また、当該事業所における居宅介護従業者の質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、居宅介護従業者またはサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的(概ね1月に1回以上)に開催すること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる居宅介護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が居宅介護従業者一人ひとりと個別に、または数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。また、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>(二) 指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。</p>	<p>平 18 厚労告 543 の一のイ (1) 障発 1031001 通知 第二の2(1) (1)ア</p> <p>平 18 厚労告 543 の一のイ (2)(一) 障発 1031001 通知 第二の2(1) (1)イ</p> <p>平 18 厚労告 543 の一のイ (2)(二) 障発 1031001 通知 第二の2(1) (一)ウ</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の ADL や意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、同一の居宅介護事業者が同一の利用者に複数回訪問する場合であって、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者に係る文書等の指示およびサービス提供後の報告を省略することも差し支えないものとする。サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係る文書等による指示およびサービス提供後の報告については、サービス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けることも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の状況等については、居宅介護従業者の間で引き継ぎを行う等、適切な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサービス提供責任者との連絡体制を確保すること。</p> <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX またはメール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として 24 時間 365 日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、居宅介護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>(ウ) 当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない居宅介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに、加算を算定する場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>なお、年度途中から新規に事業を開始する場合については、当該健康診断等が当該年度中に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p>	<p>平 18 厚労告 543 の一の1(3) 障発 1031001 通知 第二の2(1) (一)イ</p> <p>平 18 厚労告 543 の一の1(4) 障発 1031001 通知 第二の2(1) (一)オ</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(オ) 当該指定居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した居宅介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる居宅介護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある居宅介護従業者）が、新規に採用した居宅介護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 「居宅介護従業者要件」 当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上もしくは居宅介護従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上または前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。 なお、介護福祉士または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。 また、「常勤の居宅介護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している居宅介護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の居宅介護従業者が対象となる。</p> <p>(キ) 「サービス提供責任者要件」 当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。 「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ク) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。 なお、平18厚労告543の二(3)については、指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置されることとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所であつて、基準により配置することとされている常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置について、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければならない。</p>	<p>平18厚労告543の一の1(5) 障発1031001通知 第二の2(1) (一)カ</p> <p>平18厚労告543の一の1(6) 障発1031001通知 第二の2(1) (二)ア</p> <p>平18厚労告543の一の1(7) 障発1031001通知 第二の2(1) (二)イ</p> <p>平18厚労告543の一の1(8)および二(3) 障発1031001通知 第二の2(1) (二)イ</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(ケ)「重度障害者対応要件」 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分5以上である者または平18厚労告543の一の二(4)の障害支援区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。 なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。 また、本要件に係る割合の計算において、喀痰吸引等を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士および介護福祉士法の規定に基づき、自らの事業またはその一環として喀痰吸引等の業務を行うための登録を受けているものに限られること。</p> <p>イ 特定事業所加算（ ） 居宅介護事業所においては、アの(ア)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(カ)または(キ)および(ク)のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算（ ） 居宅介護事業所においては、アの(ア)から(オ)までおよび(ケ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 特定事業所加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア)アの(イ)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (イ)指定居宅介護事業所の全てのサービス責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。 (ウ)指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定居宅介護事業所であって、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。 (エ)前年度または算定日が属する月の前3か月における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分4以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p>	<p>平18厚労告543の一のイ(9)および二(4) 障発1031001 通知第二の2(1) (三)</p> <p>平18厚労告543の一のロ</p> <p>平18厚労告543の一のハ</p> <p>平18厚労告543の一のニ</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
6 特別地域加算	<p>別に厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」）に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 13</p>	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として、1 回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>なお、「緊急に行った場合」とは、居宅介護計画に位置づけられていない居宅介護（身体介護が中心である場合および通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合に限る。）を、利用者またはその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合をいうものとする。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 14 障発 1031001 通知 第二の 2（1）（一）</p>	
8 備考	<p>（1）緊急時対応加算が算定されている指定居宅介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た場合に、更に 1 回につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。</p> <p>（2）指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項または第 3 項（指定障害福祉サービス基準第 43 条の 4 において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p> <p>（3）利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間または指定通所支援もしくは指定入所支援を受けている間に、居宅介護サービス費を、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 15</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 16</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 1 の注 17</p>	
9 初回加算	<p>指定居宅介護事業所において、新規に居宅介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定居宅介護を行った日の属する月に指定居宅介護を行った場合または当該指定居宅介護事業所等のその他の居宅介護従業者が初回もしくは初回の指定居宅介護等を行った日の属する月に指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算について、利用者が過去 2 月に、当該指定居宅介護事業所等から指定居宅介護等の提供を受けていない場合に算定しているか。また、サービス提供責任者が、居宅介護に同行した場合について、第 4 の 11 に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 2 の注 障発 1031001 通知 第二の 2（1）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
10 利用者負担上限額管理加算	<p>指定居宅介護事業者が、第 4 の 14 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 3 の注 障発 1031001 通知 第二の 2 (1)</p>	
11 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定居宅介護事業所等において、社会福祉士および介護福祉士法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>5 (1) の特定事業所加算 () を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 4 の注 社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項</p>	
12 福祉専門職員等連携加算	<p>利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者(以下「社会福祉士等」という。)に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護を行った場合に、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して 90 日の間、3 回を限度として 1 回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>「利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合」とは、サービス提供責任者が当該利用者に関わった社会福祉士等との連携に基づき、利用者の日常生活において介助等を必要とする行為について、居宅介護事業者が当該行為を可能な限り、より適切に行うことができるよう、利用者が有する能力、現在の状況、その改善および維持の可能性の評価等(以下「アセスメント」という。)を勘案した上で居宅介護従業者が提供する指定居宅介護等の内容を定めた居宅介護計画を作成した場合をいう。</p> <p>社会福祉士等は利用者の同意を得た上で、居宅介護計画が利用者の障害特性および、社会福祉士等が既に把握している利用者個人の状態や状況に応じたより適切な計画になるように、サービス提供責任者に対して詳細な情報提供を行うこと。また社会福祉士等は「アセスメント」および当該利用者の特性に関する情報を踏まえてサービス提供責任者に具体的な助言を行い、居宅介護計画の作成に協力すること。</p> <p>本加算は、社会福祉士等が居宅介護事業所のサービス提供責任者と同時帯に訪問する初回の日から起算して 90 日以内で上限 3 回まで、当該居宅介護計画に基づき支援した回数に応じて所定単位数を加算する。</p> <p>指定居宅介護事業所等からサービス事業所、指定障害者支援施設等、医療機関等への支払いは、個々の契約に基づくものとする。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 4 の 2 注</p> <p>障発 1031001 通知 第二の 2 (1)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し指定居宅介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 274 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該指定短期入所事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定短期介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 5 の注</p> <p>平 18 厚労告 543 の二</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(キ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一)福祉・介護職員の任用における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三)福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>(四)(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五)福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六)(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。 （イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 （二）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>		

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、他方の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア)障害福祉人材(福祉・介護職員または心理指導担当職員(公認心理師を含む。)サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一)介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上となる、または改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額 4 4 0 万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二)当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 1 の 6 の注</p> <p>平 18 厚労告 543 の三</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定居宅介護事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により、事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 居宅介護サービス費における特定事業所加算（ ）から（ ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>(カ) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク)(キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） アに掲げる（ア）から（エ）までおよび（カ）から（ク）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月25日付け障発 0325 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照</p>	<p>障発 1031001 通知 第二の2(1)</p>	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 重 度 訪 問 介 護 ）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「厚労令5」= 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26 年厚労令第5 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24 年東京都規則第175 号）

「区規則86」= 練馬区基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年3月31日練馬区規則第86号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「平18 厚労告539」= 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18 年厚生労働省告示第543 号）

「平18 厚労告546」= 厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）

「平18 厚労告548」= 厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第548 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

「障発1031001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18 年10 月31 日障発第1031001 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定重度訪問介護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 319 号「施設・事業所 における虐待防止体制の 整備の徹底について」(通 知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(3) 指定重度訪問介護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事、外出時における移動中の介護ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で2.5以上となっているか。また、従業者は資格を有しているか。</p> <p>* 常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(一週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は、32時間を基本とする。))</p> <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定重度訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定重度訪問介護事業者が居宅介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定重度訪問介護の事業と居宅介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて、1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2)(1)の事業の規模は、前3月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定重度訪問介護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。(アからカまでのいずれかに該当する従業者または当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち相当の知識と経験を有する者から選任しているか。)</p> <p>ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第2号の指定を受けた学校または養成施設において1月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修(以下、「実務者研修」という。)を修了した者(以下、「実務者研修修了者」という。)</p>	<p>都条例 155 第 4 条第 2 項</p> <p>支援法第 43 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 7 条 準用(第 5 条)</p> <p>都規則 175 第 4 条 準用(第 3 条第 1 項第 1 号)</p> <p>都条例 155 第 7 条 準用(第 5 条)</p> <p>都規則 175 第 4 条 準用(第 3 条第 1 項第 2 号)</p> <p>都規則 175 第 4 条 準用(第 3 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 1(5)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p data-bbox="100 595 226 624">3 管理者</p> <p data-bbox="100 884 322 954">第3 設備に関する基準</p> <p data-bbox="100 997 322 1067">設備および備品等</p>	<p data-bbox="405 228 1626 480"> ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。）第2号に規定する1級課程）を修了した者 オ 居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。）第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修）の課程を修了したものであって3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの </p> <p data-bbox="353 595 1626 770"> 指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において、専ら当該指定重度訪問介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定重度訪問介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。 </p> <p data-bbox="353 884 1626 954"> 指定重度訪問介護事業所に、指定重度訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定重度訪問介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。 </p> <p data-bbox="353 997 1626 1249"> （1）専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。 （2）利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。 （3）必要な設備および備品等を確保しているか。 （特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。） </p>	<p data-bbox="1653 595 1888 665">都条例 155 第 7 条 準用(第 6 条)</p> <p data-bbox="1653 884 1935 912">支援法第 43 条第 2 項</p> <p data-bbox="1653 997 1986 1173">都条例 155 第 8 条第 2 項 準用(第 8 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 2(5) 準用(第三の 2(1)~(4))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者等が指定重度訪問介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定重度訪問介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定重度訪問介護の内容</p> <p>ウ 当該指定重度訪問介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定重度訪問介護の提供開始年月日</p> <p>オ 指定重度訪問介護に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定重度訪問介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定重度訪問介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定重度訪問介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定重度訪問介護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超過していないか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第43条第1項準用（第13条第1項）</p> <p>都条例155第43条第1項準用（第13条第2項） 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則第16条第2項 障発1206001通知第三の3(34) 準用（第三3(1)）</p> <p>都条例155第43条第1項準用（第14条第1項） 障発1206001通知第三の3(34) 準用（第三3(2)）</p> <p>都条例155第43条第1項準用（第14条第2項）</p> <p>都条例155第43条第1項準用（第14条第3項）</p> <p>都条例155第43条第1項準用（第14条第4項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 提供拒否の禁止	<p>指定重度訪問介護事業者は、正当な理由がなく指定重度訪問介護の提供を拒んでいないか。特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合 (3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定重度訪問介護を提供することが困難な場合 (4) 入院治療が必要な場合をいう。 	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 15 条)</p> <p>障発 1206001 通知第三の 3(34)準用(第三の 3(3))</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 16 条)</p> <p>障発 1206001 通知第三の 3(34)準用(第三の 3(4))</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定重度訪問介護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定重度訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 17 条)</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 18 条)</p>	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定重度訪問介護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定重度訪問介護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。 	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 19 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 19 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
8 心身の状況等の把握	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 20 条)	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 21 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 21 条第 2 項)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>証書等に当該指定重度訪問介護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 22 条)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用（第三の 3（8））</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を提供した際は、当該指定重度訪問介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1) の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定重度訪問介護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 23 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用（第三の 3（9））</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 23 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者が指定重度訪問介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限定されているか。13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。) 指定重度訪問介護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定重度訪問介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 24 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(10)) 都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 24 条第 2 項)</p>	
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行う指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度訪問介護に係る利用者負担額として、支援法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の 1 割相当額の方が低い場合は、1 割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度訪問介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 25 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(11))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 25 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 25 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 25 条第 4 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 利用者負担額に係る管理	<p>(5) 指定重度訪問介護事業者は、(3) の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定重度訪問介護事業者が提供する指定重度訪問介護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定重度訪問介護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定重度訪問介護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項（支援法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定重度訪問介護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 25 条第 5 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 26 条)</p>	
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定重度訪問介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、法定代理受領を行わない指定重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定重度訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 27 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 27 条第 2 項)</p>	
16 指定重度訪問介護の基本取扱方針	<p>(1) 指定重度訪問介護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、提供された指定重度訪問介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、重度訪問介護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 28 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 28 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知第三の 3(34)準用(第三の 3(14))</p>	
17 指定重度訪問介護の具体的取扱方針	<p>指定重度訪問介護事業所の従業者が提供する指定重度訪問介護の方針は、次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、重度訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 29 条第 1 号)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 重度訪問介護 計画の作成	<p>(2) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定重度訪問介護の提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定重度訪問介護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p> <p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定重度訪問介護の内容等を記載した重度訪問介護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定重度訪問介護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、重度訪問介護計画の原案を作成し、重度訪問介護計画に基づく支援を実施しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 重度訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、重度訪問介護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度訪問介護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、重度訪問介護計画作成後においても、当該重度訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度訪問介護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが重度訪問介護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 重度訪問介護計画に変更のあった場合、(1) および (5) に準じて取扱っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 29 条第 1 号)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 29 条第 2 号)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 29 条第 3 号)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 10 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 10 条第 3 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 10 条第 4 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 10 条第 4 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定重度訪問介護の提供をさせてはならないか。	都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 31 条)	
20 緊急時等の対応	指定重度訪問介護事業所の従業者は、現に指定重度訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 32 条) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3 (17))	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 33 条)	
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	(1) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定重度訪問介護事業所の管理者は、当該指定重度訪問介護事業所の従業者に、都条例 155 (指定障害福祉サービス条例) 第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか、指定重度訪問介護事業所に対する指定重度訪問介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の指定重度訪問介護の内容の管理等を行っているか。	都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 9 条第 1 項) 都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 9 条第 2 項) 都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 10 条第 1 項)	
23 運営規程	指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定重度訪問介護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項	都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 11 条)	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
24 介護等の総合的な提供	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等および外出時における移動中の介護または調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがないか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 30 条)</p>	
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対し、適切な指定重度訪問介護を提供できるよう、各指定重度訪問介護事業所において、当該指定重度訪問介護事業者の従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において、当該指定重度訪問介護事業所の従業者によって指定重度訪問介護を提供しているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>研修機関が実施する研修や当該指定重度訪問介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、適切な指定重度訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 12 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34)</p> <p>準用(第三の 3 (22))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 12 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34)</p> <p>準用 (第三の 3 (22))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 12 条第 3 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34)</p> <p>準用 (第三の 3 (22))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 12 条第 4 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34)</p> <p>準用 (第三の 3 (22))</p>	
26 業務継続計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定重度訪問介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 12 条の 2 第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34)</p> <p>準用(第三の 3 (23))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 12 条の 2 第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34)</p> <p>準用(第三の 3 (23))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
27 衛生管理等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(3)のみ】	<p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。 ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 12 条の 2 第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 34 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 34 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(24))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 34 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(24))</p>	
28 掲示	<p>指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 35 条)</p>	
29 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 35 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 35 条の 2 第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 35 条の 2 第 3 項) 都規則 175 第 4 条の 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
30 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定重度訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、他の指定重度訪問介護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 36 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 36 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 36 条第 3 項)</p>	
31 情報の提供等	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、指定重度訪問介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度訪問介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、当該指定重度訪問介護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 37 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 37 条第 2 項)</p>	
32 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定重度訪問介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 38 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 38 条第 2 項)</p>	
33 苦情解決	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度訪問介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 39 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 39 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 39 条第 3 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
34 事故発生時の対応	<p>(4) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定重度訪問介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定重度訪問介護事業者は、その提供した指定重度訪問介護に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度訪問介護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定重度訪問介護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定重度訪問介護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 39 条第 4 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 39 条第 5 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 39 条第 3~5 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 39 条第 6 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 40 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(30)) 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 320 号「施設・事業所 における事故等防止対策 の徹底について」(通知)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項 準用(第 40 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
35 虐待の防止	<p>指定重度訪問介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定重度訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定重度訪問介護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 40 条の 2)</p> <p>都規則 175 第 4 条の 4</p>	
36 会計の区分	<p>指定重度訪問介護事業者は、各指定重度訪問介護事業所において経理を区分するとともに、指定重度訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 41 条)</p>	
37 記録の整備	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、利用者に対する指定重度訪問介護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 11 に規定する指定重度訪問介護の提供に係る記録</p> <p>イ 18 に規定する重度訪問介護計画</p> <p>ウ 29 に規定する身体拘束等の記録</p> <p>エ 33 に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 34 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>カ 21 に規定する区市町村への通知に係る記録</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 42 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 1 項準用(第 42 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知第三の 3(34)</p> <p>準用(第三の 3(33))</p>	
第 5 共生型障害福祉サービスに関する基準		<p>支援法第 41 条の 2</p>	
1 居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準	<p>(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者数を指定訪問介護の利用者の数と共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上となっているか。</p> <p>(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条の 3 都規則 175 第 4 条の 3 第 1 項第 1 号</p> <p>都条例 155 第 43 条の 3 都規則 175 第 4 条の 3 第 1 項第 2 号</p>	
2 準用	<p>基本方針、従業者の配置の基準および運営に関する基準については、都条例第 4 条(第 1 項、第 3 項および第 4 項を除く。) 第 5 条および第 6 条ならびに第 2 章第 4 節(第 43 条および第 43 条の 2 を除く。) 都規則第 3 条第 1 項および第 2 項を準用する。</p>	<p>都条例 155 第 43 条の 4 都規則 175 第 4 条の 4</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第6 基準該当重度訪問介護に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p> <p>3 管理者</p>	<p>基準該当重度訪問介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、3人以上となっているか。（離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるものにあつてはおくべき従業員の員数は、1人以上。） また、従業者は資格を有しているか。</p> <p>（1）基準該当重度訪問介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としているか。</p> <p>（2）資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校または養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修（以下、「実務者研修」という。）を修了した者 ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第2号に規定する1級課程）を修了した者（以下、「1級課程修了者」という。） オ 居宅介護職員初任者研修（基準該当重度訪問介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修）の課程を修了したものであつて3年以上介護等の業務に従事した者 カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当する者</p> <p>基準該当重度訪問介護事業者は、各基準該当重度訪問介護事業所において、専ら当該基準該当重度訪問介護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、基準該当重度訪問介護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p>	<p>都条例 155 第 44 条 都規則 175 第 5 条 平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」</p> <p>都条例 155 第 44 条 都規則 175 第 5 条</p> <p>平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」</p> <p>都条例 155 第 45 条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
4 設備および備品等	<p>基準該当重度訪問介護事業所には、基準該当重度訪問介護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、基準該当重度訪問介護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。</p> <p>(特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)</p>	都条例 155 第 46 条	
5 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>基準該当重度訪問介護事業者は、基準該当重度訪問介護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する基準該当重度訪問介護の提供をさせてはならないか。ただし、次のいずれにも該当する場合を除く。</p> <p>(1) 利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定重度訪問介護のみによっては必要な居宅介護の見込み量を確保することが困難であると区市町村が認めるものに住所を有する場合</p> <p>(2) サービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合</p> <p>(3) 当該基準該当重度訪問介護を提供する従業者の従事する時間の合計が、当該従業者の従事する時間のおおむね二分の一を超えない場合</p>	都条例 155 第 47 条第 1 項	
6 運営に関する基準	<p>基本方針および運営に関する基準については、都条例第 4 条第 1 項および第四節（第 25 条第 1 項、第 26 条、第 27 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、第 35 条の 2 および第 43 条を除く）を準用する。</p>	都条例 155 第 48 条	
第 7 届出等			
1 変更の届出	<p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 1 号に掲げる事項（支援法施行規則第 34 条の 7 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第 5 号から第 7 号まで、第 11 号および第 13 号に掲げる事項）に変更があったときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定重度訪問介護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 8 役員の氏名、生年月日および住所 	<p>支援法第 46 条第 1 項</p> <p>支援法施行規則</p> <p>第 34 条の 23 第 1 項第 1 号</p> <p>支援法施行規則</p> <p>第 34 条の 7 第 1 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(2) 基準該当重度訪問介護事業者は、区規則第7条 第1項第1号に掲げる事項（区規則第4条第1項第1号、第2号および第4号から第8号に掲げる事項）に変更があったときは、速やかに、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>基準該当重度訪問介護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名および住所 3 事業所の平面図 4 事業所の設備の概要 5 事業所の管理者氏名、経歴および住所 6 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴および住所 7 運営規程 <p>(1) 指定重度訪問介護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数20以上100未満の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定重度訪問介護事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。）また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。）また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>区規則 86 第7条第1項</p> <p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則 第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則 第34条の28</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第 8 介護給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 重度訪問介護サービス費</p>	<p>(1) 指定重度訪問介護に要する費用の額は、平成 18 厚労告 523 の別表「介護給付費等単位数表」の第 1 により算定する単位数に平成 18 厚労告 539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2)(1) の規定により、指定重度訪問介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 重度訪問介護の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した重度訪問介護計画に基づいて行われているか。 なお、重度訪問介護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載しているか。 また、当初の重度訪問介護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに重度訪問介護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 重度訪問介護にかかる報酬は、事業者が作成した重度訪問介護計画に基づいて行われるべき指定重度訪問介護等に要する時間により算定されることとなるが、当該重度訪問介護計画の作成に当たっては、支給量が 30 分を単位として決定されること、また、報酬については 1 日分の所要時間を通算して算定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を十分に踏まえているか。</p> <p>(3) 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等および外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所もしくは同法第 2 条第 1 項に規定する助産所または介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設もしくは同条第 29 項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院または入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>支援法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539 平 18 厚労告 523 の二</p> <p>障発 1031001 通知 第二の 2(2) (二) 準用（第二の 2(1))</p> <p>障発 1031001 通知 第二の 2(2) (三)</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 のイ</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 のロ</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(5) 区分4以上に該当し、次のアまたはイのいずれかに該当する利用者に対して重度訪問介護（居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等および外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出および社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）時における移動中の介護を総合的に行うもの）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（指定重度訪問介護事業者）が当該事業を行う事業所に置かれる従業者が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（指定重度訪問介護）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 次の（ア）および（イ）のいずれにも該当していること。 （ア）二肢以上に麻痺等があること。 （イ）「障害支援区分に係る市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第5号。以下、「区分省令」という。）別表第一における次の(a)から(d)までに掲げる項目について、それぞれ(a)から(d)までに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。 (a) 歩行 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 (b) 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 (c) 排尿 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」 (d) 排便 「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。</p> <p>(6) 平成18年9月30日において現に日常生活支援（廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給付費等単位数表（旧介護給付費等単位数表）の1の注5に規定する日常生活支援）の支給決定を受けている利用者のうち、次のアまたはイのいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定しているか。 ア 区分3以上に該当していること。 イ 日常生活支援および旧介護給付費等単位数表の5の注1に規定する指定外出介護等の支給量の合計が125時間を超えていること。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の1の注1</p> <p>平26厚令5別表第一</p> <p>平18厚労告543の四</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注2 平18厚労告169 別表第1の注5</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(7) 上記(4)については、区分6（区分省令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、病院等へ入院または入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院または入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定しているか。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院または入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 指定重度訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(9) 平18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の七に定める者が、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(10) 平18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、平18厚労告523の別表の第8の1の注1に規定する利用者の支援の割合に相当する支援の割合にある者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(11) 平18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の八に定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(12) 指定重度訪問介護の提供に当たって、第4の29の(2)または(3)に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の注2の2</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注4 平18厚労告548の七</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注5 平18厚労告548の八</p> <p>平18厚労告523 別表第2の1の注6 平18厚労告548の八</p> <p>平18厚労告523別表第2 の1の注13</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 2人の重度訪問介護従業者により行った場合	<p>平成 18 厚労告 546「厚生労働大臣が定める要件」を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間 120 時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>「厚生労働大臣が定める要件」</p> <p>(1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合</p> <p>(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>(3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 7</p> <p>平 18 厚労告 546</p>	
4 夜間早朝・深夜加算	<p>夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）または早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）に指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の 100 分の 25 に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）に指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 8 障発 1031001 通知 第二の 2 (2)</p>	
5 特定事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 9 障発 1031001 通知 第二の 2 (2) (一部、準用(第二の 2(1)) 事項あり)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者を含む。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。</p> <p>また、当該事業所における重度訪問介護従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、重度訪問介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>（イ）次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護が行われていること。</p> <p>（一）利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達もしくは当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催またはサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報もしくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる重度訪問介護従業者の全てが参加するものでなければならない。また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、当該要件のうち「またはサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報もしくはサービスに当たっての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。」を適用するものとし、必ずしも毎月の開催ではなく必要性が生じた場合に開催することで差し支えない。ただし、会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>（二）指定重度訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項に変更があった場合も同様に伝達を行っていること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のA D Lや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前月（または留意事項等に変更があった時点）のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 	<p>平 18 厚労告 543 の五 障発 1031001 通知 第二の 2 (2)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>また、「毎月定期的」とは、当該サービス提供月の前月末に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を伝達すること。</p> <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>(ウ) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない重度訪問介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。</p> <p>なお、年度途中から新規に事業を開始する場合については、当該健康診断等が当該年度中に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。</p> <p>「熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる重度訪問介護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある重度訪問介護従業者）が、新規に採用した重度訪問介護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。</p> <p>「常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。」とは、前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、運営規程に規定する営業日および営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに重度訪問介護従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。</p> <p>なお、届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに特定事業所加算の終了の届出を提出しなければならない。</p>		

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(キ)当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上もしくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上または前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。</p> <p>なお、介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。</p> <p>また、「常勤の重度訪問介護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している重度訪問介護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の重度訪問介護従業者が対象となる。(ク)当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者または重度訪問介護従事者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。</p> <p>「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ケ)第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所において、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。</p> <p>(コ)前年度または算定日が属する月の前3月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p> <p>イ 特定事業所加算() 重度訪問介護事業所においては、アの(ア)から(カ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(キ)または(ク)および(ケ)のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算() 重度訪問介護事業所においては、アの(ア)から(カ)までおよび(コ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
6 特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年厚生労働省告示第 176 号）に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 10 障発 1031001 通知 第二の 2(2) 準用(第二の 2(1))	
7 緊急時対応加算	利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者が重度訪問介護計画の変更を行い、当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者が当該利用者の重度訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定重度訪問介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 月につき 2 回を限度として、1 回につき所定単位数を加算しているか。 なお、「緊急に行った場合」とは、重度訪問介護計画に位置づけられていない重度訪問介護を、利用者またはその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合をいうものとする。	平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 11 障発 1031001 通知 第二の 2(2) 準用(第二の 2(1))	
8 備考	(1) 緊急時対応加算が算定されている指定重度訪問介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た場合に、更に 1 回につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。 (2) 指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項または第 3 項（指定障害福祉サービス基準第 43 条の 4 において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和 5 年 3 月 31 日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。 (3) 利用者が重度訪問介護または療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、重度訪問介護サービス費を、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 12 平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 13 平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 14	
9 移動介護加算	利用者に対して、外出時における移動中の介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における移動中の介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 2 の 2 の注 1	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>また、別に厚生労働大臣が定める要件（平成 18 年厚生労働省告示第 546 号）を満たす場合であって、同時に 2 人の重度訪問介護従業者が 1 人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算しているか。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間 120 時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の 100 分の 85 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>当該加算について</p> <p>(1) 外出時における移動中の介護（以下「移動介護」という。）を行う場合には、外出のための身だしなみ等の準備、移動中および移動先における確認等の追加的業務を踏まえ、一定の加算を行うものであるが、これらの業務については、外出に係る移動時間が長時間になった場合でも大きく変わる支援内容ではないことから、4 時間以上実施される場合は一律の評価としている。従って 1 日に移動介助が 4 時間以上実施される場合、「所要時間 3 時間以上の場合」の単位を適用する。</p> <p>(2) 同一事業者が、1 日に複数回の移動介助を行う場合には、1 日分の所要時間を通算して報酬算定する。また、1 日に複数の事業者が移動介助を行う場合には、それぞれの事業者ごとに 1 日分の所要時間を算定して加算する。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 2 の注 2</p> <p>障発 1031001 通知 第二の 2 (2)</p>	
10 移動介護緊急時支援加算	<p>重度訪問介護従業者が、利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行する場合であって、外出時における移動中の介護を行う一環として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰(かくだん)吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 2 の 2 の注</p>	
11 初回加算	<p>指定重度訪問介護事業所において、新規に重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定重度訪問介護を行った日の属する月に指定重度訪問介護を行った場合または当該指定重度訪問介護事業所等のその他の重度訪問介護従業者が初回もしくは初回の指定重度訪問介護等を行った日の属する月に指定重度訪問介護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 3 の注 障発 1031001 通知 第二の 2 (2) 準用(第二の 2(1))</p>	
12 利用者負担上限額管理加算	<p>当該加算について、利用者が過去 2 月に、当該指定重度訪問介護事業所から指定重度訪問介護の提供を受けていない場合に算定しているか。</p> <p>また、サービス提供責任者が、重度訪問介護に同行した場合について、第 4 の 11 に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 4 の注 障発 1031001 通知 第二の 2 (2) 準用(第二の 2(1))</p>	
13 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定重度訪問介護事業者が、第 4 の 14 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 5 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 行動障害支援 連携加算	<p>指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>5（1）の特定事業所加算（ ）を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所または指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シートおよび支援手順書を作成した者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算については以下のとおり取扱っているか。</p> <p>（1）利用者の引き継ぎを行う場合にあつては、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成26年3月31日付け障障発0331第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「重訪対象拡大通知」という。）を参照し行うこと。なお、引き継ぎを受けた指定重度訪問介護事業所等のサービス責任者については、当該引継ぎ内容を従業者に対し、周知すること。</p> <p>（2）本件加算については、支援計画シート等（以下重訪対象拡大通知1の(4)に規定する「支援計画シート」および「支援手順書兼記録用紙」という。）を作成した者（以下「作成者」という。）における指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に対する費用の支払を評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業者等とのサービス提供責任者が同一の場合、加算を算定していないか。</p> <p>なお、同一事業者であっても、上記の両者が同一でない場合は算定できる。</p> <p>（3）指定重度訪問介護事業者等から作成者への支払は、個々の契約に基づいているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の5の2注</p> <p>障発1031001通知 第二の2（2）</p>	
15 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所が、利用者に対し、指定重度訪問介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>（1）福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 2から13までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</p> <p>（2）福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 2から13までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数</p> <p>（3）福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 2から13により算定した単位数の1000分の81に相当する単位数</p>	<p>平18厚労告523 別表第2の6の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>（イ）当該指定短期入所事業所等において、（ア）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>（ウ）福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>（エ）当該指定短期介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>（オ）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>（カ）当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>（キ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（三）福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>（四）（三）について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（五）福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>	<p>平 18 厚労告 543 の六 準用（二）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>(ク)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。</p> <p>（イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 （二）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、他方の加算を算定していないか。</p> <p>（１）福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数</p> <p>（２）福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2 から 13 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p>	平 18 厚労告 523 別表第 2 の 7 注	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア)障害福祉人材（福祉・介護職員または心理指導担当職員（公認心理師を含む。）サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二) 当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p>	<p>平 18 厚労告 543 の七 準用（三）</p>	

項 目	基本的考え方(観 点)	根拠法令等	備 考
	<p>(イ) 当該指定居宅介護事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により、事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 居宅介護サービス費における特定事業所加算()から()までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>(カ) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算()から()までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク)(キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() アに掲げる(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障障発 0325 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照</p>	<p>障発 1031001 通知 第二の2(2) 準用(第二の2(1))</p>	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 同 行 援 護 ）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24 年東京都規則第175 号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「平18 厚労告539」= 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18 年厚生労働省告示第543 号）

「平18 厚労告546」= 厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）

「平18 厚労告548」= 厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第548 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

「障発1031001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18 年10 月31 日障発第1031001 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定同行援護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 319 号「施設・事業所 における虐待防止体制の 整備の徹底について」(通 知)</p>	

	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	<p>(3) 指定同行援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じ、外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>指定同行援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上となっているか。また、従業者は資格を有しているか。</p> <p>* 常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数 (一週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は、32 時間を基本とする。))</p>	<p>都条例 155 第 4 条第 3 項</p> <p>支援法第 43 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 7 条 準用(第 5 条) 都規則 175 第 4 条 準用(第 3 条第 1 項第 1 号)</p>	
	2 サービス提供責任者	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定同行援護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定同行援護事業者が居宅介護、重度訪問介護または行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定同行援護の事業と居宅介護、重度訪問介護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。)に応じて 1 人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1) の事業の規模は、前 3 月の平均値としているか。 (ただし、新規に指定同行援護事業者の指定を受ける場合は、(1) の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。 ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校または養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修を修了した者(以下、「実務者研修修了者」という。) ウ 介護職員基礎研修修了者</p>	<p>都条例 155 第 7 条 準用(第 5 条) 第 4 条 準用(第 3 条第 1 項第 2 項)</p> <p>都規則 175 第 4 条 準用(第 3 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 1(6)</p>

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>3 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>エ 居宅介護従業者養成研修（改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第2号に規定する1級課程）を修了した者</p> <p>オ 居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第3号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修）の課程を修了したものであって3年以上介護等の業務に従事した者</p> <p>カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの</p> <p>キ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修を修了した者を含む。）</p> <p>ク 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者またはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、専ら当該指定同行援護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定同行援護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p> <p>指定同行援護事業所には、指定同行援護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定同行援護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>（1）専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>（2）利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>（3）必要な設備および備品等を確保しているか。 （特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。）</p>	<p>都条例 155 第 7 条 準用(第 6 条)</p> <p>支援法第 43 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 8 条第 2 項 準用(第 8 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 2 (5) 準用(第三の 2 (1) ~ (4))</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定同行援護事業者は、支給決定障害者等が指定同行援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定同行援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定同行援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定同行援護の内容</p> <p>ウ 当該指定同行援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定同行援護の提供開始年月日</p> <p>オ 指定同行援護に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定同行援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定同行援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定同行援護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定同行援護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定同行援護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超過していないか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第13条第1項)</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第13条第2項)</p> <p>社会福祉法第77条第1項</p> <p>社会福祉法施行規則第16条第2項</p> <p>障発1206001通知第三3(34)</p> <p>準用(第三の3(1))</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第14条第1項)</p> <p>障発1206001通知第三の3(34)</p> <p>準用(第三の3(2))</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第14条第2項)</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第14条第3項)</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第14条第4項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 提供拒否の禁止	<p>指定同行援護事業者は、正当な理由がなく指定同行援護の提供を拒んでいないか。特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合 (3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定同行援護を提供することが困難な場合 (4) 入院治療が必要な場合 をいう。 	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 15 条) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(3))</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 16 条) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用第三の 3(4)</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定同行援護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定同行援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 17 条)</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 18 条)</p>	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定同行援護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定同行援護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。 	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 19 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 19 条第 2 項)</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 20 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 21 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 21 条第 2 項)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>証書等に当該指定同行援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 22 条)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用（第三の 3（8））</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を提供した際は、当該指定同行援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定同行援護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 23 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用（第三の 3（9））</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 23 条第 2 項)</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定同行援護事業者が指定同行援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるもの場合に限定されているか。</p> <p>13 の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>(ただし、13 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 24 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用（第三の 3（10））</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 24 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>指定同行援護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定同行援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行う指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る利用者負担額として、支援法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の 1 割相当額の方が低い場合は、1 割相当額）の支払を受けているか。</p> <p>また、支援法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、(1) および (2) において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定同行援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定同行援護事業者は、(3) の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(11))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 4 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 5 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定同行援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定同行援護事業者が提供する指定同行援護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定同行援護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定同行援護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項（支援法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定同行援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 26 条)	
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定同行援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、法定代理受領を行わない指定同行援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定同行援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 27 条第 1 項) 都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 27 条第 2 項)	
16 指定同行援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定同行援護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、提供された指定同行援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、同行援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 28 条第 1 項) 都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 28 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(14))	
17 指定同行援護の具体的取扱方針	<p>指定同行援護事業所の従業者が提供する指定同行援護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定同行援護の提供に当たっては、同行援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定同行援護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 29 条第 1 号) 都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 29 条第 1 号)	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 同行援護計画の作成	<p>(3) 指定同行援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定同行援護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p> <p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定同行援護の内容等を記載した同行援護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定同行援護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、同行援護計画の原案を作成し、同行援護計画に基づく支援を実施しているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、同行援護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 同行援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、同行援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、同行援護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該同行援護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、同行援護計画作成後においても、当該同行援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該同行援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが同行援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 同行援護計画に変更のあった場合、(1) および(5) に準じて取扱っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 29 条第 2 号)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 29 条第 3 号)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 10 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 10 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 10 条第 4 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(16))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 10 条第 4 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する同行援護の提供をさせてはいないか。	都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 31 条)	
20 緊急時等の対応	指定同行援護事業所の従業者は、現に指定同行援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 32 条) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(17))	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定同行援護事業者は、指定同行援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 33 条)	
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	(1) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定同行援護事業所の管理者は、当該指定同行援護事業所の従業者に、都条例 155(指定障害福祉サービス条例)第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 (3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか、指定同行援護事業所に対する指定同行援護の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 9 条第 1 項) 都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 9 条第 2 項) 都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 10 条第 1 項)	
23 運営規程	指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 営業日および営業時間 (4) 指定同行援護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他事業の運営に関する重要事項	都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 11 条)	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対し、適切な指定同行援護を提供できるよう、各指定同行援護事業所において、当該指定同行援護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において、当該指定同行援護事業所の従業者によって指定同行援護を提供しているか。 指定同行援護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定同行援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護事業者は、適切な指定同行援護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(22))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(22))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(22))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条第 4 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(22))</p>	
25 業務継続計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定同行援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定同行援護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条の 2 第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(23))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条の 2 第 2 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(23))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
26 衛生管理等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(3)のみ】	<p>(3) 指定同行援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。 ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条の 2 第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 34 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 34 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(24))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 34 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(24))</p>	
27 掲示	<p>指定同行援護事業者は、指定同行援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 35 条)</p>	
28 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 35 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 35 条の 2 第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 35 条の 2 第 3 項) 都規則 175 第 4 条の 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
29 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定同行援護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、他の指定同行援護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 36 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 36 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 36 条第 3 項)</p>	
30 情報の提供等	<p>(1) 指定同行援護事業者は、指定同行援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定同行援護事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、当該指定同行援護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 37 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 37 条第 2 項)</p>	
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定同行援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 38 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 38 条第 2 項)</p>	
32 苦情解決	<p>(1) 指定同行援護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定同行援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 3 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
33 事故発生時の 対応	<p>(4) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定同行援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定同行援護事業者は、その提供した指定同行援護に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定同行援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定同行援護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定同行援護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 39 条第 4 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 39 条第 5 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 39 条第 3~5 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 39 条第 6 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 40 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(30)) 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 320 号「施設・事業所 における事故等防止対策 の徹底について」(通知)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 40 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
34 虐待の防止	<p>指定同行援護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定同行援護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定同行援護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 40 条の 2)</p> <p>都規則 175 第 4 条の 4</p>	
35 会計の区分	<p>指定同行援護事業者は、各指定同行援護事業所において経理を区分するとともに、指定同行援護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 41 条)</p>	
36 記録の整備	<p>(1) 指定同行援護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定同行援護事業者は、利用者に対する指定同行援護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 11 に規定する指定同行援護の提供に係る記録</p> <p>イ 18 に規定する同行援護計画</p> <p>ウ 28 に規定する身体拘束等の記録</p> <p>エ 32 に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 33 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>カ 21 に規定する区市町村への通知に係る記録</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 42 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 42 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用 (第三の 3 (33))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定同行援護事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の7第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第5号から第7号まで、第11号および第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定同行援護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 8 役員の氏名、生年月日および住所 <p>（1）指定同行援護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>（2）指定同行援護事業者は、都知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。）また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p>	<p>支援法第46条第1項 支援法施行規則 第34条の23第1項第1号 支援法施行規則 第34条の7第1項</p> <p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則 第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則 第34条の28</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第6 介護給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 同行援護サービス費</p>	<p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数が20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>(1) 指定同行援護に要する費用の額は、平成18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成18厚労告539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定同行援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 同行援護計画の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した同行援護計画に基づいて行われているか。</p> <p>なお、同行援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業員の種別についても記載しているか。</p> <p>また、当初の同行援護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに同行援護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置かれる従業員が同行援護に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 指定同行援護事業者は、事前に利用者の行動特徴、日常生活パターン等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを用意するなど準備しているか。</p> <p>(4) 指定同行援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画に位置付けられた内容の指定同行援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 平18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の九および十に定める者が、指定同行援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>支援法第29条第3項</p> <p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p> <p>障発1031001通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))</p> <p>平18厚労告523 別表第3の1の注1 障発1031001通知 第二の2(3)</p> <p>平18厚労告523 別表第3の1の注2 平18厚労告523 別表第3の1の注3 平18厚労告548の九、十</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 2人の同行援護従業者により行った場合	<p>(6) 平 18 厚労告 548「厚生労働大臣が定める者」の十の二に定める者が、平 18 厚労告 543「厚生労働大臣が定める基準」の八の二の満たしている利用者に対して、指定同行援護を行った場合に、所定単位数に加算しているか。</p> <p>(7) 区分3（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(8) 区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の 100 分の 40 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(9) 指定同行援護の提供に当たって、第4の28の(2)または(3)に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>平成 18 厚労告 546「厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>「厚生労働大臣が定める要件」</p> <p>(1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合</p> <p>(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合</p> <p>(3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注4 平 18 厚労告 548の十の二 平 18 厚労告 523 別表第3の1の注4の2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注4の3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注11</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注5</p> <p>平 18 厚労告 546</p>	
4 夜間早朝・深夜加算	<p>夜間（午後6時から午後10時まで）または早朝（午前6時から午前8時まで）に指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時まで）に指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>原則として、実際にサービス提供を行った時間帯の算定基準により算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注6 障発 1031001 通知 第二の2(3)</p>	
5 特定事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注7 障発 1031001 通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(1) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数 (2) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (3) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数 (4) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 特定事業所加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者（登録型の同行援護従業者を含む。）に対し、同行援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。</p> <p>また、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、同行援護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定同行援護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定同行援護事業所における同行援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね 1 月に 1 回以上）に開催すること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる同行援護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として 24 時間 365 日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が同行援護従業者一人ひとりと個別に、または数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>(二) 指定同行援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する同行援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する同行援護従業者から適宜報告を受けること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の A D L や意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 	<p>平 18 厚労告 543 の九 障発 1031001 通知 第二の 2 (3) 準用 (第二の 2 (1))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAXまたはメール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として 24 時間 365 日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、同行援護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p> <p>(ウ) 当該指定同行援護事業所の全ての同行援護従業者に対し、健康診断等を定期的実施すること。</p> <p>健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない同行援護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。</p> <p>なお、年度途中から新規に事業を開始する場合については、当該健康診断等が当該年度中に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定同行援護事業所の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施していること。</p> <p>「熟練した同期援護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる同行援護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある同行援護従業者）が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 当該指定同行援護事業所の同行援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上、指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が 100 分の 50 以上、前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定同行援護のサービス提供時間のうち常勤の同行援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が 100 分の 40 以上または同行援護従業者養成研修の課程を修了した者および国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等の占める割合が 100 分の 30 以上であること。</p> <p>なお、介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了してい</p>		

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>る者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。</p> <p>また、「常勤の同行援護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している同行援護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の同行援護従業者が対象となる。</p> <p>(キ) 当該指定同行援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。</p> <p>「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p> <p>(ク) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置していること。</p> <p>(ケ) 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定同行援護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p> <p>イ 特定事業所加算()</p> <p>同行援護事業所においては、アの(ア)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(カ)または(キ)および(ク)のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算()</p> <p>同行援護事業所においては、アの(ア)から(オ)までおよび(ケ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 特定事業所加算()</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) アの(イ)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(イ) 指定同行援護事業所の全てのサービス責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施または実施を予定していること。</p>		

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
6 特別地域加算	<p>(ウ) 指定障害福祉サービス基準第7条において準用する指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定同行援護事業所であって、同項の規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。</p> <p>(エ) 前年度または算定日が属する月の前3か月における利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分4以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」）に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所の同行援護従業者が指定同行援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注8 障発 1031001 通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))</p>	
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い、当該指定同行援護事業所の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなっていない指定同行援護を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>なお、「緊急に行った場合」とは、同行援護計画に位置づけられていない同行援護を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注9 障発 1031001 通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))</p>	
8 備考	<p>(1) 緊急時対応加算が算定されている指定重度訪問介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項または第3項（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p> <p>(3) 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間または指定通所支援もしくは指定入所支援を受けている間に、同行援護サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注10</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注11</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第3の1の注12</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 初回加算	<p>指定同行援護事業所において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定同行援護を行った日の属する月に指定同行援護を行った場合または当該指定同行援護事業所のその他の同行援護従業者が初回もしくは初回の指定同行援護を行った日の属する月に指定同行援護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定同行援護事業所から指定同行援護の提供を受けていない場合に算定しているか。また、サービス提供責任者が、同行援護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 3 の 2 の注</p> <p>障発 1031001 通知 第二の 2(3) 準用(第二の 2(1))</p>	
10 利用者負担上限額管理加算	<p>指定同行援護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 3 の 3 の注 障発 1031001 通知 第二の 2(3) 準用(第二の 2(1))</p>	
11 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定同行援護事業所において、社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>5(1)の特定事業所加算()を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 3 の 4 の注 社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項</p>	
12 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定同行援護事業所が、利用者に対し指定同行援護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 274 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 3 の 5 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該指定短期入所事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定短期介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p>	<p>平 18 厚労告 543 の十 準用（二）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。 （イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 （二）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、他方の加算を算定していないか。 （１）福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数 （２）福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p>	平 18 厚労告 523 別表第 1 の 6 の注	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア)障害福祉人材（福祉・介護職員または心理指導担当職員（公認心理師を含む。）サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>（一）介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、または改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>（二）当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>（三）障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>（四）障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p>	<p>平 18 厚労告 543 の十一 準用（三）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(イ) 当該指定居宅介護事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により、事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 居宅介護サービス費における特定事業所加算（ ）から（ ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>(カ) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク)(キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） アに掲げる（ア）から（エ）までおよび（カ）から（ク）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月25日付け障障発 0325 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照</p>	<p>障発 1031001 通知 第二の2(3) 準用(第二の2(1))</p>	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 行 動 援 護 ）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24 年東京都規則第175 号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「平18 厚労告539」= 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18 年厚生労働省告示第543 号）

「平18 厚労告546」= 厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）

「平18 厚労告548」= 厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第548 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

「障発1031001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18 年10 月31 日障発第1031001 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定行動援護の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 319 号「施設・事業所 における虐待防止体制の 整備の徹底について」(通 知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 サービス提供責任者</p>	<p>(3) 指定行動援護の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じ、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p> <p>指定行動援護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、2.5 以上となっているか。また、従業者は資格および実務経験を有しているか。</p> <p>* 常勤換算方法 (従業者の勤務延べ時間数) ÷ (事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(一週間に勤務すべき時間数が 32 時間を下回る場合は、32 時間を基本とする))</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定行動援護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定行動援護事業者が居宅介護、重度訪問介護、または同行援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定行動援護の事業と居宅介護、重度訪問介護または同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護および重度訪問介護、同行援護または行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模をいう。)に応じて 1人以上の者をサービス提供責任者としているか。(この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。)</p> <p>(2) (1)の事業の規模は、前 3月の平均値としているか。(ただし、新規に指定行動援護事業者の指定を受ける場合は、(1)の規模は推定数によるものとする。)</p> <p>(3) 資格を有しているか。(ただし、行動援護従事者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修(基礎研修および実践研修)修了者)</p> <p>ア 介護福祉士 イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 2 号の指定を受けた学校または養成施設において 1 月以上介護福祉士として必要な知識および技能を修得するための研修を修了した者(以下、「実務者研修修了者」という。) ウ 介護職員基礎研修修了者 エ 居宅介護従業者養成研修(改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 538 号)第 2 号に規定する 1 級課程)を修了した者。</p>	<p>都条例 155 第 4 条第 4 項</p> <p>支援法第 43 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 7 条 準用(第 5 条) 都規則 175 第 4 条 準用(第 3 条第 1 項第 1 号)</p> <p>都条例 155 第 7 条 準用(第 5 条) 都規則 175 第 4 条 準用(第 3 条第 1 項第 2 号)</p> <p>都規則 175 第 4 条 準用(第 3 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三の 1(7)</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>3 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>オ 居宅介護職員初任者研修（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）第 3 号に規定する居宅介護の提供に当たる従業者に係る研修）の課程を修了したものであって、3 年以上介護等の業務に従事した者</p> <p>カ 介護保険法上の指定訪問介護事業所および指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の選任要件に該当するもの</p> <p>行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者または精神障害者の直接業務に 3 年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成 33 年 3 月 31 日までの間に限り、上記アからカまでのいずれかの要件を満たす者であっては、直接業務に 5 年以上従事した経験を有することで足りるものとする。</p> <p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、専ら当該指定行動援護事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 （ただし、指定行動援護事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。） 他の職務との兼務は適切か。</p> <p>指定行動援護事業所には、指定行動援護の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定行動援護の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>（1）専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>（2）利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。</p> <p>（3）必要な設備および備品等を確保しているか。 （特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。）</p>	<p>都条例 155 第 7 条 準用(第 6 条)</p> <p>支援法第 43 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 8 条第 2 項 準用(第 8 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 2(5) 準用(第三の 2(1)～(4))</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定行動援護事業者は、支給決定障害者等が指定行動援護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定行動援護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定行動援護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定行動援護の内容</p> <p>ウ 当該指定行動援護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定行動援護の提供開始年月日</p> <p>オ 指定行動援護に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定行動援護事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定行動援護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定行動援護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定行動援護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定行動援護の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超過していないか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第13条第1項)</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第13条第2項)</p> <p>社会福祉法第77条第1項</p> <p>社会福祉法施行規則第16条第2項</p> <p>障発1206001通知第三の3(34)</p> <p>準用(第三の3(1))</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第14条第1項)</p> <p>障発1206001通知第三の3(34)</p> <p>準用(第三の3(2))</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第14条第2項)</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第14条第3項)</p> <p>都条例155第43条第2項準用(第14条第4項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 提供拒否の禁止	<p>指定行動援護事業者は、正当な理由がなく指定行動援護の提供を拒んでいないか。特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合 (3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定行動援護を提供することが困難な場合 (4) 入院治療が必要な場合をいう。 	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 15 条) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(3))</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 16 条) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(4))</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定行動援護を提供することが困難であると認める場合は、他の指定行動援護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 17 条)</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 18 条)</p>	
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<ul style="list-style-type: none"> (1) 指定行動援護事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定行動援護事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。 	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 19 条第 1 項)</p> <p>都条例155第43 条第2 項 準用(第19 条第2 項)</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例155第43 条第2 項 準用(第20 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155第43 条第2 項 準用(第21 条第1 項)</p> <p>都条例155第43 条第2 項 準用(第21 条第2 項)</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>証書等に当該指定行動援護事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例155第43 条第2 項 準用(第22 条)</p> <p>障発1206001 通知 第三の3(34) 準用（第三の3（8））</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を提供した際は、当該指定行動援護の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1) の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定行動援護の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例155第43 条第2 項 準用(第23 条第1 項)</p> <p>障発1206001 通知 第三の3(34) 準用（第三の3（9））</p> <p>都条例155第43 条第2 項 準用(第23 条第2 項)</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定行動援護事業者が指定行動援護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限定されているか。13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>指定行動援護事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 24 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用（第三の 3（10））</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 24 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>ア 指定行動援護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行う指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額として、支援法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の 1 割相当額の方が低い場合は、1 割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、(1) および (2) において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定行動援護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護事業者は、(3) の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(11))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 4 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 25 条第 5 項)</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定行動援護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定行動援護事業者が提供する指定行動援護および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定行動援護および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定行動援護および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項（支援法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定行動援護事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 26 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、法定代理受領により区市町村から指定行動援護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、法定代理受領を行わない指定行動援護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定行動援護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 27 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 27 条第 2 項)</p>	
16 指定行動援護の基本取扱方針	<p>(1) 指定行動援護は、利用者が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、提供された指定行動援護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、行動援護計画の見直しを行うなど、その改善を図っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 28 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 28 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知第三の 3(34)</p> <p>準用(第三の 3(14))</p>	
17 指定行動援護の具体的取扱方針	<p>指定行動援護事業所の従業者が提供する指定行動援護の方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定行動援護の提供に当たっては、行動援護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、指定行動援護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定行動援護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定行動援護の提供を行っているか。</p> <p>(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 29 条第 1 号)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 29 条第 1 号)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 29 条第 2 号)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 29 条第 3 号)</p>	
18 行動援護計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、具体的な指定行動援護の内容等を記載した行動援護計画を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定行動援護事業所以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービス等との連携も含め、行動援護計画の原案を作成し、行動援護計画に基づく支援を実施しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 10 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知第三の 3(34)</p> <p>準用(第三の 3(16))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(3) サービス提供責任者は、行動援護計画の目標や内容等について、利用者およびその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p> <p>(4) 行動援護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、行動援護の提供によって解決すべき課題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。</p> <p>(5) サービス提供責任者は、行動援護計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該行動援護計画を遅滞なく交付しているか。</p> <p>(6) サービス提供責任者は、行動援護計画作成後においても、当該行動援護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該行動援護計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが行動援護計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。</p> <p>(7) 行動援護計画に変更のあった場合、(1) および(5) に準じて取扱っているか。</p>	<p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3 (16))</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3 (16))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 10 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3 (16))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 10 条第 4 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3 (16))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 10 条第 4 項)</p>	
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合、当該利用者に対する指定行動援護の提供をさせてはならないか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 31 条)</p>	
20 緊急時等の対応	<p>指定行動援護事業所の従業者は、現に指定行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 32 条) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3 (17))</p>	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 33 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
22 管理者およびサービス提供責任者の責務	<p>(1) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者および業務の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業所の管理者は、当該指定行動援護事業所の従業者に、都条例 155 (指定障害福祉サービス条例) 第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、18 に規定する業務のほか、指定行動援護事業所に対する指定行動援護の利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 9 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 9 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 10 条第 1 項)</p>	
23 運営規程	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 営業日および営業時間</p> <p>(4) 指定行動援護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 11 条)</p>	
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対し、適切な指定行動援護を提供できるよう、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において、当該指定行動援護事業所の従業者によって指定行動援護を提供しているか。指定行動援護事業所の従業者は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者であるか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 12 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3 (22))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 12 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3 (22))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
25 業務継続計画の策定等 令和6年3月31日まで経過措置あり	<p>(3) 指定行動援護事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定行動援護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、適切な指定行動援護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定行動援護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(22))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条第 4 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(22))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条の 2 第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(23))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条の 2 第 2 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(23))</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 12 条の 2 第 3 項)</p>	
26 衛生管理等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 34 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 34 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(24))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
令和6年3月31日 まで経過措置あり【(3)のみ】	<p>(3) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 34 条第 3 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(24))</p>	
27 掲示	<p>指定行動援護事業者は、指定行動援護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 35 条)</p>	
28 身体拘束等の 禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 35 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 35 条の 2 第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 35 条の 2 第 3 項) 都規則 175 第 4 条の 3</p>	
29 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定行動援護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、他の指定行動援護事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 36 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 36 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項 準用(第 36 条第 3 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
30 情報の提供等	<p>(1) 指定行動援護事業者は、指定行動援護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定行動援護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、当該指定行動援護事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 37 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 37 条第 2 項)</p>	
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定行動援護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 38 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 38 条第 2 項)</p>	
32 苦情解決	<p>(1) 指定行動援護事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定行動援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定行動援護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定行動援護事業者は、その提供した指定行動援護に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定行動援護事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 4 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 5 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
33 事故発生時の対応	<p>(6) 指定行動援護事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定行動援護事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疫病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 3～5 項) 都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 39 条第 6 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 40 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3(34) 準用(第三の 3(30)) 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 320 号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(通知)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 40 条第 2 項)</p>	
34 虐待の防止	<p>指定行動援護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 当該指定行動援護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定行動援護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。 ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 40 条の 2)</p> <p>都規則 175 第 4 条の 4</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
35 会計の区分	<p>指定行動援護事業者は、各指定行動援護事業所において経理を区分するとともに、指定行動援護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 41 条)</p>	
36 記録の整備	<p>(1) 指定行動援護事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定行動援護事業者は、利用者に対する指定行動援護の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 11 に規定する指定行動援護の提供に係る記録</p> <p>イ 18 に規定する行動援護計画</p> <p>ウ 28 に規定する身体拘束等の記録</p> <p>エ 32 に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 33 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>カ 21 に規定する区市町村への通知に係る記録</p>	<p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 42 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 43 条第 2 項準用(第 42 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第三の 3(34)</p> <p>準用(第三の 3(33))</p>	
第 5 届出等			
1 変更の届出	<p>指定行動援護事業者は、支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 1 号に掲げる事項（支援法施行規則第 34 条の 7 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第 5 号から第 7 号まで、第 11 号および第 13 号に掲げる事項）に変更があったときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定行動援護事業者が変更の届出を要する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称および所在地 2 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 3 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等 4 事業所の平面図 5 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴 6 運営規程 7 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項 8 役員の氏名、生年月日および住所 	<p>支援法第 46 条第 1 項</p> <p>支援法施行規則 第 34 条の 23 第 1 項第 1 号</p> <p>支援法施行規則 第 34 条の 7 第 1 項</p>	
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定行動援護事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が 1 以上 20 未満の指定事業者等</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p>	<p>支援法第 42 条第 3 項</p> <p>支援法第 51 条の 2 第 1 項</p> <p>支援法施行規則 第 34 条の 27</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第 6 介護給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が 20 以上 100 未満の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数が 100 以上の指定事業者等 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>（ 2 ）指定行動援護事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。） また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数 20 以上の指定事業者等に限る。） エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数 100 以上の指定事業者等に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>（ 1 ）指定行動援護に要する費用の額は、平成 18 厚労告 523 の別表「介護給付費等単位数表」の第 1 により算定する単位数に平成 18 厚労告 539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 「単価適用の留意点」 行動援護で提供されるサービスは、その性格上、一般的に半日の範囲にとどまると想定されているが、8 時間以上実施されるような場合であっても、「7 時間 30 分以上の場合」の単位を適用する。 また、行動援護は、主として日中に行われるサービスであることから、早朝・夜間・深夜の加算は算定されないで留意すること。</p> <p>（ 2 ）（ 1 ）の規定により、指定行動援護に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>支援法第 51 条の 2 第 2 項 支援法施行規則 第 34 条の 28</p> <p>支援法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539</p> <p>障発 1031001 通知 第二の 2(4)</p> <p>平 18 厚労告 523 の二</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 行動援護サービス費	<p>(1) 行動援護計画の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した行動援護計画に基づいて行われているか。</p> <p>なお、行動援護計画におけるサービス内容の記載に当たっては、派遣される従業者の種別についても記載しているか。</p> <p>また、当初の行動援護計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに行動援護計画の見直し、変更を行っているか。</p> <p>(2) 次のアおよびイのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、行動援護（当該利用者が居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防または回避するために必要な援護等をいう。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（指定行動援護事業者）が当該事業を行う事業所に置かれる従業者（行動援護従業者）が行動援護に係る指定障害福祉サービス（指定行動援護）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア 区分3以上に該当していること。</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。</p> <p>「所定単位数」の取り扱いについて</p> <p>行動援護従業者養成研修課程修了者または強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に1年以上の従事経験を有する者が行動援護を行う場合に所定単位数を算定する。</p> <p>ただし、初任者研修課程の修了者等であって、知的障害者、知的障害児または精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあつては、平成33年3月31日までの間は、当該基準に適合するものとみなす。</p> <p>(3) 指定行動援護事業者は、事前に利用者の行動特徴、日常的な生活パターン、感覚の過敏性等について情報収集し、援護に必要なコミュニケーションツールを準備し、それらを活用して適切に支援を行うための支援計画シート等を作成するとともに、支援内容を記録用紙に記録しているか。なお、指定行動援護は、知的障害または精神障害により行動上著しい困難があるものに対して、次のようなサービスを実施しているか。</p> <p>ア 予防的対応</p> <p>(ア) 行動の予定が分からない等のため不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動に出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動が取れるよう理解させること。</p> <p>(イ) 視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫するなど、どんな条件のときに行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行うことなど。</p> <p>イ 制御的対応</p> <p>(ア) 何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめること。</p>	<p>障発 1031001 通知 第二の2(4) (二) 準用(第二の2(1))</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第4の1の注1</p> <p>障発 1031001 通知 第二の2(4)</p> <p>障発 1031001 通知 第二の2(4)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(イ) 危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうといった不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめること。</p> <p>(ウ) 本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応</p> <p>ウ 身体介護的対応</p> <p>(ア) 便意の認識ができない者の介助や排便後の後始末等の対応</p> <p>(イ) 食事を摂る場合の食事介助</p> <p>(ウ) 入浴および衣服の着脱介助など</p> <p>(4) 指定行動援護を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画および支援計画シート等(以下「行動援護計画等」という。)に位置付けられた内容の指定行動援護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数で算定しているか。</p> <p>「支援計画シート等未作成減算」の算定について</p> <p>当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の95になるものではないことに留意すること。</p> <p>また、行動障害を有する者への支援について、関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、支援計画シート等を作成することが重要であることに鑑み、支援計画シート等の作成が適切に行われていない場合に、報酬告示の規定に基づき、介護給付費を減算する。</p> <p>「支援計画シート等未作成減算」の具体的取扱い</p> <p>具体的には、次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで、次のいずれかに該当する利用者につき減算する。</p> <p>ア サービス提供責任者等による指揮の下、支援計画シート等が作成されていない。</p> <p>イ 支援計画シート等の作成に係る一連の業務が適切に行われていない。</p> <p>(6) 平18厚労告548「厚生労働大臣が定める者」の十一に定める者が、指定行動援護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 指定行動援護の提供に当たって、第4の28の(2)または(3)に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。やむを得ず身体拘束等を行う場合に、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合または身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第4の1の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注2の2</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)の(一)および(二)</p> <p>障発1031001通知 第二の2(4)の(三)</p> <p>平18厚労告523 別表第4の1の注3</p> <p>平18厚労告523別表第4 の1の注10</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 2人の行動援護従業者により行った場合	<p>平成 18 厚労告 546「厚生労働大臣が定める要件」に定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護を行った場合に、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>「厚生労働大臣が定める要件」 (1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 4 の 1 の注 4 障発 1031001 通知 第二の 2(4) 準用(第二の 2(1) (一))</p> <p>平 18 厚労告 546</p>	
4 1日1回のみの算定	<p>行動援護サービス費は、1日1回のみの算定となっているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 4 の 1 の注 5 障発 1031001 通知 第二の 2(4) (一)</p>	
5 特定事業所加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定行動援護事業所において、指定行動援護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定できない。</p> <p>(1) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 20 に相当する単位数</p> <p>(2) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数</p> <p>(3) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数</p> <p>(4) 特定事業所加算() 所定単位数の 100 分の 5 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。 ア 特定事業所加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 4 の 1 の注 6 障発 1031001 通知 第二の 2(4) 準用(第二の 2(1)の)</p> <p>平 18 厚労告 543 の十三</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(ア) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者（登録型の行動援護従業者を含む。）に対し、行動援護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施または実施を予定していること。</p> <p>また、当該事業所におけるサービス従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、行動援護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。</p> <p>(イ) 次に掲げる基準に従い、指定行動援護が行われていること。</p> <p>(一) 利用者に関する情報もしくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達または当該指定行動援護事業所における行動援護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的（概ね1月に1回以上）に開催すること。</p> <p>当該会議は、サービス提供責任者が主宰し、登録ヘルパーも含めて、当該事業所においてサービス提供に当たる行動援護従業者の全てが参加するものでなければならない。</p> <p>また、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。なお、利用者に対して、原則として24時間365日のサービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者が行動援護従業者一人ひとりと個別に、または数人ごとに開催する方法により開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。</p> <p>(二) 指定行動援護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する行動援護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する行動援護従業者から適宜報告を受けること。</p> <p>「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のADLや意欲 ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・ 家族を含む環境 ・ 前回のサービス提供時の状況 ・ その他サービス提供に当たって必要な事項 <p>「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。</p> <p>また、利用者に対して、原則として24時間365日サービス提供を行っている事業所においては、サービス提供責任者の勤務時間外にもサービス提供が行われることから、サービス提供責任者の勤務時間内に対応可能な範囲での伝達で差し支えない。</p> <p>なお、行動援護従業者から適宜受けるサービス提供終了後の報告内容について、サービス提供責任者は、文書にて記録を保存しなければならない。</p>		

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(ウ) 当該指定行動援護事業所の全ての行動援護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない行動援護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。なお、年度途中から新規に事業を開始する場合については、当該健康診断等が当該年度中に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。</p> <p>(エ) 第4の23の(6)に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。 「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊急時の連絡先および対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。</p> <p>(オ) 当該指定行動援護事業所の新規に採用した全ての行動援護従業者に対し、熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施していること。 「熟練した行動援護従業者の同行による研修」については、サービス提供責任者またはサービス提供責任者と同等と認められる行動援護従業者（当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護を提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある行動援護従業者）が、新規に採用した行動援護従業者に対し、適切な指導を行うものとする。</p> <p>(カ) 当該指定行動援護事業所の行動援護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上もしくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者および1級課程修了者の占める割合が100分の50以上または前年度もしくは算定日が属する月の前3月間における指定行動援護のサービス提供時間のうち常勤の行動援護従業者によるサービス提供時間の占める割合が100分の40以上であること。なお、介護福祉士、実務者研修修了者または介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得しているまたは研修の課程を修了している者とし、割合については、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出するものとする。また、「常勤の行動援護従業者」とは、事業所で定めた勤務時間(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)の全てを勤務している行動援護従業者をいい、サービス提供時間に含まれる全ての常勤の行動援護従業者が対象となる。</p> <p>(キ) 当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士または5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者もしくは1級課程修了者であること。「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得または研修修了前の従事期間も含めるものとする。</p>		

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
6 特別地域加算	<p>(ク) 第2の2の規定により1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置していること。</p> <p>(ケ) 前年度または算定日が属する月の前3月間における指定行動援護の利用者の総数のうち障害支援区分5以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の30以上であること。なお、算定においては、前年度(4月～2月)または届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いるものとする。</p> <p>イ 特定事業所加算() 行動援護事業所においては、アの(ア)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、(カ)または(キ)および(ク)のいずれかに適合すること。</p> <p>ウ 特定事業所加算() 行動援護事業所においては、アの(ア)から(オ)までおよび(ケ)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>エ 特定事業所加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 (ア) アの(イ)から(オ)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (イ) 指定行動援護事業所の全てのサービス責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施または実施を予定していること。 (ウ) 指定障害福祉サービス基準第7条において準用する指定障害福祉サービス基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定行動援護事業所であって、同項の規定により配置されることとなっているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1名以上配置していること。 (エ) 前年度または算定日が属する月の前3か月における利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分4以上である者および喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」)に居住している利用者に対して、指定行動援護事業所の行動援護従業者が指定行動援護を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第4の1の注7 障発 1031001 通知 第二の2(4) 準用(第二の2(1))	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
7 緊急時対応加算	<p>利用者またはその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>なお、「緊急に行った場合」とは、行動援護計画に位置付けられていない行動援護を、利用者またはその家族等から要請を受けてから24時間以内に行った場合をいうものとする。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 4 の 1 の注 8 障発 1031001 通知 第二の 2(4) 準用(第二の 2(1))</p>	
8 備考	<p>(1) 緊急時対応加算が算定されている指定重度訪問介護事業所等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た場合に、更に1回につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>(2) 指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項または第 3 項（指定障害福祉サービス基準第 43 条の 4 において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。</p> <p>(3) 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間または指定通所支援もしくは指定入所支援を受けている間に、行動援護サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 9</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1 の注 10</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 4 の 1 の注 11</p>	
9 初回加算	<p>指定行動援護事業所において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回の指定行動援護を行った日の属する月に指定行動援護を行った場合または当該指定行動援護事業所のその他の行動援護従業者が初回もしくは初回の指定行動援護を行った日の属する月に指定行動援護を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>当該加算について、利用者が過去2月に、当該指定行動援護事業所から指定行動援護の提供を受けていない場合に算定しているか。</p> <p>また、サービス提供責任者が、行動援護に同行した場合について、第4の11に基づき、同行訪問した旨を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 4 の 2 の注</p> <p>障発 1301001 通知 第二の 2(4) 準用(第二の 2(1))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
10 利用者負担上限額管理加算	指定行動援護事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 4 の 3 の注 障発 1031001 通知 第二の 2(4) 準用(第二の 2(1))	
11 喀痰吸引等支援体制加算	指定行動援護事業所において、社会福祉士及び介護福祉法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 5(1)の特定事業所加算()を算定している場合に、算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 4 の 4 の注	
12 行動障害支援指導連携加算	支援計画シート等を作成した者が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成するうえでの必要な指導および助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月（翌月に移行することが確実に見込まれる場合であって、移行する日が翌月の初日等である時にあっては、移行する日が属する月の前月）につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 「行動障害支援指導連携加算」の取扱いについて (1) 利用者の引継ぎを行う場合にあっては、「重訪対象拡大通知」を参照し行うこと。 (2) 当該加算については、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が作成者から、重度訪問介護計画を作成するうえでの指導および助言を受けるための行動援護利用者宅までの費用の支払を評価しているものであることから、作成者と指定重度訪問介護事業者等のサービス提供責任者が同一の場合は、加算は算定できない。 なお、同一事業者であっても、作成者と指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が同一でない場合、加算は算定できるものであること。 (3) 指定行動援護事業所等から指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者への支払は、個々の契約によるものとする。	平 18 厚労告 523 別表第 4 の 4 の 2 注 障発 1031001 通知 第二の 2(4)	
13 福祉・介護職員処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または区市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成 33 年 3 月 31 日までの間（(4)および(5)については、別に厚生労働大臣が定める日までの間）次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。	平 18 厚労告 523 別表第 4 の 5 の注	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 239 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 の 175 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 12 までにより算定した単位数の 1000 分の 97 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算() 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>(ア) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(イ) 当該指定短期入所事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定短期介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(オ) 算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(カ) 当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>(キ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p>	<p>平 18 厚労告 543 の十四準用（二）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>(四)(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(五)福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六)(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>(ク)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。 （イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 （二）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事または市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しないか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 4 の 6 の注	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(1)福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数</p> <p>(2)福祉・介護職員等特定処遇改善加算() 2 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算()</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(ア)障害福祉人材(福祉・介護職員または心理指導担当職員(公認心理師を含む。) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。)その他の職員(以下「障害福祉人材等」という。)の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一)介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士または保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。) サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験および技能を有する障害福祉人材と認められるもの(以下「経験・技能のある障害福祉人材」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上となる、または改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額 4 4 0 万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p> <p>(二)当該指定居宅介護事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p>	<p>平 18 厚労告 543 の十五準用(三)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定居宅介護事業所等において、アの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により、事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(オ) 居宅介護サービス費における特定事業所加算（ ）から（ ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>(カ) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(キ) (イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p>		

項 目	基本的考え方(観 点)	根拠法令等	備 考
	<p>(ク)(キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() アに掲げる(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障障発 0325 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照</p>	<p>障発 1031001 通知 第二の2(4) 準用(第二の2(1))</p>	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 短 期 入 所 ）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24 年東京都規則第175 号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「平18 厚労告539」= 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18 年厚生労働省告示第543 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

「障発1031001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18 年10 月31 日障発第1031001 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重して、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定短期入所の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所の事業は、利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じて入浴、排せつおよび食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとなっているか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 319 号「施設・事業所 における虐待防止体制の 整備の徹底について」 (通知)</p> <p>都条例 155 第 97 条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の配置の基準</p>	<p>(1) 支援法第5条第8項に規定する施設が併設事業所を設置する場合において、当該施設および併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準を満しているか。</p> <p>ア 指定障害者支援施設その他の支援法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、イに掲げるものを除く。（2）において「入所施設等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該入所施設等の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う事業者に限る。）指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者または外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下、「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 （ア）または（イ）に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ（ア）または（イ）に定める数 （ア）指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助または外部サービス利用型指定共同生活援助（以下、「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下、1において同じ。）の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 （イ）指定短期入所を提供する時間帯（（ア）に掲げるものを除く。） 次の（一）または（二）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）または（二）に定める数 （一）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下の場合 1人以上 （二）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超える場合 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>支援法第43条第1項 都条例155第98条第1項</p> <p>都条例155 第98条第1項第1号 都規則175 第15条第1項第1号</p> <p>都条例155 第98条第1項第2号 都規則175 第15条第1項第2号</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 支援法第5条第8項に規定する施設が、空床利用型事業所に置くべき従業員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数となっているか。</p> <p>ア 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数および空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とした場合において、当該施設として必要とされる数以上</p> <p>イ 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 （ア）または（イ）に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ（ア）または（イ）に定める数 （ア）指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く）の利用者の数および空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く）の利用者の数とした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く）における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 （イ）指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（一）または（二）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）または（二）に定める数 （一）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人以下の場合 1人以上 （二）当該日の指定短期入所の利用者の数が6人を超える場合 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(3) 単独型事業所に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数となっているか。</p> <p>ア 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所または指定障害児通所支援事業所（以下、「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 （ア）または（イ）に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれ（ア）または（イ）に掲げる数</p>	<p>都条例 155 第 98 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 98 条第 2 項第 1 号 都規則 175 第 15 条第 2 項第 1 号 都条例 155 第 98 条第 2 項第 2 号 都規則 175 第 15 条第 2 項第 2 号</p> <p>都条例 155 第 98 条第 3 項</p> <p>都条例 155 第 98 条第 3 項第 1 号 都規則 175 第 15 条第 3 項第 1 号</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>2 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準 設備および備品等</p>	<p>(ア) 指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労継続支援 A型、指定就労継続支援 B型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助または指定通所支援のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数および当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要とされる数以上</p> <p>(イ) 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、(ア)に掲げる時間帯以外の時間帯 次の(一)または(二)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)または(二)に定める数 (一) 当該日の指定短期入所利用者の数が6人以下 1人以上 (二) 当該日の指定短期入所利用者の数が6人を超える場合 1に当該日の指定短期入所利用者の数が6を超えて6またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>イ 指定生活介護事業所等以外の単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前記ア(イ)の(一)または(二)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める数</p> <p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに専ら当該指定短期入所事業所の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない) また、他の職務との兼務は適切か。</p> <p>(1) 指定短期入所事業所は、併設事業所または支援法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部または一部が利用者に利用されていない居室を用いているか。 (2) 併設事業所は、当該併設事業所および併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設および当該併設事業所の利用者の支援に支障がないときには、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所の事業の用に供することとしているか。 (3) 空床利用型事業所は、当該施設として必要とされる設備を有しているか。 (4) 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所および便所その他運営上必要な設備を規則で定める基準により設けているか</p>	<p>都条例 155 第 98 条第 3 項第 2 号 都規則 175 第 15 条第 3 項第 2 号</p> <p>都条例 155 第 99 条 準用(第 51 条)</p> <p>支援法第 43 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 100 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 100 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 100 条第 3 項 都条例 155 第 100 条第 4 項 都規則 175 第 16 条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第4 運営に関する基準		支援法第 43 条	
1 内容および手続の説明および同意	<p>(1) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等が指定短期入所の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定短期入所の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	都条例 155 第 108 条 準用（第 13 条第 1 項）	
2 提供拒否の禁止	指定短期入所事業者は、正当な理由がなく、指定短期入所の提供を拒んではいないか。	都条例 155 第 108 条 準用（第 15 条）	
3 連絡調整に対する協力	指定短期入所事業者は、指定短期入所の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、協力できるよう努めているか。	都条例 155 第 108 条 準用（第 16 項）	
4 サービス提供困難時の対応	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定短期入所事業を提供することが困難であると認める場合は、他の指定短期入所事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例 155 第 108 条 準用（第 17 項）	
5 受給資格の確認	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証により支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例 155 第 108 条 準用（第 18 条）	
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定短期入所事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	都条例 155 第 108 条 準用（第 19 条第 1 項）	
7 心身の状況等の把握	指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 155 第 108 条 準用（第 20 条）	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、地域および家庭との結びつきを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 21 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 21 条第 2 項）</p>	
9 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、当該指定短期入所の提供日、内容その他必要な事項を、その提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、(1)の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定短期入所の提供を受けたことについて確認をしているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 23 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 23 条第 2 項）</p>	
10 対象者等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 102 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 102 条第 2 項</p>	
11 入退所の記録の記載等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者の入所または退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、当該入所または退所の年月日その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを区市町村に提出しているか。</p>	<p>都条例 155 第 103 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 103 条第 2 項</p>	
12 支給決定障害者等に求めることができる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定短期入所事業者が指定短期入所を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 24 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 24 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行う指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、(1) および (2) の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち規則で定める費用の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 光熱水費</p> <p>ウ 日用品費</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定短期入所事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 104 条 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 104 条 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 104 条 第 3 項 都規則 175 第 17 条</p> <p>都条例 155 第 104 条 第 4 項</p> <p>都条例 155 第 104 条 第 5 項</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定短期入所事業者が提供する指定短期入所および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定短期入所および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定短期入所および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項（支援法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定短期入所事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 26 条）</p>	
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、法定代理受領により区市町村から指定短期入所に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定短期入所の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し、交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 27 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 27 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 指定短期入所の取扱方針	<p>(1) 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況およびその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその介護を行う者に対し、指定短期入所の提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p style="padding-left: 2em;">福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p>	<p>都条例 155 第 105 条 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 105 条 第 2 項</p> <p>社会福祉法第 78 条 都条例 155 第 105 条 第 3 項 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」</p>	
17 サービスの提供	<p>(1) 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者を入浴させ、または清しきをしているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、当該支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等からの依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行っているか。</p> <p>(5) 利用者の食事は、栄養ならびに利用者の身体の状況および嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しているか。</p>	<p>都条例 155 第 106 条 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 106 条 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 106 条 第 3 項</p> <p>都条例 155 第 106 条 第 4 項</p> <p>都条例 155 第 106 条 第 5 項</p>	
18 緊急時等の対応	<p>指定短期入所事業所の従業者は、現に指定短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 32 条）</p>	
19 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 33 条）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
20 運営規程	<p>指定短期入所事業者は、各指定短期入所事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務の内容 (3) 利用定員 (4) 指定短期入所の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額 (5) 指定短期入所の利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策 (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例 155 第 101 条	
21 定員の遵守	<p>指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業者ごとに、それぞれの規則で定める数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 併設事業所にあつては、利用定員および居室の定員を超える利用者の数 (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居およびユニットごとの入居定員）および居室の定員を超える利用者の数 (3) 単独型事業所にあつては、利用定員および居室の定員を超える利用者の数</p>	都条例 155 第 107 条 都規則 175 第 18 条	
22 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定短期入所事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、他の指定短期事業者等に対し、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 36 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 36 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 36 条第 3 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
23 情報の提供等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定短期入所事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、当該指定短期入所事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 37 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 37 条第 2 項）</p>	
24 利益供与等の 禁止	<p>(1) 指定短期入所事業者は、一般相談支援事業を行う者もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定短期入所事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、一般相談支援事業を行う者もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 38 条第 2 項）</p>	
25 苦情解決	<p>(1) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定短期入所事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告もしくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 39 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 39 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 39 条第 3 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 39 条第 4 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
26 事故発生時の対応	<p>(5) 指定短期入所事業者は、その提供した指定短期入所に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定短期入所事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力するとともに、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定短期入所事業者は、知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3) から(5)までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定短期入所事業者は、社会福祉法第 85 条に規定による運営適正化委員会が行う調査またはあつせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの、数日に渡るもの等） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等、ただし、障害者虐待は除く。） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組を図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用（第 39 条第 5 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 39 条第 3～5 項） 都条例 155 第 108 条 準用（第 39 条第 6 項）</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 40 条第 1 項） 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 第 320 号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について(通知)」</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用（第 40 条第 3 項）</p> <p>平成 28 年 9 月 15 日障障 発 0915 第 1 号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について(通知)」</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
27 虐待の防止	<p>指定短期入所事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定短期入所事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定短期入所事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 40 条の 2)</p> <p>都規則 175 第 4 条の 4</p>	
28 会計の区分	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 41 条)</p>	
29 記録の整備	<p>(1) 指定短期入所事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 42 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 42 条第 2 項)</p>	
30 相談および援助	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 63 条)</p>	
31 管理者の責務	<p>(1) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所の管理者は、当該指定短期入所事業所の従業者に都条例 155 第 5 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 53 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 53 条第 3 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
32 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者に対し、適切な指定短期入所を提供できるよう、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業所は、各指定短期入所事業所において、当該指定短期入所事業所の従業員によって指定短期入所を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。)</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 56 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 56 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 56 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 56 条第 4 項) 障発 1206001 通知 第三の 3 (22)</p>	
33 業務継続計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定短期入所事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 12 条の 2 第 1 項) 障発 1206001 通知 第三の 3 (23)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 12 条の 2 第 2 項) 障発 1206001 通知 第三の 3 (23)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 12 条の 2 第 3 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
34 非常災害対策	<p>(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、一定要件（ ）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。</p> <p>一定要件 階数 2 および延床面積 5,000 m²以上の社会福祉施設等もしくは階数 2 および延床面積 1,500 m²以上の保育所</p> <p>(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、また非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(4) 指定短期入所事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 指定短期入所事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>(6) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。 また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条、第 5 条第 3 項第 1 号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条、第 3 条</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第 16 条第 1 項、第 5 条第 3 項第 1 号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 3 条</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 74 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 74 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 74 条第 3 項)</p> <p>水防法第 15 条の 3 第 1 項、第 2 項および第 5 項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項および第 5 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
35 身体的拘束等の禁止	<p>(1) 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定短期入所事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 35 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 35 条の 2 第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 35 条の 2 第 3 項) 都規則 175 第 4 条の 3</p>	
36 地域との連携等	<p>指定短期入所事業者は、指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 73 条)</p>	
37 健康管理	<p>指定短期入所事業者は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための適切な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 88 条)</p>	
38 衛生管理等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(2)のみ】	<p>(1) 指定短期入所事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所において感染症または食中毒が発生またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>都条例 155 第 108 条 準用(第 90 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 108 条 準用(第 90 条第 2 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第四の 3 (20)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
39 協力医療機関	指定短期入所事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。	都条例 155 第 108 条 準用(第 91 条)	
40 掲示	指定短期入所事業者は、指定短期入所事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	都条例 155 第 108 条 準用(第 92 条)	
第 5 共生型短期入所に関する基準		都条例 155 第 108 条の 2	
1 共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準	<p>共生型短期入所事業を行う指定短期入所生活介護事業者または指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次の基準を満たさなければならない。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所等の従業員の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業所等の居室の面積を、指定短期入所生活介護等の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数との合計数で除して得た面積が 10 . 6 5 平方メートル以上であること。</p> <p>(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>都規則 175 第 18 条の 2 第 1 項</p> <p>都規則 175 第 18 条の 2 第 2 項 都規則 175 第 18 条の 2 第 3 項</p>	
2 定員の遵守	共生型短期入所事業者は、利用定員を超えて、共生型短期入所の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	都条例 155 第 108 条の 4 準用(第 69 条)	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>3 準用</p> <p>第 6 届出等</p> <p>1 変更の届出</p>	<p>第 1 (3) 第 2 の 2、第 4 の 1、2 から 8 まで、9、12、14、15、18、19、22 から 31 まで、32 (3) および (4) 33 から 38 までならびに前節 (21 を除く。) の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。</p> <p>指定短期入所および共生型短期入所事業者は、支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 4 号に掲げる事項 (第 34 条の 11 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) 第 5 号から第 9 号までおよび第 13 号、第 14 号および第 16 号に掲げる事項) に変更があったときは、10 日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>指定短期入所事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所の名称および所在地</p> <p>(2) 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>(3) 申請者の定款、寄附行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>(4) 事業所の種別</p> <p>(5) 建物の構造概要および平面図ならびに設備の概要</p> <p>(6) 当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは利用者の推定数、空所利用型事業所において行うときは当該施設の入所定員</p> <p>(7) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>(8) 運営規程</p> <p>(9) 協力医療機関の名称および診療科名ならびに当該協力医療機関との契約の内容</p> <p>(10) 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項</p> <p>(11) 役員の氏名、生年月日および住所</p>	<p>都条例 155</p> <p>第 108 条の 4 準用 (第 13 条、第 15 条から第 21 条まで、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条、第 32 条、第 33 条、第 36 条から第 42 条まで、第 51 条、第 53 条第 1 項および第 3 項、第 56 条、第 63 条、第 72 条から第 74 条まで、第 88 条、第 90 条から第 92 条まで、第 97 条ならびに前節 (第 107 条を除く。))</p> <p>支援法第 46 条第 1 項 支援法施行規則 第 34 条の 23 第 1 項第 4 号</p> <p>支援法施行規則 第 34 条の 11 第 1 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定短期入所および共生型短期入所事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、厚生労働省令で定めた基準に従い、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所および共生型短期入所事業者は、知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。）</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 7 介護給付費 または訓練等給 付費の算定およ び取扱い		支援法第 29 条第 3 項	
1 基本事項	<p>(1) 指定短期入所または共生型短期入所に要する費用の額は、平成 18 厚労告 523 の別表「介護給付費等単位数表」の第 7 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1) の規定により、指定短期入所または共生型短期入所に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539</p> <p>平 18 厚労告 523 の二</p>	
2 短期入所サー ビス費	<p>(1) 福祉型短期入所サービス費() 区分 1 以上に該当する利用者（障害児を除く。以下同じ）に対して、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 福祉型短期入所サービス費() 区分 1 以上に該当する利用者が、指定生活介護等もしくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等もしくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等もしくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援 A 型等または指定就労継続支援 B 型等もしくは基準該当就労継続支援 B 型（以下「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 福祉型短期入所サービス費() 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成 18 年厚生労働省告示第 572 号）に規定する区分 1（以下「障害児支援区分 1」という。）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分（以下「障害児の障害の支援の区分」という。）に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 福祉型短期入所サービス費() 障害児支援区分 1 以上に該当する利用者が、指定通所支援、共生型通所支援または基準該当児童発達支援もしくは基準該当放課後等デイサービス（以下、「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1 日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 4</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(5) 福祉型強化短期入所サービス費() 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 福祉型強化短期入所サービス費() 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定生活介護等、指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等または指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 福祉型強化短期入所サービス費() 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(8) 福祉型強化短期入所サービス費() 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(9) 医療型短期入所サービス費() 平成 18 厚労告 523 の別表第 5 の 1 の注 1 の(1) (2) もしくは(3) に規定する利用者、重症心身障害児(重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。) または別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(10) 医療型短期入所サービス費() 平成 18 厚労告 523 の別表第 5 の 1 の注 1 の(1) (2) もしくは(3) に規定する利用者、重症心身障害児または別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 4 の 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 4 の 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 4 の 4</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 4 の 5</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 5</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 6</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(11) 医療型短期入所サービス費() 区分1または障害児支援区分1以上に該当し、かつ、平成18年厚生労働省告示第236号「厚生労働大臣が定める基準」に適合すると認められた遷延性意識障害者等もしくはこれに準ずる利用者または区分1もしくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、(9)または(10)の算定対象となる利用者については、算定しないこと。</p> <p>(12) 医療型特定短期入所サービス費() 平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児または別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(13) 医療型特定短期入所サービス費() 平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児または別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(14) 医療型特定短期入所サービス費() 区分1または障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等もしくはこれに準ずる利用者または区分1もしくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、(11)または(12)の算定対象となる利用者については、算定しないこと。</p> <p>(15) 医療型特定短期入所サービス費() 生活介護等または指定通所支援等を利用した日において、平成18厚労告523の第5の1の注1の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児または別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注7</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注8</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注9</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注10</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注11</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(16) 医療型特定短期入所サービス費() 生活介護等または指定通所支援等を利用した日において、平成 18 厚労告 523 の第 5 の 1 の注 1 の(1)、(2)もしくは(3)に規定する利用者、重症心身障害児または別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(17) 医療型特定短期入所サービス費() 生活介護等または指定通所支援等を利用した日において、区分 1 または障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等もしくはこれに準ずる障害者等または区分 1 もしくは障害児支援区分 1 以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、(15)または(16)の算定対象となる利用者については、算定しないこと。</p> <p>(18) 共生型短期入所（福祉型）サービス費() 区分 1 または障害児支援区分 1 以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所の事業を行う事業所（以下、「共生型短期入所事業所」という。）において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(19) 共生型短期入所（福祉型）サービス費() 区分 1 または障害児支援区分 1 以上に該当する利用者が、指定生活介護等もしくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等もしくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等もしくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援 A 型等、指定就労継続支援 B 型等もしくは基準該当就労継続支援 B 型または指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 12</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 13</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 13 の 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 13 の 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(20) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（ ） 別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(21) 共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（ ） 別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定生活介護等もしくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等もしくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等もしくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等、指定就労継続支援B型等もしくは基準該当就労継続支援B型または指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(22) 利用定員が20人以上であるとして知事に届け出た単独型事業所において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。また、14の定員超過特例加算を算定している場合には、算定していないか。</p> <p>(23) 指定短期入所の提供に当たって、第4の35の(2)または(3)に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(24) 共生型短期入所事業所が地域に貢献する活動を行い、かつ、第5の1(1)の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が次のアまたはイに掲げる割合以上であるものとして知事に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれアまたはイに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ア 100分の35 イ 100分の25</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 13 の 4</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 13 の 5</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 1 の注 15 の 4</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(25) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所または共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、利用者に対し、指定短期入所または共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算しているか。</p> <p>(26) 指定短期入所サービス費の算定に当たって、利用者の数または従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準および営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」の三の表の上欄に定める基準に該当する場合に、同表の下欄に定める割合を所定単位数に乘じて得た数を算定しているか。</p> <p>(27) 利用者が短期入所以外の障害福祉サービスまたは障害児通所支援もしくは障害児入所支援を受けている間（(2)（4）（15）（16）および（17）を算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費を算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の1の注15の5</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注16</p> <p>平18厚労告523 別表第7の1の注17</p>	
3 短期利用加算	<p>指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年に30日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の2の注</p>	
4 常勤看護職員等配置加算	<p>看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、2の(25)に該当する場合は、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の2の2の注</p>	
5 医療的ケア対応支援加算	<p>2の(5)から(8)までの福祉型強化短期入所サービス費または2の(20)もしくは(21)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の2の3の注</p>	
6 重度障害児・障害者対応支援加算	<p>2の(5)から(8)までの福祉型強化短期入所サービス費または2の(20)もしくは(21)の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5もしくは区分6または障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第7の2の4の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
7 重度障害者支援加算	<p>(1) 指定短期入所事業所において、平成 18 厚労告 523 の第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 また、この場合において、2 の(9) から(11) の医療型短期入所サービス費または 2 の(12) から(17) までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>(2) 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、別に厚生労働大臣が定める者が、平成 18 厚労告 523 の第 8 の 1 の注 1 の(2) に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等を行った場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 10 単位加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 3 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 3 の注 2</p>	
8 単独型加算	<p>(1) 単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 また、この場合において、2 の(9) から(11) の医療型短期入所サービス費または 2 の(12) から(17) までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>(2) 単独型事業所において、福祉型短期入所サービス費()または福祉型短期入所サービス費()の算定対象となる利用者に対して、入所した日および退所した日以外の日において、18 時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に 100 単位を加算する。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 4 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 4 の注 2</p>	
9 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。また、2 の(5) から(8) までの福祉型強化短期入所サービス費、2 の(9) から(11) までの医療型短期入所サービス費、2 の(12) から(17) までの医療型特定短期入所サービス費、もしくは 2 の(20) または(21) の共生型短期入所(福祉型強化) サービス費の算定対象となる利用者または指定生活介護等もしくは平成 18 厚労告 523 別表第 10 の 1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者(以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。)について、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 1</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。また、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。</p> <p>(3) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。また、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。また、福祉型強化短期入所サービス等利用者または9の(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>(5) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。また、福祉型強化短期入所サービス等利用者または9の(3)を算定している利用者については、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 4</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 5</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(6) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して8時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき3人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。また、福祉型強化短期入所サービス等利用者または9の(3)もしくは(5)を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>(7) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。また、2の(5)から(8)までの福祉型強化短期入所サービス費、2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(8) 医療連携体制加算 () 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、2の(5)から(8)までの福祉型強化短期入所サービス費、2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費もしくは2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者または9の(1)から(6)までのいずれかを算定している利用者について、算定していないか。</p> <p>(9) 医療連携体制加算 () 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 6</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 7</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 8</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 5 の注 9</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
10 栄養士配置加算	<p>(1) 栄養士配置加算 ()</p> <p>次のアおよびイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。また、この場合において、2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>ア 常勤の管理栄養士または栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>イ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算 ()</p> <p>次のアおよびイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算しているか。また、(1)または2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費もしくは2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>ア 管理栄養士または栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>イ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 6 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 6 の注 2</p>	
11 利用者負担上限額管理加算	<p>指定短期入所事業者または共生型短期入所の事業を行う者が、第 4 の 14 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 7 の注</p>	
12 食事提供体制加算	<p>低所得者等に対して、指定短期入所事業所等または基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であることまたは調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等または基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして知事または市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等または基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 8 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 緊急短期入所受入加算	<p>(1) 緊急短期入所受入加算 () 2の(1)から(8)までの福祉型短期入所サービス費または2の(18)から(21)までの共生型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所等が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 緊急短期入所受入加算 () 2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費もしくは2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 9 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 9 の注 2</p>	
14 定員超過特例加算	<p>指定短期入所事業所において、別に厚生労働大臣が定めるものに対し、居宅においてその介護を行うものの旧病棟の理由により、2の(25)に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 10 の注</p>	
15 特別重度支援加算	<p>(1) 特別重度支援加算 () 2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 特別重度支援加算 () 2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、15の(1)を算定している場合には、算定していないか。</p> <p>(3) 特別重度支援加算 () 2の(9)から(11)までの医療型短期入所サービス費または2の(12)から(17)までの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。また、15の(1)または(2)を算定している場合に算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 11 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 11 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 11 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 送迎加算	<p>(1) 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして知事に届け出た指定短期入所事業所等において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 12 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 12 の注 2</p>	
17 日中活動支援加算	<p>次の(1) から(3) までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中活動実施計画が作成されている利用者に対して、指定短期入所を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。また、この場合において、2 の(9) から(11) までの医療型短期入所サービス費または2 の(12) から(14) までの医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は、加算していないか。</p> <p>(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号) 第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある指定短期入所事業所にあつては、保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者((2) において「保育士等」という。) が共同して、利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。</p> <p>(2) 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。</p> <p>(3) 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 13 の注</p>	
18 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事または区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等または基準該当短期事業所が、利用者に対し、指定短期入所等または基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 3 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 35 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 14 の注 平 18 厚労告 543 の 20</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>（イ）当該指定短期入所事業所等において、（ア）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>（ウ）福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>（エ）当該指定短期介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>（オ）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>（カ）当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>（キ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（三）福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>（四）（三）について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（五）福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（ク）（イ）の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>	平 18 厚労告 543 の二	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。 （イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 （二）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事または区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等または基準該当短期事業所が、利用者に対し、指定短期入所等または基準該当短期入所を行った場合に、2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 21 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 （一）経験・技能のある障害福祉人材のうち 1 人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上となる、または改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額 4 4 0 万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 15 の注 平 18 厚労告 543 の 21</p> <p>平 18 厚労告 543 の三</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(二) 当該指定短期入所事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定短期入所事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(オ) 居宅介護サービス費における特定事業所加算（ ）から（ ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>(カ) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p>		

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(キ)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク)(キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） アに掲げる（ア）から（エ）までおよび（カ）から（ク）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月25日付け障障発 0325 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照</p>		

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 重 度 障 害 者 等 包 括 支 援 ）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「平18 厚労告539」= 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18 年厚生労働省告示第543 号）

「平18 厚労告546」= 厚生労働大臣が定める要件（平成18 年厚生労働省告示第546 号）

「平18 厚労告551」= 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18 年厚生労働省告示第551 号）

「平24 厚労告268」= 厚生労働大臣が定める送迎（平成24 年厚生労働省告示第556 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

「障発1031001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18 年10 月31 日障発第1031001 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定重度障害者等包括支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものであるか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 319 号「施設・事業所 における虐待防止体制の 整備の徹底について」(通 知)</p> <p>都条例 155 第 111 条</p>	

	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第2 人員に関する基準		支援法第 43 条第 1 項	
1 従業者の員数	指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く）または指定障害者支援施設の人員に関する基準を満たしているか。	都条例 155 第 112 条第 1 項	
2 サービス提供責任者	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援サービス利用計画の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、サービス提供責任者を 1 人以上置いているか。 (2) サービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として、次のいずれにも該当する者か。 ア 相談支援専門員 イ 重度障害者等包括支援利用者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他これに準ずる業務に 3 年以上従事した経験を有する者 (3) 1 人以上は常勤となっているか。	都条例 155 第 112 条第 2 項 障発 1206001 通知 第七の 1 の(1) 都条例 155 第 112 条第 3 項 障発 1206001 通知 第七の 1 の(1)	
3 管理者	指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において専ら当該指定重度障害者等包括支援事業者の管理に係る職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) 他の職務との兼務は適切か。	都条例 155 第 113 条 準用(第 6 条)	
第3 設備に関する基準		支援法第 43 条第 2 項	
設備および備品等	指定重度障害者等包括支援事業所は、指定重度障害者等包括支援事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、指定重度障害者等包括支援の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。 (1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。 (2) 利用申込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。 (3) 必要な設備および備品等を確保しているか。 (特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮しているか。)	都条例 155 第 114 条 準用(第 8 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第七の 2 準用(第三の 2)	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第4 運営に関する基準 1 実施主体 2 事業所の体制 3 障害福祉サービスの提供に係る基準	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。）または指定障害者支援施設となっているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所は、自らまたは第1の(3)の規定にのっとり障害福祉サービスを提供できる者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供出来る体制を有しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有しているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援に限る。）を自らまたは提供者に委託することにより提供する場合には、当該指定重度障害者等包括支援事業所または当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第135号)または東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第137号)に規定する基準を満たしているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所または委託を受けた提供者の従事者に、利用者が当該従業者の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護および行動援護に限る。）の提供をさせていないか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所および共同生活援助に限る。）を自らまたは提供者に委託することにより提供する場合には、当該指定重度障害者等包括支援事業所または当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、当該障害福祉サービスごとにこの条例(都条例155)に規定する基準を満たしているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第115条</p> <p>都条例155第116条第1項</p> <p>都条例155第116条第2項</p> <p>都条例155第116条第3項</p> <p>都条例155第117条第1項</p> <p>都条例155第117条第2項</p> <p>都条例155第117条第3項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
4 内容および手続の説明および同意	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定障害者等が指定重度障害者等包括支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定重度障害者等包括支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定重度障害者等包括支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定重度障害者等包括支援の内容</p> <p>ウ 当該指定重度障害者等包括支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定重度障害者等包括支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定重度障害者等包括支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 13 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 13 条第 2 項)</p> <p>社会福祉法 第 77 条第 1 項</p> <p>社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項</p> <p>障発 1206001 通知 第七の 3 (7)</p> <p>準用(第三の 3(1))</p>	
5 契約支給量報告等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、当該事業者およびその事業所の名称、当該指定重度障害者等包括支援の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定重度障害者等包括支援の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定重度障害者等包括支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定重度障害者等包括支援の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対して、遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対して、遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 14 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第七の 3 (7)</p> <p>準用(第三の 3(2))</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 14 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 14 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 14 条第 4 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
6 提供拒否の禁止	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、正当な理由がなく指定重度障害者等包括支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申し込みがあった場合その他以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 15 条) 障発 1206001 通知 第七の 3(7) 準用(第三の 3(3))</p>	
7 連絡調整に対する協力	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 16 条) 障発 1206001 通知 第七の 3(7) 準用(第三の 3(4))</p>	
8 サービス提供困難時の対応	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定重度障害者等包括支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定重度障害者等包括支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 17 条)</p>	
9 受給資格の確認	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 18 条)</p>	
10 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、介護給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 19 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 19 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
11 心身の状況等の把握	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 20 条)</p>	
12 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 21 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 21 条第 2 項)</p>	
13 身分を証する書類の携行	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。証書等に当該指定重度障害者等包括支援事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 22 条)</p> <p>障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (8))</p>	
14 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を提供した際は、当該指定重度障害者等包括支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定重度障害者等包括支援の提供を受けたことについて確認をしているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 23 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (9))</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 23 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
15 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者が指定重度障害者等包括支援を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。16 の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、16 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 ア 指定重度障害者等包括支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 24 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (10))</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 24 条第 2 項)</p>	
16 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行なう指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る利用者負担額として、重度障害者等包括支援サービス費の基準額の 1 割（ただし、支援法第 31 条の規定の適用により介護給付費の給付率が 9 割でない場合については、それに応じた割合とし、負担上限月額を上限とする。）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定重度障害者等包括支援を提供する場合、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (11))</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 4 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
17 介護給付費の額に係る通知等	<p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定重度障害者等包括支援に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、法定代理受領を行わない指定重度障害者等包括支援に指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定重度障害者等包括支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 25 条第 5 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 27 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 27 条第 2 項)</p>	
18 指定重度障害者等包括支援の取扱方針	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、サービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況および置かれている環境に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。</p>	<p>都条例 155 第 120 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 120 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 120 条第 3 項</p>	
19 サービス利用計画の作成	<p>(1) サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援サービス利用計画(利用者または当該利用者である障害児の保護者の日常生活全般の状況および希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度障害者等包括支援サービス利用計画(以下「サービス利用計画」という。))を作成しているか。</p> <p>(2) サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>(3) サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者およびその同居の家族に対してその内容を説明し、当該サービス利用計画を交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 118 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 118 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 118 条第 3 項</p>	

項目	基本的考え方(観点)	根拠法令等	備考
20 緊急時等の対応	<p>(4) サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後に、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行っているか。</p> <p>サービス提供責任者は、サービス利用計画の変更の際も(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、現に指定重度障害者等包括支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 118 条第 4 項</p> <p>都条例 155 第 121 条準用(第 32 条) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用(第三の 3 (17))</p>	
21 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条準用(第 33 条)</p>	
22 管理者の責務	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、サービス管理責任者に当該指定重度障害者等包括支援に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業所の管理者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所の従業者に、都条例 155 (指定障害福祉サービス条例) 第 6 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条準用(第 53 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条準用(第 53 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条準用(第 53 条第 3 項)</p>	
23 運営規程	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 事業の主たる対象とする利用者</p> <p>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(9) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例 155 第 119 条第七の 3 (6)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
24 勤務体制の確保	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定重度障害者等包括支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 12 条第 3 項 障発 1206001 通知 第七の 3 (7)</p> <p>都条例 155 第 12 条 第 4 項 障発 1206001 通知 第七の 3 (7)</p>	
25 業務継続計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 12 条の 2 第 1 項) 障発 1206001 通知 第七の 3(7) 準用(第三の 3 (23))</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用 (第 12 条の 2 第 2 項) 障発 1206001 通知 第七の 3(7) 準用(第三の 3 (23))</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用 (第 12 条の 2 第 3 項)</p>	
26 衛生管理等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 34 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 34 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (23))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
令和6年3月31日 まで経過措置あり【(3)のみ】	(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。 ウ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。	都条例 155 第 121 条 準用(第 34 条第 3 項) 障発 1206001 通知 第七の 3(7) 準用(第三の 3(24))	
27 掲示	指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	都条例 155 第 121 条 準用(第 35 条)	
28 身体拘束等の 禁止	(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 (3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。	都条例 155 第 121 条 準用(第 35 条の 2 第 1 項) 都条例 155 第 121 条 準用(第 35 条の 2 第 2 項) 都条例 155 第 121 条 準用(第 35 条の 2 第 3 項) 都規則 175 第 4 条の 3	
29 秘密保持等	(1) 管理者および指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、他の指定重度障害者等包括支援事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。	都条例 155 第 121 条 準用(第 36 条第 1 項) 都条例 155 第 121 条 準用(第 36 条第 2 項) 都条例 155 第 121 条 準用(第 36 条第 3 項)	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
30 情報の提供等	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定重度障害者等包括支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、当該指定重度障害者等包括支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 37 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 37 条第 2 項)</p>	
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行なう者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定重度障害者等包括支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行なう者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 38 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 38 条第 2 項)</p>	
32 苦情解決	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 3 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
33 事故発生時の 対応	<p>(4) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定重度障害者等包括支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力し、当該都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>また指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p>	都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 4 項)	
	<p>(5) 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供した指定重度障害者等包括支援に関し、支援法第48条第1項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定重度障害者等包括支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力し、当該都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 5 項)	
	<p>(6) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p>	都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 3~5 項)	
	<p>(7) 指定重度障害者等包括支援事業者は、社会福祉法第 85 条の規定による運営適正化委員会が調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	都条例 155 第 121 条 準用(第 39 条第 6 項)	
	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じているか。また、指定重度障害者等包括支援事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（警察・消防等の他の機関が関わったもの） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） 	都条例 155 第 121 条 準用(第 40 条第 1 項) 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保 障施第 320 号「施設・事業 所における事故等防止対 策の徹底について」(通 知)	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
34 虐待の防止	<p>ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報の流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定重度障害者等包括支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 当該指定重度障害者等包括支援事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。 ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 40 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 40 条の 2)</p> <p>都規則 175 第 4 条の 4</p>	
35 会計の区分	<p>指定重度障害者等包括支援事業者は、各指定重度障害者等包括支援事業所において経理を区分するとともに、指定重度障害者等包括支援の事業の会計をその他の事業の会計とを区分しているか。</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 41 条)</p>	
36 記録の整備	<p>(1) 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者に対する指定重度障害者等包括支援の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から 5 年間保存しているか。 ア 14 に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係る記録 イ 19 に規定する重度障害者等包括支援計画 ウ 29 に規定する苦情の内容等に係る記録 エ 21 に規定する区市町村への通知に係る記録</p>	<p>都条例 155 第 121 条 準用(第 42 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 121 条 準用(第 42 条第 2 項) 障発 1206001 通知 第七の 3 (7) 準用 (第三の 3 (29))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第6 介護給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 重度障害者等包括支援サービス費</p>	<p>(2) 指定重度障害者等包括支援事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。)また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数 が 20 以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数 が 100 以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>(1) 指定重度障害者等包括支援に要する費用の額は、平成 18 厚労告 523 の別表「介護給付費等単位数表」の第 1 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1) の規定により、指定重度障害者等包括支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 重度障害者等包括支援サービス費については、区分 6 (障害児にあっては、これに相当する支援の度合い) に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の または のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>「算定」について</p> <p>重度障害者等包括支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービス内容を記載した重度障害者等包括支援計画に基づいて行われる必要があるが、障害者の状態等に応じて柔軟にサービスを提供する重度障害者等包括支援の趣旨を踏まえ、重度障害者等包括支援を行った場合には、実際に要した時間により算定することとする。</p> <p>なお、重度障害者等包括支援計画で定めたサービス提供時内容や提供時間に大幅な乖離があり、際のサービス提供と合致しない状況が続く場合には、当然に重度障害者等包括支援計画の見直しを行う必要があること。</p>	<p>支援法第 51 条の 2 第 2 項 支援法規則第 34 条の 28</p> <p>支援法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539</p> <p>平 18 厚労告 523 の二</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 1 の注 1 障発 1031001 通知 第二の 2(8) 障発 1031001 通知 第二の 2(8)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 2人の居宅介護従業者により行った場合	<p>対象者 平 18 厚労告 523 別表第 2 の 1（重度訪問介護費サービス費）の注 1 の(1)に規定する利用者の支援の度合いに相当する支援の度合いにある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次のアまたはイのいずれかに該当するものであること。 ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 イ 最重度の知的障害のある者 平 18 厚労告 543 の二二に定める基準を満たしていること。</p> <p>(2) 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間または指定通所支援もしくは指定入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費を算定していないか。</p> <p>(3) 指定短期入所の提供に当たって、第 4 の 35 の（ 2 ）または（ 3 ）に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。やむを得ず身体拘束等を行う場合に、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合または身体拘束等の適正化を図るための措置を講じていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定しているか。 ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護または行動援護の中で行った場合に限る。 「厚生労働大臣が定める要件」 (1) 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合 (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 1 の注 1 (1)</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 1 の注 1 (2) 平 18 厚労告 543 の二二準用 (平 18 厚労告 543 の四)</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 1 の注 6</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 1 の注 8</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 1 の注 2 障発 1031001 通知 第二の 2(8) 準用 (第二の 2(1) の(一)) 平 18 厚労告 546 一</p>	
4 喀痰吸引等支援体制加算	<p>指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従業者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、喀痰吸引等を行う場合は、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護または行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限っているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の注 社会福祉士及び介護福祉士法第 2 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
5 初回加算	<p>指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第 134 条第 1 項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 2 注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) 準用(第二の 2(1) (一))</p>	
6 医療連携体制加算	<p>(1) 短期入所を提供する場合については、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>医療連携体制加算() 32 単位 医療連携体制加算() 63 単位 医療連携体制加算() 125 単位 医療連携体制加算()</p> <p>(一) 看護を受けた利用者が 1 人 960 単位 (二) 看護を受けた利用者が 2 人 600 単位 (三) 看護を受けた利用者が 3 人以上 8 人以下 480 単位 医療連携体制加算()</p> <p>(一) 看護を受けた利用者が 1 人 1,600 単位 (二) 看護を受けた利用者が 2 人 960 単位 (三) 看護を受けた利用者が 3 人以上 8 人以下 800 単位 医療連携体制加算()</p> <p>(一) 看護を受けた利用者が 1 人 2,000 単位 (二) 看護を受けた利用者が 2 人 1,500 単位 (三) 看護を受けた利用者が 3 人 1,000 単位 医療連携体制加算() 500 単位 医療連携体制加算() 100 単位</p> <p>イ (1) の (1) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等または第 10 の 1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注 4 から注 8 までにおいて「指定生活介護等利用者」という。）については、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 1 障発 1031001 通知 第二の 2(8) 準用(第二の 2(7))</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>ロ（１）の（２）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が２以上の利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定していないか。</p> <p>ハ（１）の（３）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定していないか。</p> <p>ニ（１）の（４）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者または（１）の から までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>ホ（１）の（５）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者または（１）の を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>ヘ（１）の（６）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して８時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき３人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定生活介護等利用者または（１）の もしくは を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>ト（１）の については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>チ（１）の については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（１）の から までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 4</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 5</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 6</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 7</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 8</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 9</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 10</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 共同生活援助を提供する場合については、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>医療連携体制加算() 32 単位 医療連携体制加算() 63 単位 医療連携体制加算() 125 単位 医療連携体制加算()</p> <p>(一) 看護を受けた利用者が1人 800 単位 (二) 看護を受けた利用者が2人 500 単位 (三) 看護を受けた利用者が3人以上8人以下 400 単位 医療連携体制加算() 500 単位 医療連携体制加算() 100 単位</p> <p>イ(2)の については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ロ(2)の については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき単位数を加算しているか。</p> <p>ハ(2)の については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ニ(2)の については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、ロの から までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>ホ(2)の については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 11</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 12</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 13</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 14</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 15</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
7 送迎加算	<p>へ（２）の については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（２）の から までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>（１）別に厚生労働大臣が定める送迎（平 24 厚生労働省告示第 268 号）を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、地方公共団体またはのぞみの園が設置する指定重度障害者等包括支援事業所（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この 2 の 4 において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。</p> <p>（２）別に厚生労働大臣が定める送迎（平 24 厚生労働省告示第 268 号）を実施している場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 3 注 16</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 4 注 1 障発 1031001 通知 第二の 2(8) 準用(第二の 2(7)) 平 24 厚労告 268 三</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 4 注 2 平 24 厚労告 268 三</p>	
8 地域生活移行 個別支援特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平 18 厚生労働省告示第 551 号。）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、３年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長を行った場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所および指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 5 注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) 準用(第二の 3(6)) 平 18 厚労告 551 二の三 イ</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 精神障害者地域移行特別加算	<p>指定障害福祉サービス基準第 135 条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第 127 条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者を 1 人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者が、精神科病院に 1 年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから 1 年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 6 注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) 準用(第二の 3(6))</p>	
10 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平 18 厚生労働省告示第 551 号）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等または指定障害児入所施設等（児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。）に 1 年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから 1 年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準（平 18 厚生労働省告示第 543 号）に適合すると認められた利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 2 の 7 注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) 準用(第二の 3(6)) 平 18 厚労告 551 二の三口 平 18 厚労告 543 二二</p>	
11 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第 6 の 2 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第 6 の 2 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 第 6 の 2 から 10 により算定した単位数の 1000 分の 36 に相当する単位数</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 8 の 3 の注 障発 1031001 通知 第二の 2(8) 準用(第二の 2(1))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>（ア）福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>（イ）当該指定短期入所事業所等において、（ア）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>（ウ）福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>（エ）当該指定短期介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>（オ）算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>（カ）当該指定短期入所事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。</p> <p>（キ）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>（一）福祉・介護職員の任用の際における職責または職務内等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（三）福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。</p> <p>（四）（三）について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（五）福祉・介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>（六）（五）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>（ク）（イ）の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること</p>	平 18 厚労告 543 の二	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 アの（ア）から（カ）まで、（キ）の（一）から（四）までおよび（ク）に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>ウ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）アの（ア）から（カ）までに掲げる基準に適合すること。 （イ）次に掲げる要件のいずれかに適合すること。 （一）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の任用における職責または職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 b a の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。 （二）次に掲げる要件のいずれにも適合すること。 a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。 b a について、全ての福祉・介護職員に周知していること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事または区市町村長に届け出た指定短期入所事業所等または基準該当短期事業所が、利用者に対し、指定短期入所等または基準該当短期入所を行った場合に、2 から 10 までにより算定した単位数の 1000 分の 61 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおりである。</p> <p>ア 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 （ア）障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 （一）経験・技能のある障害福祉人材のうち 1 人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額 8 万円以上となる、または改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額 4 4 0 万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 7 の 15 の注 平 18 厚労告 543 の 24</p> <p>平 18 厚労告 543 の三</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(二) 当該指定短期入所事業所等における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三) 障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く。）および障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではない。</p> <p>(四) 障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く。）の改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額440万円を上回らないこと。</p> <p>(イ) 当該指定短期入所事業所等において、(ア)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(ウ) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(エ) 当該指定短期入所事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(オ) 居宅介護サービス費における特定事業所加算（ ）から（ ）までのいずれかを届け出ていること。</p> <p>(カ) 居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算（ ）から（ ）までのいずれかを算定していること。</p>		

項 目	基本的考え方(観 点)	根拠法令等	備 考
	<p>(キ)(イ)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)および当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。</p> <p>(ク)(キ)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算() アに掲げる(ア)から(エ)までおよび(カ)から(ク)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月25日付け障障発 0325 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照</p>		

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 自 立 生 活 援 助 ）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24 年東京都規則第175 号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定自立生活援助を提供するとともに、当該指定自立生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者または当該利用者である障害児の保護者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った指定自立生活援助の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、情報の提供、助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況および置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施 第 319 号「施設・事業所にお ける虐待防止体制の整備の徹 底について」(通知)</p> <p>都条例 155 第 192 条の 13</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 地域生活支援員</p> <p>2 サービス管理責任者</p> <p>3 利用者数の算定</p> <p>4 職務の専従</p> <p>5 管理者</p>	<p>指定自立生活援助事業所ごとに1以上となっているか。 また、地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25または、その端数を増すごとに1となっているか。</p> <p>指定自立生活援助事業所ごとに、(1)または(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)または(2)に定める数となっているか。 (1)利用者の数が30以下の場合 1人以上 (2)利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>2の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p> <p>1および2に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>指定自立生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、指定自立生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定自立生活援助事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p>	<p>支援法第43条第1項</p> <p>都条例155 第192条の14第1項 都規則175 第42条の3第1項第1号および第2項</p> <p>都条例155 第192条の14第2項 都規則175 第42条の3第1項第2号</p> <p>都規則175 第42条の3第3項</p> <p>都規則175 第42条の3第4項 障発1206001通知 第十四1(4)</p> <p>都条例155第192条の15 準用(第51条) 障発1206001通知 第十四1(5) 準用(第四1(7))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>指定自立生活援助事業者には、指定自立生活援助の事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備および備品等が備えられているか。</p> <p>(1) 専用の事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。</p> <p>(2) 利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。また、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造となっているか。</p> <p>(3) 必要な設備および備品等を確保しているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第192条の16 準用（第192条の5） 障発1206001通知 第十四の2 準用（十三の2）</p>	
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p>	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等が指定自立生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者が社会福祉事業の経営者である場合は、利用者との間で当該指定自立生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定自立生活援助の内容</p> <p>ウ 当該指定自立生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定自立生活援助の提供開始年月日</p> <p>オ 指定自立生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。</p> <p>指定自立生活援助事業者は、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155第192条の20 準用（第13条第1項）</p> <p>都条例155第192条の20 準用（第13条第2項） 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第十四の3(5) 準用（第三の3(1)）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者およびその事業所の名称、当該指定自立生活援助の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定自立生活援助の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項（受給者証記載事項）を記載しているか。</p> <p>また、当該契約に係る指定自立生活援助の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定自立生活援助の量を記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用に係る契約を締結したときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、利用に係る変更をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 14 条第 1 項） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3(2)）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 14 条第 2 項） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 14 条第 3 項） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 14 条第 4 項）</p>	
3 提供拒否の禁止	<p>指定自立生活援助事業者は、正当な理由がなく、指定自立生活援助の提供を拒んでいないか。特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じられない場合</p> <p>(2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常事業の実施地域外である場合</p> <p>(3) 当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定自立生活援助を提供することが困難な場合</p> <p>(4) 入院治療が必要な場合をいう。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 15 条） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3(3)）</p>	
4 連絡調整に対する協力	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力しているか。</p>	<p>条例 155 第 192 条の 20 準用（第 16 条） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3(4)）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
5 サービス提供 困難時の対応	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定自立生活援助を提供することが困難であると認める場合は、他の指定自立生活援助事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 17 条）	
6 受給資格の確 認	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供の開始に際し、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無および有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 18 条）	
7 訓練等給付費 の支給の申請に 係る援助	<p>（ 1 ）指定自立生活援助事業者は、訓練等給付費の支給の申請をしていないことにより支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>（ 2 ）指定自立生活援助事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 19 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 19 条第 2 項）</p>	
8 心身の状況等 の把握	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 20 条）	
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	<p>（ 1 ）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>（ 2 ）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 21 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 21 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
10 身分を証する書類の携行	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の従業者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>証書等に当該指定自立生活援助事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 22 条） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3（8））</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>（ 1 ）指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を提供した際は、当該指定自立生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>（ 2 ）指定自立生活援助事業者は、（ 1 ）の規定による記録に際し、支給決定障害者等から指定自立生活援助の提供を受けたことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 23 条第 1 項） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3（9）） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 23 条第 2 項）</p>	
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>（ 1 ）指定自立生活援助事業者が指定自立生活援助を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を直接向上させるものであって、かつ当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当である場合に限られているか。</p> <p>13 の（ 1 ）から（ 3 ）に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>（ 2 ）（ 1 ）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>（ただし、13 の（ 1 ）から（ 3 ）までに掲げる支払については、この限りでない。）</p> <p>指定自立生活援助事業者は、利用者の便益を直接向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定自立生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 24 条第 1 項） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3（10））</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 24 条第 2 項）</p> <p>障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3（10）および ）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行う指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る利用者負担額として、支援法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の 1 割相当額の方が低い場合は 1 割相当額）の支払を受けているか。 また、支援法第 31 条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、区市町村が定める額を利用者負担額としているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、(1)および(2)において支給決定障害者等から支払を受ける額のほか、当該支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定自立生活援助を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定自立生活援助事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容および交通費について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 25 条第 1 項） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3（11））</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 25 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 25 条第 3 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 25 条第 4 項） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 25 条第 5 項）</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定自立生活援助事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定自立生活援助事業者が提供する指定自立生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定自立生活援助および他の指定障害福祉サービス等につき支援法第 29 条第 3 項（支援法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費または訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。 この場合において、当該指定自立生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 26 条）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
15 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領により区市町村から指定自立生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定自立生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けた場合は当該指定自立生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し、交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 27 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 27 条第 2 項）</p>	
16 実施主体	<p>指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練または共同生活援助の事業を行う者に限る。）指定障害者支援施設または指定相談支援事業者（支援法 5 1 条の 2 2 第 1 項に規定する指定相談支援事業者をいう。）であるか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 17</p>	
17 指定自立生活援助の取扱方針	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、自立生活援助計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業所の従業者は、指定自立生活支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、その提供する指定自立生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 62 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 62 条第 2 項）</p> <p>社会福祉法第 78 条 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 62 条第 3 項） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3（14））</p>	
18 自立生活援助計画の作成等	<p>(1) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ているか。理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 54 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 54 条第 3 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
19 サービス管理責任者の責務等	<p>(3) サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標およびその達成時期、指定共同生活援助を提供するうえでの留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定自立生活援助事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等との連携も含めて自立生活援助計画の原案に位置付けるように努めているか。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 54 条第 4 項）	
	<p>(4) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の作成に係る会議を開催し、自立生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 54 条第 5 項）	
	<p>(5) サービス管理責任者は、自立生活援助計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 54 条第 5 項）	
	<p>(6) サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 54 条第 6 項）	
	<p>(7) サービス管理責任者は、自立生活援助計画を作成後、当該自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも3月に1回以上、当該自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、当該自立生活援助計画の変更を行っているか。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 54 条第 7 項）	
	<p>(8) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に利用者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 54 条第 8 項）	
	<p>(9) 自立生活援助計画に変更のあった場合、(1) から (6) に準じて取り扱っているか。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 54 条第 9 項）	
	<p>サービス管理責任者は、18 で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 192 条の 6）	
	<p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定自立生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 192 条の 6 第 1 項）	
<p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 192 条の 6 第 2 項）		
<p>(3) 他の従事者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 192 条の 6 第 3 項）		

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
20 相談および援助	指定自立生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 63 条）	
21 定期的な訪問による支援	指定自立生活援助事業者は、おおむね週に 1 回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供および助言ならびに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活または社会生活を営むために必要な援助を行っているか。	都条例 155 第 192 条の 18	
22 随時の通報による支援等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、(1) の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況および障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 19 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 192 条の 19 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 192 条の 19 第 3 項</p>	
23 支給決定障害者等に関する区市町村への通知	指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 33 条）	
24 運営規程	<p>指定自立生活援助事業者は、各指定自立生活援助事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 営業日および営業時間</p> <p>(4) 指定自立生活援助の提供方法および内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 通常の事業の実施地域</p> <p>(6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(8) その他事業の運営に関する重要事項</p>	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 192 条の 10）	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定自立生活援助を提供できるよう、各指定自立生活援助事業所において、当該指定自立生活援助事業所の従業員の勤務体制を定めているか。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、各指定自立生活援助事業所において、当該指定自立生活援助事業所の従業員によって指定自立生活援助を提供しているか。指定自立生活援助事業所の従業員は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業員であるか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定自立生活援助事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、適切な指定自立生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 12 条第 1 項） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3（22）） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 12 条第 2 項） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3（22）） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 12 条第 3 項） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3（22）） 都条例 155 第 12 条 第 4 項 障発 1206001 通知 第三の 3（22）</p>	
26 業務継続計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立生活援助の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 12 条の 2 第 1 項 障発 1206001 通知 第三の 3（23） 都条例 155 第 123 条の 2 第 2 項 障発 1206001 通知 第三の 3（23） 都条例 155 第 12 条の 2 第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>27 衛生管理等</p> <p>令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(3)のみ】</p>	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 34 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 34 条第 2 項）</p> <p>障発 1206001 通知 第十四の 3(5)</p> <p>準用（第三の 3（24））</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 35 条）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 34 条第 3 項）</p> <p>障発 1206001 通知 第十四の 3(5)</p> <p>準用（第三の 3（24））</p>	
28 掲示	<p>指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 36 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 36 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 36 条第 3 項）</p>	
29 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定自立生活援助事業所の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、管理者および従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、他の指定自立生活援助事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 36 条第 3 項）</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
30 情報の提供等	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、指定自立生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立生活援助事業者が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、当該指定自立生活援助事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 37 条第 1 項） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 37 条第 2 項）</p>	
31 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定自立生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 38 条第 1 項） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 38 条第 2 項）</p>	
32 苦情解決	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定自立生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告もしくは指定自立生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 39 条第 1 項） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 39 条第 2 項） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 39 条第 3 項） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 39 条第 4 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
33 事故発生時の対応	<p>(5) 指定自立生活援助事業者は、その提供した指定自立生活援助に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定自立生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力し、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定自立生活援助事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定自立生活援助事業者は、社会福祉法第 85 条の規定による運営適正化委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況および処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの、数日に渡るもの等） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等、ただし、障害者虐待は除く。） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 39 条第 5 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 39 条第 3・4・5 項） 都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 39 条第 6 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 40 条第 1 項） 障発 1206001 通知 第十四の 3(5) 準用（第三の 3(30)） 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施 第 320 号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 40 条第 2 項）</p>	
34 虐待の防止	<p>指定自立生活援助事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定自立生活援助事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定自立生活援助事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 155 第 40 条の 2</p> <p>都規則 175 第 4 条の 4</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
35 会計の区分	指定自立生活援助事業者は、各指定自立生活援助事業所において経理を区分するとともに、指定自立生活援助の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 41 条）	
36 記録の整備	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、利用者に対する指定自立生活援助の提供に関する記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録を当該指定自立生活援助の提供の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 11 に規定する指定自立生活援助の提供に係る記録事項</p> <p>イ 18 に規定する自立生活援助計画</p> <p>エ 23 に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>ウ 31 に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 32 に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 192 条の 11 第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 192 条の 20 準用（第 192 条の 11 第 2 項）</p>	
第 5 届出等 1 変更の届出	<p>指定自立生活援助事業者は、支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 12 号に掲げる事項（支援法施行規則第 34 条の 18 の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第 5 号、第 6 号、第 8 号、第 9 号、第 13 号および第 15 号に掲げる事項）に変更があったときは、10 日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>指定自立生活援助事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所の名称および所在地</p> <p>(2) 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>(3) 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>(4) 指定を受けようとする者の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設または指定相談支援事業者の別、提供している指定障害福祉サービスの種類ならびに当該事業所または施設の名称および所在地</p> <p>(5) 事業所の平面図</p> <p>(6) 事業所の管理者およびサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>(7) 運営規程</p> <p>(8) 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>(9) 役員の氏名、生年月日および住所</p>	<p>支援法第 46 条第 1 項</p> <p>支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 12 号</p> <p>支援法施行規則第 34 条の 18 の 3 第 1 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定自立生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者を選任しているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数が100以上の指定事業者等 (ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定自立生活援助事業者は、都知事に対し、遅滞なく業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。)</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第 6 訓練等給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 自立生活援助サービス費</p>	<p>(1) 指定自立生活援助に要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 14 の 3 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定自立生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定自立生活援助事業に要した費用の額となっているか。</p> <p>(2) (1) の規定により、指定自立生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 自立生活援助サービス費 () については、支援法施行規則第 6 条の 11 の 2 において定める支援法第 5 条第 20 項に規定する厚生労働省令で定めるもの、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、指定共同生活援助等を行う住居もしくは支援法第 5 条第 28 項に規定する福祉ホームに入所等をしてきた障害者であって退所等をしてから 1 年以内のものまたは同居家族の死亡若しくはこれに準ずると市町村が認める事情により単身での生活を開始した日から 1 年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 自立生活援助サービス費 () については、(1) に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 自立生活援助サービス費 () (平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 のイ (1)) については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を第 2 の 1 に規定する地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 未満として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(1) に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位を算定しているか。</p> <p>(4) 自立生活援助サービス費 () (平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 のイ (2)) については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 以上として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(1) に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位を算定しているか。</p> <p>(5) 自立生活援助サービス費 () (平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 のロ (1)) については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 未満として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2) に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位を算定しているか。</p>	<p>支援法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の一</p> <p>平 18 厚労告 523 の二</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 4</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 5</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 福祉専門職員 配置等加算	<p>(6) 自立生活援助サービス費() (平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の口(2)) については、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が 30 以上として知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、(2) に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位を算定しているか。</p> <p>(7) 自立生活援助サービス費の算定に当たっては、次のアからウまでのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の九の三の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>イ 指定自立生活援助の提供に当たって、自立生活援助計画が作成されていない場合 次の(ア)および(イ)に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる割合 (ア) 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 (イ) 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50</p> <p>ウ 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者(当該指定自立生活援助の利用期間が 1 年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。)の平均値が、支援法施行規則第 6 条の 10 の 6 において定める支援法第 5 条第 16 項に規定する厚生労働省令で定める期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95</p> <p>(8) 別に厚生労働大臣が定める地域(平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」)に居住している利用者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(9) 指定自立生活援助事業者が、地域支援員による第 4 の 19 に規定する支援(利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。)を、1 月に 2 日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合に、自立生活援助サービス費を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算() 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 6</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 7</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 8</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 1 の注 9</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 2 の注 1</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 福祉専門職員配置等加算 () 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1) を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算 () 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1) または (2) を算定している場合に、算定していないか。 ア 地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。 イ 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 2 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 2 の注 3</p>	
4 ピアサポート体制加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 3 の注	
5 初回加算	指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、指定自立生活援助の利用を開始した月について、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 4 の注	
6 同行支援加算	指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、外出を伴う支援の回数に応じ、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 5 の注	
7 緊急時支援加算	<p>(1) 緊急時支援加算 ()</p> <p>(ア) 指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(イ) 緊急時支援加算 () が算定されている指定自立生活援助事業所が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 6 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 6 の注 2</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 緊急時支援加算 ()</p> <p>指定自立生活援助事業者が、利用者に対して、当該利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、当該利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1) を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 6 の注 3</p>	
8 利用者負担上限額管理加算	<p>指定自立生活援助事業者が、第 4 の 14 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 7 の注</p>	
9 日常生活支援情報提供加算	<p>指定自立生活援助事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定自立生活援助事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 8 の注</p>	
10 居住支援連携体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成 19 年法律第 112 号)第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。)または同法第 5 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に 1 回以上、利用者の住宅の確保および居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 9 の注</p>	
11 地域居住支援体制強化推進加算	<p>指定自立生活援助事業所の従業者が、当該指定自立生活援助事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及および指導を行った上で、協議会(法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。)または保健、医療および福祉関係者による協議の場(障害福祉サービス等及および障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年厚生労働省告示第 116 号)別表第一の八に規定する保健、医療および福祉関係者による協議の場をいう。)に対し、当該説明および指導の内容ならびに住宅の確保および居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定自立生活援助事業所において、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 14 の 3 の 10 の注</p>	

指導検査基準（指定共同生活援助（日中サービス支援型および外部サービス利用型を除く。））

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24 年東京都規則第175 号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「平18 厚労告539」= 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18 年日厚生労働省告示第543 号）

「平18 厚労告551」= 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18 年厚生労働省告示第551 号）

「平18 厚労告556」= 厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第556 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

「指定障害福祉サービス基準」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18 年厚生労働省令第171 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第1 基本方針	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、当該指定共同生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施 第 319 号「施設・事業所にお ける虐待防止体制の整備の徹 底について」(通知)</p>	

	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第2 人員に関する基準	(4) 指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。	都条例 155 第 193 条 支援法第 43 条第 1 項	
1 世話人	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。	都条例 155 第 194 条第 1 号 都規則 175 第 43 条第 1 項第 1 号	
2 生活支援員	指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、(1) から (4) に掲げる数の合計数以上となっているか。 (1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令（平成 26 年厚生労働省令第 5 号。以下(2) から(4) において「区分省令」という。）第 1 条第 4 号に規定する区分 3 に該当する利用者の数を 9 で除して得た数 (2) 区分省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4 に該当する利用者の数を 6 で除して得た数 (3) 区分省令第 1 条第 6 号に規定する区分 5 に該当する利用者の数を 4 で除して得た数 (4) 区分省令第 1 条第 7 号に規定する区分 6 に該当する利用者の数を 2 . 5 で除して得た数	都条例 155 第 194 条第 2 号 都規則 175 第 43 条第 1 項第 2 号	
3 世話人および生活支援員の要件等	(1) 世話人および生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者となっているか。 (2) 世話人および生活支援員については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間および深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保しているか。	障発 1206001 通知 第十五 1(3) 障発 1206001 通知 第十五 1(3)	
4 サービス管理責任者	指定共同生活援助事業所ごとに、(1) または(2) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1) または(2) に定める数となっているか。 (1) 利用者の数が 30 以下の場合 1人以上 (2) 利用者の数が 30 を超える場合 1に、利用者の数が 30 を超えて 30 またはその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上	都条例 155 第 194 条第 3 号 都規則 175 第 43 条第 1 項第 3 号	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
5 利用者数の算定	1、2および4の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。 なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	都規則 175 第 43 条第 2 項	
6 職務の専従	1、2および4に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）	都規則 175 第 43 条第 3 項	
7 管理者	（1）指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。（ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） （2）指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識および経験を有する者になっているか。	都条例 155 第 195 条第 1 項および第 2 項 都条例 155 第 195 条第 3 項	
第3 設備に関する基準		支援法第 43 条第 2 項	
設備および備品等	1 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中および夜間を通して指定共同生活援助を提供する施設または病院の敷地外に設けているか。 2 指定共同生活援助事業所は 1 以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下 5 から 7 までにおいて同じ。）を有するものとなっているか。 3 当該共同生活住居およびサテライト型住居の入居定員の合計は 4 人以上となっているか。 4 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。（共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する 1 つの建物をいう。） 5 共同生活住居は、その入居定員は 2 人以上 10 人以下としているか。 なお、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、共同生活住居の入居定員は 2 人以上 20 人（知事が特に必要があると認めるときは 30 人）以下としているか。	都条例 155 第 196 条第 1 項 都条例 155 第 196 条第 2 項 都規則 175 第 44 条第 1 項 都条例 155 第 196 条第 3 項 障発 1206001 通知 第十三の 2(3) 都条例 155 第 196 条第 4 項 都規則 175 第 44 条第 2 項	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p data-bbox="96 1102 324 1174">第4 運営に関する基準</p> <p data-bbox="96 1217 324 1318">1 内容および手続の説明および同意</p>	<p data-bbox="353 188 1585 295">6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要であると認めるときの入居定員は、2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。）としているか。</p> <p data-bbox="353 336 1585 443">7 共同生活住居は、1以上のユニット（居室および居室に近接して設けられる利用者が相互に交流を図るための設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営むうえで必要な設備を設けているか。</p> <p data-bbox="353 485 1155 515">8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</p> <p data-bbox="353 630 1585 807">9 ユニットには、居室および当該居室に近接して設けられる相互に交流を図るための設備を設けているか。その居室は次のとおりとなっているか。 （1）1の居室の定員は、1人とする事。 （ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。） （2）1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p data-bbox="353 849 1339 956">10 サテライト型住居の居室は、次のとおりとなっているか。 （1）入居定員は、1人とする事。 （2）居室面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p data-bbox="353 997 1344 1027">11 サテライト型住居には、日常生活を営むうえで必要な設備を設けているか。</p>	<p data-bbox="1619 188 1973 260">都条例 155 第 196 条第 5 項 都規則 175 第 44 条第 3 項</p> <p data-bbox="1619 336 1973 367">都条例 155 第 196 条第 6 項</p> <p data-bbox="1619 485 1973 557">都条例 155 第 196 条第 7 項 都規則 175 第 44 条第 4 項</p> <p data-bbox="1619 630 1957 737">都条例 155 第 196 条 第 8 項および第 9 項 都規則 175 第 44 条第 5 項</p> <p data-bbox="1619 849 1986 956">都条例 155 第 196 条第 10 項 都条例規則 175 第 44 条第 6 項</p> <p data-bbox="1619 997 1986 1027">都条例 155 第 196 条第 11 項</p> <p data-bbox="1619 1102 1901 1133">支援法第 43 条第 2 項</p>	
	<p data-bbox="353 1217 1585 1394">（1）指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者が指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p data-bbox="1619 1217 1897 1289">都条例 155 第 199 条 準用(第 13 条第 1 項)</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
	<p>(2)利用者との間で指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定共同生活援助の内容 ウ 当該指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定共同生活援助の提供開始年月日 オ 指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面を交付しているか。 当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>都条例155第199条 準用（第13条第2項） 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第十五3(12) 準用（第三3(1)）</p>	
2 提供拒否の禁止	<p>指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。 なお、正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合 ・ 運営規程で定めている主たる対象の障害の種類以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な提供が困難な場合 ・ 入院治療が必要な場合 <p>をいう。</p>	<p>都条例155第199条 準用（第15条） 障発1206001通知 第十五3(12) 準用（第三の3(3)）</p>	
3 連絡調整に対する協力	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、できる限り協力しているか。</p>	<p>都条例155第199条 準用（第16条） 障発1206001通知 第十五3(12) 準用（第三の3(4)）</p>	
4 受給資格の確認	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	<p>都条例155第199条 準用（第18条）</p>	
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1)指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2)指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る支給決定に要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例155第199条 準用（第19条第1項）</p> <p>都条例155第199条 準用（第19条第2項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
6 心身の状況等の把握	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例155第199 条 準用（第20 条）	
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例155第199 条 準用（第21 条第1 項）</p> <p>都条例155第199 条 準用（第21 条第2 項）</p>	
8 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用(第 58 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第十五 3(12) 準用（第四の 3（2））</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用(第 58 条第 2 項)</p>	
9 入退居	<p>(1) 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供されているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、入居の申込みの際には、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 197 条の 3 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 197 条の 3 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 197 条の 3 第 3 項</p> <p>都条例 155 第 197 条の 3 第 3 項</p>	
10 入退居の記録の記載等	(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者の入居または退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居または退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。	都条例 155 第 197 条の 4 第 1 項	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
11 指定共同生活 援助事業者が支 給決定障害者に 求めることので きる金銭の支払 の範囲等	<p>(2) 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく区市町村に対し報告しているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 12の(1) から (3) に規定する額のほか、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、12の(1) から (3) までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>指定共同生活援助事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例 155 第 197 条の 4 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用(第 24 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第十五 3(12) 準用(第三の 3(10)) 都条例 155 第 199 条 準用(第 24 条第 2 項)</p>	
12 利用者負担額 等の受領	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行う指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は (1) および (2) の場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用以外の支払を受けていないか。</p> <p>ア 食材料費 イ 家賃 ウ 光熱水費 エ 日用品費</p>	<p>都条例 155 第 197 条の 5 第 1 項 都条例 155 第 197 条の 5 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 197 条の 5 第 3 項 都規則 175 第 44 条の 2</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
	<p>オ アからエのほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>参照 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号)</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 197 条の 5 第 4 項 都条例 155 第 197 条の 5 第 5 項</p>	
13 利用者負担額に係る管理	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用(第 155 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用(第 155 条の 2 第 2 項)</p>	
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 27 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 27 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
15 指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活営むことができるよう、当該利用者の心身の状況および置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p>	<p>都条例 155 第 197 条の 6 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 197 条の 6 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 197 条の 6 第 3 項 社会福祉法第 78 条 都条例 155 第 197 条の 6 第 4 項 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保 第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」</p>	
16 共同生活援助計画の作成等	<p>(1) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ているか。</p> <p>(3) サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定共同生活援助の目標およびその達成時期、指定共同生活援助を提供するうえでの留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるように努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 54 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 54 条第 3 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 54 条第 4 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
17 サービス管理責任者の責務等	<p>(4) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議を開催し、共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 54 条第 5 項）</p>	
	<p>(5) サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 54 条第 5 項）</p>	
	<p>(6) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 54 条第 6 項）</p>	
	<p>(7) サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成後、共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、共同生活援助計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 54 条第 7 項）</p>	
	<p>(8) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に利用者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 54 条第 8 項）</p>	
	<p>(9) 共同生活援助計画に変更のあった場合、(1) から (6) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 54 条第 9 項）</p>	
	<p>サービス管理責任者は、16 で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 196 条の 2</p>	
	<p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p>	<p>都条例 155 第 196 条の 2 第 1 項</p>	
	<p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p>	<p>都条例 155 第 196 条の 2 第 2 項</p>	
	<p>(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。 (4) 他の従事者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	<p>都条例 155 第 196 条の 2 第 3 項 都条例 155 第 196 条の 2 第 4 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 相談および援助	指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	都条例 155 第 199 条 準用（第 63 条）	
19 介護および家事等	<p>(1) 介護は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助において、調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護および家事等（指定共同生活援助として提供される介護または家事等を除く。）の援助を受けさせていないか。</p>	<p>都条例 155 第 198 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 198 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 198 条第 3 項</p>	
20 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対して当該利用者が行うべき手続等について、当該利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 198 条の 2 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 198 条の 2 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 198 条の 2 第 3 項</p>	
21 緊急時の対応	従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 32 条）</p> <p>障発 1206001 通知 第十五 3(12) 準用（第三の 3（17））</p>	
22 支給決定障害者に関する区市町村への通知	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>(1) 正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって介護等給付費または特例介護等給付費を受け、または受けようとしたとき。</p>	都条例 155 第 199 条 準用（第 89 条）	
23 管理者の責務	(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	都条例 155 第 199 条 準用（第 53 条第 1 項）	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
24 運営規程	<p>(2) 指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業所の管理者は、当該指定共同生活援助事業所の従業者に、都条例 155 第 13 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) 指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 53 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 53 条第 3 項）</p> <p>都条例 155 第 196 条の 3</p>	
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めてあるか。また、世話人、生活支援員およびサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) (1) の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しているか。（ただし、当該指定共同生活援助事業者が指定共同生活援助の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。）</p> <p>(4) (3) ただし書の規定により指定共同生活援助を提供する場合にあっては、指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>都条例 155 第 197 条第 1 項 障発 1206001 通知 第十五 3(8)</p> <p>都条例 155 第 197 条第 2 項 障発 1206001 通知 第十五 3(8)</p> <p>都条例 155 第 197 条第 3 項</p> <p>都条例 155 第 197 条第 4 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
26 業務継続計画の策定等 令和6年3月31日まで経過措置あり	<p>(5) 指定共同生活援助事業者は、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。研修期間が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(6) 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 197 条第 5 項 障発 1206001 通知 第十五 3(8)</p> <p>都条例 155 第 197 条第 6 項 障発 1206001 通知 第十五 3(8)</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 12 条の 2 第 1 項） 障発 1206001 通知 第十五 3(12) 準用（第三の 3（23））</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 123 条の 2 第 2 項） 障発 1206001 通知 第十五 3(12) 準用（第三の 3（23））</p> <p>都条例 155 第 199 条 第十五 3(12) 準用（第 12 条の 2 第 3 項）</p>	
27 支援体制の確保	<p>指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>都条例 155 第 197 条の 2</p>	
28 定員の遵守	<p>指定共同生活援助事業者は、共同生活住居およびユニットごとの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）</p>	<p>都条例 155 第 198 条の 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
29 非常災害対策	<p>(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件()を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。 階数 2 および延床面積 5,000 m²以上の社会福祉施設等もしくは階数 2 および延床面積 1,500 m²以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>(6) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。 また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条 都条例155第199条 準用(第74条第1項)</p> <p>都条例155第199条 準用(第74条第2項)</p> <p>都条例155第199条 準用(第74条第3項)</p> <p>水防法第15条の3第1項、第2項および第5項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項および第5項</p>	
30 衛生管理等 令和6年3月31日 まで経過措置あり【(2)のみ】	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じているか。 ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。 ウ 従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>都条例155第199条 準用(第90条第1項)</p> <p>都条例155第199条 準用(第90条第2項) 障発1206001通知 第四の3(20)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
31 協力医療機関等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 198 条の 4 第 1 項 都条例 155 第 198 条の 4 第 2 項</p>	
32 掲示	<p>指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関および協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 92 条）</p>	
33 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 155 第 35 条の 2 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 35 条の 2 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 35 条の 2 第 3 項</p> <p>都規則 175 第 4 条の 3</p>	
34 秘密保持等	<p>(1) 指定共同生活援助事業所の従業員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、従業員および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、他の指定共同生活援助事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 36 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 36 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 36 条第 3 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
35 情報の提供等	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 37 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 37 条第 2 項）</p>	
36 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 38 条第 2 項）</p>	
37 苦情解決	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告もしくは指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定共同生活援助事業者は、その提供した指定共同生活援助に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力し、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条 準用（第 39 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 39 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 39 条第 3 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 39 条第 4 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条 準用（第 39 条第 5 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
38 事故発生時の対応	<p>(6) 指定共同生活援助事業者は、知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）</p> <p>イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く）</p> <p>ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故</p> <p>エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）</p> <p>オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの、数日に渡るもの等）</p> <p>カ 感染症の発生</p> <p>キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等、ただし、障害者虐待は除く。）</p> <p>ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報流出等）</p> <p>コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）</p> <p>サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について、記録をしているか。</p> <p>(3) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 指定共同生活援助事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>都条例155第199条 準用（第39条第3～5項）</p> <p>都条例155第199条 準用（第39条第6項）</p> <p>都条例155第199条 準用（第40条第1項）</p> <p>令和5年5月9日5福保障施 第320号「施設・事業所にお ける事故等防止対策の徹底に ついて」(通知)</p> <p>都条例155第199条 準用（第40条第1項）</p> <p>都条例155第199条 準用（第40条第2項）</p> <p>平成28年9月15日障障発 0915第1号「社会福祉施設等 における防犯に係る安全の確 保について（通知）」</p>	
39 虐待の防止	<p>指定居宅介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>条例155第199条 準用(第40条の2)</p> <p>都規則175第4条の4</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
40 会計の区分	指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	都条例 155 第 199 条 準用（第 41 条）	
41 地域との連携 等	指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。	都条例 155 第 199 条 準用（第 73 条）	
42 記録の整備	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定共同生活援助事業者は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 16 に規定する共同生活援助計画</p> <p>イ 8 に規定するサービスの提供の記録</p> <p>ウ 22 に規定する支給決定障害者に関する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 38 に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>オ 35 に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 36 に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	都条例 155 第 199 条 準用（第 75 条第 1 項） 都条例 155 第 199 条 準用（第 75 条第 2 項）	
第 5 届出等 1 変更の届出	<p>(1) 指定共同生活援助事業者は、支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 13 号に掲げる事項（支援法施行規則第 34 条の 19 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 12 号および第 13 号に掲げる事項）に変更があったときは、10 日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>指定共同生活援助事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄附行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>エ 建物の構造概要および平面図（各室の用途を明示するものとする。）ならびに設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者およびサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p>	支援法第 46 条第 1 項 支援法施行規則第 34 条の 23 第 1 項第 13 号および第 2 項 支援法施行規則第 34 条の 19 第 1 項	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>キ 第4の30の協力医療機関の名称および診療科名ならびに当該協力医療機関との契約の内容(30の(2)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称および当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。)</p> <p>ク 第4の26の関係機関との連携その他の支援体制の概要</p> <p>ケ 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>コ 役員の氏名、生年月日および住所</p> <p>(2)(1)の届出であって、共同生活援助の利用者の定員の増加に伴う場合、当該共同生活援助に係る従業者の勤務体制および勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。</p> <p>(1)指定共同生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等 (ア)法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者を選任しているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等 (ア)法令遵守責任者の選任をしているか。 (イ)業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 (ウ)業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2)指定共同生活援助事業者は、知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。(指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。)また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数20以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>支援法第42条第3項 支援法第51条の2第1項 支援法施行規則第34条の27</p> <p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第6 訓練等給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 共同生活援助サービス費（1日につき）</p>	<p>(1) 指定共同生活援助に要する費用の額は、平 18 厚労告 523 の別表「介護給付費等単位数表」の第 15 により算定する単位数に、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。</p> <p>(2) (1) の規定により、指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者にあつては、65 歳未満の者または 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第 7 条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者が当該事業を開始した日において、精神科病院に 1 年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 共同生活援助サービス費（ ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上配置されているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 共同生活援助サービス費（ ）については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を 5 で除して得た数以上配置されているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所（(2) に規定する指定共同生活援助事業所を除く。）において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 共同生活援助サービス費（ ）については、(2) および (3) に規定する指定共同生活援助事業所以外の指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>支援法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539</p> <p>平 18 厚労告 523 の二</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 4</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(5) 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、共同生活援助サービス費()から()までにかかわらず、以下の場合に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア (2)に規定する指定共同生活援助事業所の場合 イ (3)に規定する指定共同生活援助事業所の場合 ウ (4)に規定する指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>(6) 共同生活援助サービス費()については、一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 共同生活援助サービス費((5)に規定する場合を含む。)の算定に当たって、次のアからオまでのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>また、ウおよびオに該当する場合にあっては、ウに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を、エおよびオに該当する場合にあっては、エに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>イ 指定共同生活援助の提供に当たって、共同生活援助計画が作成されていない場合 次の(ア)および(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (ア)作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (イ)作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>ウ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の95 エ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分の93 オ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(指定障害福祉サービス基準第210条第2項に規定するサテライト型住居に係る入居定員を含む。)の合計数が21人以上である場合 100分の95</p> <p>(8) 指定共同生活援助の提供に当たって、第4の33の(2)または(3)に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注6</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注7</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の注8</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 福祉専門職員配置等加算	<p>(9)利用者が共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間((5)の適用を受けている間に限る。)および重度訪問介護を受けている間((5)の適用を受けている間に限る。)を除く。)に、共同生活援助サービス費を算定していないか。</p> <p>(1)福祉専門職員配置等加算() 世話人または生活支援員((2)および(3)において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2)福祉専門職員配置等加算() 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数加算しているか。また、(1)を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(3)福祉専門職員配置等加算() 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1)または(2)を算定している場合に、算定していないか。 ア 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。 イ 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の注 9</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 3</p>	
4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある者(以下「視覚障害者等」という。)である指定共同生活援助の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害または知的障害のうち 2 以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に 2 を乗じて得た数とする。)が、当該指定共同生活援助の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、都条例 155 第 194 条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を 50 で除して得た数以上配置しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 2 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
5 看護職員配置加算	都条例 155 第 194 条に定める人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で 1 以上配置しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の 3 の注	
6 夜間支援等体制加算	<p>(1) 夜間支援等体制加算 () 夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 夜間支援等体制加算 () 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1) の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>(3) 夜間支援等体制加算 () 夜間および深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制または防災体制を確保しているものとして知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき、所定単位数を加算しているか。 また、(1) または (2) の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>(4) 夜間支援等体制加算 () (1) を算定している指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を 1 名配置しているものに限る。注 5 および注 6 において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助または外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 4</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
7 重度障害者支 援加算	<p>(5) 夜間支援等体制加算 ()</p> <p>(1) を算定している指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(4) の算定対象となる利用者については、加算しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 5</p>	
	<p>(6) 夜間支援等体制加算 ()</p> <p>(1) を算定している指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助または外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(4) または (5) の算定対象となる利用者については、加算しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 6</p>	
	<p>(1) 重度障害者支援加算 ()</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第 8 の 1 の注 1 に規定する利用者の支援の割合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項または第 2 項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助または日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 1</p>	
	<p>(2) 重度障害者支援加算 ()</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、区分 4 以上に該当し、第 8 の 1 の注 1 の に規定する利用者の支援の割合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助または日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1) を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 6 の注 2</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
10 自立生活支援加算	<p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者（利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。）の退居に先立って、指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算していないか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 2 の注	
11 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 3 の注	
12 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間（継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。）について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、入院時支援特別加算が算定される月に算定していないか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 3 の 2 の注	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数(外泊の初日および最終日を除く。)の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 4 の注</p>	
14 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)</p> <p>また、帰宅時支援加算が算定される期間に算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 5 の注</p>	
15 地域生活移行個別支援特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準(平 18 厚労告 551)に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者(平 1 厚労告 556)に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所および指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の注 平 18 厚労告 551 の七 平 18 厚労告 556 の九</p>	
16 精神障害者地域移行特別加算	<p>都条例 155 第 196 条の 3 に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、都条例 155 第 194 条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者を 1 人以上配置するものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者が、精神科病院に 1 年以上入院していた精神障害者であつて当該精神科病院を退院してから 1 年以内の者に対し、共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の 2 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
17 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平 1 厚労告 551）に適合しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等または指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していた者であって、当該施設等を退所してから 1 年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、重度障害者支援加算を算定している場合に、算定していないか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の 3 の注	
18 強度行動障害者体験利用加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助または日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画または日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助または日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は、加算しない。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の 4 の注	
19 医療連携体制加算	<p>（ 1 ）医療連携体制加算（ ）</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>（ 2 ）医療連携体制加算（ ）</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して 1 時間以上 2 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定していないか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 1 平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 2	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(3) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(4) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算もしくは医療的ケア対応支援加算または(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(5) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(6) 医療連携体制加算（ ） 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の7の医療的ケア対応支援加算または(1)から(2)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(7) 医療連携体制加算（ ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、看護職員配置加算または1医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 4</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 5</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 6</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 7</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
20 通勤者生活支 援加算	<p>指定共同生活援助の利用者のうち 100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されているとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言および金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 8 の注	
21 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和 6 年 3 月 31 日、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 2 から 18 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 2 から 18 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 2 から 18 までにより算定した単位数 1000 分の 35 に相当する単位数</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 9 の注 平 18 厚労告 543 の 41 準用 (2)	
22 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から 18 までにより算定した単位数の 1000 分の 19 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から 18 までにより算定した単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 10 の注	

指 導 検 査 基 準 （日中サービス支援型指定共同生活援助）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24 年東京都規則第175 号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「平18 厚労告539」= 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18 年厚生労働省告示第543 号）

「平18 厚労告551」= 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18 年厚生労働省告示第551 号）

「平18 厚労告556」= 厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第556 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

「指定障害福祉サービス基準」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18 年厚生労働省令第171 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するとともに、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立った日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施 第 319 号「施設・事業所にお ける虐待防止体制の整備の徹 底について」(通知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 世話人</p> <p>2 生活支援員</p> <p>3 世話人および生活支援員の要件等</p>	<p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境および地域住民との交流の下で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。</p> <p>夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上となっているか。</p> <p>夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、(1)から(4)に掲げる数の合計数以上となっているか。</p> <p>(1) 障害支援区分に係る市町村審査会による審査および判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下(2)から(4)において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数</p> <p>(2) 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数</p> <p>(3) 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数</p> <p>(4) 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数</p> <p>(1) 世話人および生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者となっているか。</p> <p>(2) 世話人および生活支援員については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間および深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間および深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 3</p> <p>支援法第 43 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 199 条の 4 第 1 号 都規則 175 第 44 条の 3 第 1 項第 1 号</p> <p>都条例 155 第 199 条の 4 第 2 号 都規則 175 第 44 条の 3 第 1 項第 2 号</p> <p>障発 1206001 通知 第十五の 4 (1) 準用 (第十五 1(3))</p> <p>障発 1206001 通知 第十五の 4 (1) 準用 (第十五 1(3))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
4 サービス管理責任者	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、(1) または (2) に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ (1) または (2) に定める数となっているか。</p> <p>(1) 利用者の数が 30 以下の場合 1 人以上</p> <p>(2) 利用者の数が 30 を超える場合 1 に、利用者の数が 30 を超えて 30 またはその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 4 第 3 号 都規則 175 第 44 条の 3 第 1 項第 3 号</p>	
5 夜間支援従事者	<p>1 および 2 の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間および深夜の時間帯を通じて 1 以上の夜間支援従事者（夜間および深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人または生活支援員をいう。）を置いているか。</p> <p>また、既存の建物を共同生活住居とする場合であって、当該共同生活の入居定員を 11 人以上とする場合は、原則ユニットごとに夜間支援従事者を 1 以上配置しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 4 都規則 175 第 44 条の 3 第 2 項 障発 1206001 通知 第十五の 4(1)</p>	
6 利用者数の算定	<p>1、2 および 4 の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。</p> <p>なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>都規則 175 第 44 条の 3 第 3 項</p>	
7 職務の専従	<p>1、2、4 および 5 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。</p> <p>（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）</p>	<p>都規則 175 第 44 条の 3 第 4 項</p>	
8 常勤の従業者の配置	<p>1、2、4 および 5 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、一人以上は常勤となっているか。</p>	<p>都規則 175 第 44 条の 3 第 5 項</p>	
9 管理者	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。</p> <p>（ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するために必要な知識および経験を有する者になっているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 5 準用（第 195 条第 1 項および第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 5 準用（第 195 条第 3 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中および夜間を通して日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する施設または病院の敷地外に設けているか。 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居を有するものとなっているか。 3 当該共同生活住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。 4 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。（共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。） 5 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下としているか。 なお、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、共同生活住居の入居定員は2人以上20人（知事が特に必要があると認めるときは30人）以下としているか。 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときの入居定員は、2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。）としているか。 7 共同生活住居は、1以上のユニット（居室および居室に近接して設けられる利用者が相互に交流を図るための設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営むうえで必要な設備を設けているか。 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。 	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155 第199条の6第1項</p> <p>都条例155 第199条の6第2項</p> <p>都規則175 第44条の4第1項 都条例155 第199条の6第3項 障発1206001通知 第十五の4(2) 準用（第十五の2(3)） 都条例155 第199条の6第4項 都規則175第44条の4第2項 および第3項</p> <p>都条例155 第199条の6第5項 都規則175 第44条の4第4項 都条例155 第199条の6第6項</p> <p>都条例155 第199条の6第7項 都規則175 第44条の4第5項</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>9 ユニットには、居室および当該居室に近接して設けられる相互に交流を図るための設備を設けているか。その居室は次のとおりとなっているか。</p> <p>（1）1の居室の定員は、1人とする事。（ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。）</p> <p>（2）1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>（1）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が日中サービス支援型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>（2）利用者との間で日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の内容</p> <p>ウ 当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供開始年月日</p> <p>オ 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合 ・ 運営規程で定めている主たる対象の障害の種類以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な提供が困難な場合 ・ 入院治療が必要な場合をいう。 	<p>都条例 155 第 199 条の 6 第 8 項および 第 9 項 都規則 175 第 44 条の 4 第 6 項</p> <p>支援法第 43 条第 2 項 都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 13 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 13 条第 2 項) 社会福祉法第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 1206001 通知 第十五の 4(3) 準用(第三 3(1))</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 15 条) 障発 1206001 通知 第十五の 4(3) 準用(第三の 3(3))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 連絡調整に対する協力	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、できる限り協力しているか。	都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 16 条） 障発 1206001 通知 第十五の 4(3) 準用（第三の 3（4））	
4 受給資格の確認	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 18 条）	
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>（1）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助に係る支給決定に要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給の申請について必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 19 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 19 条第 2 項）</p>	
6 心身の状況等の把握	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 20 条）	
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>（1）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 21 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 21 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
8 サービスの提供の記録	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から日中サービス支援型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 58 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第十五の 4(3) 準用(第四の 3(2)) 都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 58 条第 2 項)</p>	
9 入退居	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、入居の申込みに際しては、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 197 条の 3 第 1 項) 都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 197 条の 3 第 2 項) 都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 197 条の 3 第 3 項) 都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 197 条の 3 第 3 項)</p>	
10 入退居の記録の記載等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者の入居または退居に際しては、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の名称、入居または退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく区市町村に対し報告しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 197 条の 4 第 1 項) 都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 197 条の 4 第 2 項)</p>	
11 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>12 の(1)から(3)に規定する額のほか、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 24 条第 1 項) 障発 1206001 通知 第十五の 4(3) 準用(第三の 3(10))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
12 利用者負担額等の受領	<p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>(ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 日中サービス支援型指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その用途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行う日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は(1)および(2)の場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用以外の支払を受けていないか。</p> <p>ア 食材料費</p> <p>イ 家賃</p> <p>ウ 光熱水費</p> <p>エ 日用品費</p> <p>オ アからエのほか、日中サービス支援型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>参照 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (平成18年12月6日障発第1206002号)</p>	<p>都条例155第199条の11 準用(第24条第2項)</p> <p>都条例155第199条の11 準用(第197条の5第1項)</p> <p>都条例155第199条の11 準用(第197条の5第2項)</p> <p>都条例155第199条の11 準用(第197条の5第3項) 都規則175第44条の5 準用(第44条の2)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 利用者負担額に係る管理	<p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該日中サービス支援型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該日中サービス支援型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 197 条の 5 第 4 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 197 条の 5 第 5 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 155 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 155 条の 2 第 2 項)</p>	
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により日中サービス支援型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない日中サービス支援型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 27 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用(第 27 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
15 日中サービス支援型指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況および置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行う場合には、日中サービス支援型指定共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条の 6 第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条の 6 第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条の 6 第 3 項）</p> <p>社会福祉法第 78 条 都条例 155 第 197 条の 6 第 4 項 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 54 条第 2 項）</p>	
16 日中サービス支援型指定共同生活援助計画の作成等	<p>(1) サービス管理責任者は、日中サービス支援型指定共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ているか。</p> <p>(3) サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日中サービス支援型指定共同生活援助の目標およびその達成時期、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供するうえでの留意事項等を記載した日中サービス支援型指定共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が提供する日中サービス支援型指定共同生活援助以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等との連携も含めて日中サービス支援型指定共同生活援助計画の原案に位置付けるように努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 54 条第 3 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 54 条第 4 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
17 サービス管理責任者の責務等	<p>(4) サービス管理責任者は、日中サービス支援型指定共同生活援助計画の作成に係る会議を開催し、日中サービス支援型指定共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、日中サービス支援型指定共同生活援助計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、日中サービス支援型指定共同生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(7) サービス管理責任者は、日中サービス支援型指定共同生活援助計画を作成後、当該日中サービス支援型指定共同生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該日中サービス支援型指定共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、日中サービス支援型指定共同生活援助計画の変更を行っているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に利用者に面接すること。 イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p> <p>(9) 日中サービス支援型指定共同生活援助計画に変更のあった場合、(1)から(6)に準じて取り扱っているか。</p> <p>サービス管理責任者は、16で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>(4) 他の従事者に対する技術的指導および助言を行うこと。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 54 条第 5 項） 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 54 条第 5 項） 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 54 条第 6 項） 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 54 条第 7 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 54 条第 8 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 54 条第 9 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 196 条の 2） 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 196 条の 2 第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 196 条の 2 第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 196 条の 2 第 3 項） 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 196 条の 2 第 4 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 相談および援助	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 63 条）</p>	
19 介護および家事等	<p>(1) 介護は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助において、調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護または家事等に従事させているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護および家事等（指定共同生活援助として提供される介護および家事等を除く。）の援助を受けさせていないか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 8 第 1 項 都条例 155 第 199 条の 8 第 2 項 都条例 155 第 199 条の 8 第 3 項 都条例 155 第 199 条の 8 第 4 項</p>	
20 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況またはその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者または他の障害福祉サービスを行う者等との連絡調整に努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行っているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 9 第 1 項 都条例 155 第 199 条の 9 第 2 項 都条例 155 第 199 条の 9 第 3 項 都条例 155 第 199 条の 9 第 4 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
21 緊急時の対応	<p>従業者は、現に日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 32 条） 障発 1206001 通知 第十五の 4(3) 準用（第三の 3（17））</p>	
22 支給決定障害者に関する区市町村への通知	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>（1）正当な理由なしに日中サービス支援型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき</p> <p>（2）偽りその他不正な行為によって介護等給付費または特例介護等給付費を受け、または受けようとしたとき</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 89 条）</p>	
23 管理者の責務	<p>（1）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に日中サービス支援型指定共同生活援助に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>（3）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者に、都条例 155 第 13 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 53 条第 1 項） 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 53 条第 2 項） 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 53 条第 3 項）</p>	
24 運営規程	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとにおいて、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>（1）事業の目的および運営の方針</p> <p>（2）従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>（3）入居定員</p> <p>（4）日中サービス支援型指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>（5）入居に当たっての留意事項</p> <p>（6）緊急時等における対応方法</p> <p>（7）非常災害対策</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 196 条の 3）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
25 勤務体制の確保等	<p>(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) その他事業の運営に関する重要事項</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な日中サービス支援型指定共同生活援助を提供できるよう、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めてあるか。また、世話人、生活支援員およびサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) (1) の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業員によって日中サービス支援型指定共同生活援助を提供しているか。(ただし、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が日中サービス支援型指定共同生活援助の管理および指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りではない。)</p> <p>(4) (3) ただし書の規定により日中サービス支援型指定共同生活援助を提供する場合にあっては、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助は、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、適切な日中支援型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条第 1 項） 障発 1206001 通知 第十五の 4(3) 準用（第十五の 3(8) ）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条第 2 項） 障発 1206001 通知 第十五の 4(3) 準用（第十五の 3(8) ）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条第 3 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条第 4 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条第 5 項） 障発 1206001 通知 第十五の 4(3) 準用（第十五の 3(8) ）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条第 6 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
26 業務継続計画の策定等 令和6年3月31日まで経過措置あり	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 12 条の 2 第 1 項） 障発 1206001 通知 第十五 4(3) 準用（第三の 3（23）） 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 123 条の 2 第 2 項） 障発 1206001 通知 第十五 4(3) 準用（第三の 3（23）） 都条例 155 第 199 条の 11 第十五 4(3) 準用（第 12 条の 2 第 3 項）</p>	
27 支援体制の確保	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 197 条の 2）</p>	
28 定員の遵守	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居およびユニットごとの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させていないか。 （ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。）</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 198 条の 3）</p>	
29 非常災害対策	<p>(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、一定要件（ ）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。</p> <p>階数 2 および延床面積 5,000 m²以上の社会福祉施設等もしくは階数 2 および延床面積 1,500 m²以上の保育所</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条、第 5 条第 3 項第 1 号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条、第 3 条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>30 衛生管理等</p> <p>令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(2)のみ】</p>	<p>(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>(6) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第 16 条第 1 項、第 5 条第 3 項第 1 号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 3 条 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 74 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 74 条第 2 項） 都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 74 条第 3 項）</p> <p>水防法第 15 条の 3 第 1 項、第 2 項および第 5 項土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項および第 5 項</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 90 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 90 条第 2 項）</p> <p>障発 1206001 通知 第四の 3（20）</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
31 協力医療機関等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 198 条の 4 第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 198 条の 4 第 2 項）</p>	
32 掲示	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関および協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 92 条）</p>	
33 身体拘束等の禁止	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に関行するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 155 第 35 条の 2 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 35 条の 2 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 35 条の 2 第 3 項</p> <p>都規則 175 第 4 条の 3</p>	
34 秘密保持等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業員および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、他の日中サービス支援型指定共同生活援助等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 36 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 36 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 36 条第 3 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
35 情報の提供等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 37 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 37 条第 2 項）</p>	
36 利益供与等の禁止	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 38 条第 2 項）</p>	
37 苦情解決	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 39 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 39 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 39 条第 3 項）</p>	

項目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
38 事故発生時の対応	<p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告もしくは日中サービス支援型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その提供した日中サービス支援型指定共同生活援助に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力し、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの、数日に渡るもの等） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等、ただし、障害者虐待は除く。） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 39 条第 4 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 39 条第 5 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 39 条第 3～5 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 39 条第 6 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 40 条第 1 項） 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施第 320「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
39 虐待の防止	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について、記録をしているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p> <p>日中サービス支援型指定居宅介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該日中サービス支援型指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該日中サービス支援型指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 40 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 40 条第 2 項）</p> <p>平成 28 年 9 月 15 日障障発 0915 第 1 号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」</p> <p>条例 155 第 199 条の 11 準用（第 40 条の 2）</p> <p>都規則 175 第 4 条の 4</p>	
40 会計の区分	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 41 条）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
41 地域との連携等	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。	都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 73 条）	
42 記録の整備	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 16 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助計画</p> <p>イ 8 に規定するサービスの提供の記録</p> <p>ウ 22 に規定する支給決定障害者に関する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 38 に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>オ 35 に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 36 に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 75 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 11 準用（第 75 条第 2 項）</p>	
43 実施主体	日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所（併設事業所または単独型事業所に限る。）を行っているか。	都条例 155 第 199 条の 7	
44 協議の場の設置等	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けているか。また、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、(1) の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 10 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 199 条の 10 第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第5届出等</p> <p>1 変更の届出</p>	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、支援法施行規則第34条の23第1項第13号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の19第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第5号、第7号、第8号、第12号および第13号に掲げる事項）に変更があったときは、10日以内に、その旨を知事に届け出ているか。</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄附行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>エ 建物の構造概要および平面図（各室の用途を明示するものとする。）ならびに設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者およびサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 第4の30の協力医療機関の名称および診療科名ならびに当該協力医療機関との契約の内容（30の(2)に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称および当該協力歯科医療機関との契約内容を含む。）</p> <p>ク 第4の26の関係機関との連携その他の支援体制の概要</p> <p>ケ 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項</p> <p>コ 役員の氏名、生年月日および住所</p> <p>(2) (1)の届出であって、日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者の定員の増加に伴う場合、当該日中サービス支援型指定共同生活援助に係る従業者の勤務体制および勤務形態を記載した書類を付して行っているか。</p>	<p>支援法第46条第1項</p> <p>支援法施行規則第34条の23第1項第13号および第2項</p> <p>支援法施行規則第34条の19第1項</p>	
<p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>(1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所および施設の数が1以上20未満の指定事業者等（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定事業者等（ア）法令遵守責任者を選任しているか。（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数が100以上の指定事業者等（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	<p>支援法第42条第3項</p> <p>支援法第51条の2第1項</p> <p>支援法施行規則第34条の27</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第6 訓練等給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費（1日につき）</p>	<p>（2）日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。）また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数が20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>（1）日中サービス支援型指定共同生活援助に要する費用の額は、平18厚労告523の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に、平18厚労告539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該日中サービス支援型指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に日中サービス支援型指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。</p> <p>（2）（1）の規定により、日中サービス支援型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>（1）日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>支援法第51条の2第2項 支援法施行規則第34条の28</p> <p>支援法第29条第3項</p> <p>平18厚労告523の一 平18厚労告539</p> <p>平18厚労告523の二</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の注1</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費()については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費()については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所((2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。)において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費()については、(2)および(3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、共同生活援助サービス費()から()までにかかわらず、以下の場合に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア (2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 イ (3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ウ (4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>(6) 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、共同生活援助サービス費()から()までにかかわらず、以下の場合に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア (2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 イ (3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ウ (4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p> <p>(7) 令和6年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、(5)の規定にかかわらず、以下の場合に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ア (2)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 イ (3)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 ウ (4)に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 3</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 4</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 5</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 6</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 7</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(8) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費()については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1 回当たり連続 30 日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年 50 日以内に限り、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(9) 一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助(1 回当たり連続 30 日以内のものに限る。)を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年 50 日以内に限り、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(10) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費((5) から(7) までおよび(9) に規定する場合を含む。)の算定に当たって、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に、それぞれ次にげる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 従業者の員数が平 18 厚労告 550 「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>イ 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たって、日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合 次の(ア)および(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (ア)作成されていない期間が3月未満の場合 100 分の 70 (イ)作成されていない期間が3月以上の場合 100 分の 50</p> <p>ウ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 93</p> <p>エ 一体的な運営が行われている共同生活住居(ウに該当する共同生活住居を除く。)の入居定員の合計数が 21 人以上である場合 100 分の 95</p> <p>(11) 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たって、第 4 の 33 の(2) または(3) に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(12) 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間(居宅介護を受けている間((6) および(7) の適用を受けている間に限る。)および重度訪問介護を受けている間((6) および(7) の適用を受けている間に限る。)を除く。)に、日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 8</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 9</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 10</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 11</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の注 12</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算() 世話人または生活支援員((2) および(3) において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算() 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数加算しているか。 また、(1) を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算() 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 また、(1) または(2) を算定している場合に、算定していないか。 ア 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。 イ 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害または知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、都条例155第199条の4に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の2の注</p>	
5 看護職員配置加算	<p>都条例155第199条の4に定める人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の3の注</p>	
6 夜間職員加配加算	<p>都規則175第44条の3第2項に定める員数の夜勤支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置している者として知事に届け出た日中サービス支援型共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の5の2の注</p>	
7 重度障害者支援加算	<p>(1) 重度障害者支援加算（ ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項または第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助または日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 重度障害者支援加算（ ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、区分4以上に該当し、第8の1の注1の に規定する利用者の支援の度合にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）に対して指定共同生活援助または日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の6の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の6の注2</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
8 医療的ケア対応 支援加算	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の(1)を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 7 の注</p>	
9 日中支援加算 ()	<p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(区分2以下に該当する利用者に限る。)が、生活介護、自立訓練、就労移行支援もしくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護もしくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者または就労している利用者(以下「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないときまたは就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 8 の注 2</p>	
10 自立生活支援加算	<p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)の退居に先立って、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、加算していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 2 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
11 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、日中サービス支援型指定共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 3 の注	
12 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から4までの規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、日中サービス支援型指定共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、入院時支援特別加算が算定される月に算定していないか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 3 の 2 の注	
13 帰宅時支援加算	<p>利用者が日中サービス支援型指定共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数(外泊の初日および最終日を除く。)の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 4 の注	
14 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が日中サービス支援型指定共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)</p> <p>また、帰宅時支援加算が算定される期間に算定していないか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 5 の注	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
15 地域生活移行個別支援特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平 18 厚労告 551）に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者（平 18 厚労告 556）に対して、特別な支援に対応した日中サービス支援型指定共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療および観察等に関する法律（平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所および指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の注 平 18 厚労告 551 の八 平 18 厚労告 556 の九</p>	
16 精神障害者地域移行特別加算	<p>都条例 155 第 196 条の 3 に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、都条例 155 第 194 条の 4 の規定により日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者を 1 人以上配置するものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者が、精神科病院に 1 年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから 1 年以内の者に対し、日中サービス支援型共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の 2 の注</p>	
17 強度行動障害者地域移行特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準（平 18 厚労告 551）に適合しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等または指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していた者であって、当該施設等を退所してから 1 年以内の者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。また、重度障害者支援加算を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の 3 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 強度行動障害者 体験利用加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所または日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な指定共同生活援助または日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者のうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画または日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、指定共同生活援助または日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重度障害者支援加算を算定している場合は、加算しない。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の 4 の注	
19 医療連携体制 加算	<p>(1) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>(2) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>(3) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
20 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>(4) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算もしくは医療的ケア対応支援加算または(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 4	
	<p>(5) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 5	
	<p>(6) 医療連携体制加算（ ） 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の7の医療的ケア対応支援加算または(1)から(2)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 6	
	<p>(7) 医療連携体制加算（ ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、看護職員配置加算または1医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 7	
	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 9 の注	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
21 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 2 から 17 までにより算定した単位数 1000 分の 35 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業が、利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 19 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 10 の注	

指 導 検 査 基 準 （外部サービス利用型指定共同生活援助）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「都条例155」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24 年東京都条例第155 号）

「都規則175」= 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24 年東京都規則第175 号）

「平18 厚労告523」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18 年厚生労働省告示第523 号）

「平18 厚労告539」= 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18 年厚生労働省告示第539 号）

「平18 厚労告543」= 厚生労働大臣が定める基準（平成18 年厚生労働省告示第543 号）

「平18 厚労告551」= 厚生労働大臣が定める施設基準（平成18 年厚生労働省告示第551 号）

「平18 厚労告556」= 厚生労働大臣が定める者（平成18 年厚生労働省告示第556 号）

「障発1206001 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18 年12 月6 日障発第1206001 号）

「指定障害福祉サービス基準」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18 年厚生労働省令第171 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、当該個別支援計画に基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、当該外部サービス利用型共同生活援助の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の意思および人格を尊重して、常該利用者または利用者である障害児の保護者の立場に立った外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 3 条第 3 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施 第 319 号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 世話人</p> <p>2 世話人の要件等</p> <p>3 サービス管理責任者</p> <p>4 利用者数の算定</p> <p>5 職務の専従</p>	<p>(4)外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況およびその置かれている環境に応じて共同生活住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>(1)世話人は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者となっているか。</p> <p>(2)世話人については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保しているか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、(1)または(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)または(2)に定める数となっているか。</p> <p>(1)利用者の数が30以下の場合 1人以上</p> <p>(2)利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>1および3の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。</p> <p>なお、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p> <p>1および3に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 3</p> <p>支援法第 43 条第 1 項</p> <p>都条例 155 第 199 条の 14 1 号 都規則 175 第 44 条の 6 1 号</p> <p>障発 1206001 通知 第十五の 5(1) 参照(第十五 1(3))</p> <p>障発 1206001 通知 第十五の 5(1) 参照(第十五 1(3))</p> <p>都条例 155 第 199 条の 14 2 号 都規則 175 第 44 条の 6 2 号</p> <p>都規則 175 第 44 条の 6 第 2 項</p> <p>都規則 175 第 44 条の 6 第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>6 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>(1)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 (ただし、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するために必要な知識および経験を有する者になっているか。</p> <p>1 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中および夜間を通して外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する施設または病院の敷地外に設けているか。</p> <p>2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。)を除く。以下5から7までにおいて同じ。)を有するものとなっているか。</p> <p>3 当該共同生活住居およびサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上となっているか。</p> <p>4 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。(共同生活住居とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。)</p> <p>5 共同生活住居は、その入居定員は2人以上10人以下としているか。 なお、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、共同生活住居の入居定員は2人以上20人(知事が特に必要があると認めるときは30人)以下としているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 5 準用(第 195 条第 1 項および第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 199 の 5 準用(第 195 条第 3 項)</p> <p>支援法第 43 条第 2 項</p> <p>都条例 155 第 199 条の 16 準用(第 196 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 16 準用(第 196 条第 2 項) 都規則 175 第 44 条の 7 準用(第 44 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 16 準用(第 196 条第 3 項) 障発 1206001 通知 十五の 5(2) 参照(第十五の 2(3))</p> <p>都条例 155 第 199 条の 16 準用(第 196 条第 4 項) 都規則 175 第 44 条の 7 準用(第 44 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときの入居定員は、2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。）としているか。</p> <p>7 共同生活住居は、1以上のユニット（居室および居室に近接して設けられる利用者が相互に交流を図るための設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）を有するほか、日常生活を営むうえで必要な設備を設けているか。</p> <p>8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下となっているか。</p> <p>9 ユニットには、居室および当該居室に近接して設けられる相互に交流を図るための設備を設けているか。その居室は次のとおりとなっているか。 （1）1の居室の定員は、1人とする事。 （ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする事ができる。） （2）1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>10 サテライト型住居の居室は、次のとおりとなっているか。 （1）入居定員は、1人とする事。 （2）居室面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>11 サテライト型住居には、日常生活を営むうえで必要な設備を設けているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 16 準用（第 196 条第 5 項） 都規則 175 第 44 条の 7 準用（第 44 条第 3 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 16 準用（第 196 条第 6 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 16 準用（第 196 条第 7 項） 都規則 175 第 44 条の 7 準用（第 44 条第 4 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 16 準用（第 196 条第 8 項および第 9 項） 都規則 175 第 44 条の 7 準用（第 44 条第 5 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 16 準用（第 196 条第 10 項） 都規則 175 第 44 条の 7 準用（第 44 条第 6 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 16 準用（第 196 条第 11 項）</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 連絡調整に対する協力</p>	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をするとともに、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者との間で外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容</p> <p>ウ 当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日</p> <p>オ 外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供する場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、正当な理由がなく外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である。 ・ 運営規程で定めている主たる対象の障害の種類以外の申込みであって、利用申込者に対し自ら適切な提供が困難な場合 ・ 入院治療が必要な場合 <p>をいう。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の利用について区市町村または一般相談支援事業もしくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、できる限り協力しているか。</p>	<p>支援法第43条第2項</p> <p>都条例155 第199条の21第1項</p> <p>都条例155 第199条の21第2項 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第十五の5(3)</p> <p>都条例155第199条の22 準用（第15条） 障発1206001通知 第十五の5(3) 準用（第三の3(3)）</p> <p>都条例155第199条の22 準用（第16条） 障発1206001通知 第十五の5(3) 準用（第三の3(4)）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
4 受給資格の確認	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 18 条）	
5 訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>（ 1 ）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>（ 2 ）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助に係る支給決定に要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給の申請について必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 19 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 19 条第 2 項）</p>	
6 心身の状況等の把握	外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 20 条）	
7 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>（ 1 ）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するに当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>（ 2 ）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 21 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 21 条第 2 項）</p>	
8 サービスの提供の記録	<p>（ 1 ）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、外部サービス利用型当該指定共同生活援助の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を記録しているか。</p> <p>（ 2 ）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、（ 1 ）の規定による記録に際しては、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 58 条第 1 項）</p> <p>障発 1206001 通知 第十五の 5(3)</p> <p>準用（第四の 3（ 2 ） ）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 58 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 入退居	<p>(1)外部サービス利用型指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供されているか。</p> <p>(2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居の申込みに際しては、当該利用申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>(3)外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえたうえで、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</p> <p>(4)外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 197 条の 3 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 197 条の 3 第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 197 条の 3 第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 197 条の 3 第 3 項)</p>	
10 入退居の記録の記載等	<p>(1)外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者の入居または退居に際しては、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の名称、入居または退居の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく区市町村に対し報告しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 197 条の 4 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 197 条の 4 第 2 項)</p>	
11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1)外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が外部サービス利用型指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>12の(1)から(3)に規定する額のほか、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額ならびに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>(ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。</p> <p>イ 利用者等に求める金額、その使途および金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 24 条第 1 項)</p> <p>障発 1206001 通知 第十五の 5(3)</p> <p>準用(第三の 3(10))</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 24 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
12 利用者負担額等の受領	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行う外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該外部サービス利用型指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は(1)および(2)の場合において支給決定障害者から支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用以外の支払を受けていないか。</p> <p>ア 食材料費 イ 家賃 ウ 光熱水費 エ 日用品費 オ アからエのほか、外部サービス利用型指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>参照 「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」 (平成18年12月6日障発第1206002号)</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例155第199条の22 準用(第197条の5第1項)</p> <p>都条例155第199条の22 準用(第197条の5第2項)</p> <p>都条例155第199条の22 準用(第197条の5第3項) 都規則175第44条の7 準用(第44条の2)</p> <p>都条例155第199条の22 準用(第197条の5第4項)</p> <p>都条例155第199条の22 準用(第197条の5第5項)</p>	
13 利用者負担額に係る管理	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例155第199条の22 準用(第155条の2第1項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(2)外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該外部サービス利用型指定共同生活援助および他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者および当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領により外部サービス利用型指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない外部サービス利用型指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 155 条の 2 第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 27 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 27 条第 2 項)</p>	
15 外部サービス利用型指定共同生活援助の取扱方針	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況および置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行う場合には、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の従業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者またはその家族に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 197 条の 6 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 197 条の 6 第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 197 条の 6 第 3 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 外部サービス利用型共同生活援助計画の作成等	<p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>(1) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に当たっては、利用者について、その有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(2) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し理解を得ているか。</p> <p>(3) サービス管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、外部サービス利用型指定共同生活援助の目標およびその達成時期、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するうえでの留意事項等を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画の原案を作成しているか。この場合において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等との連携も含めて外部サービス利用型共同生活援助計画の原案に位置付けるように努めているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の作成に係る会議を開催し、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(5) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(6) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。</p>	<p>社会福祉法第 78 条 都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 197 条の 6 第 4 項） 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保 第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）の改正について」</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 54 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 54 条第 3 項）</p> <p>都条例 155 の 22 準用（第 54 条第 4 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 54 条第 5 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 54 条第 5 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 54 条第 6 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
17 サービス管理責任者の責務等	<p>(7) サービス管理責任者は、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成後、外部サービス利用型共同生活援助計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて、外部サービス利用型共同生活援助計画の変更を行っているか。</p> <p>(8) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者およびその家族等と連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>ア 定期的に利用者に面接すること。</p> <p>イ 定期的にモニタリングを行い、その結果を記録すること。</p> <p>(9) 外部サービス利用型共同生活援助計画に変更のあった場合、(1)から(6)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 54 条第 7 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 54 条第 8 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 54 条第 9 項)</p>	
	<p>サービス管理責任者は、16 で規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。</p> <p>(4) 他の従事者に対する技術的指導および助言を行うこと。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 196 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 196 条の 2 第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 196 条の 2 第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 196 条の 2 第 4 項)</p>	
18 相談および援助	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 63 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
19 介護および家事等	<p>(1) 介護は、利用者の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助において、調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所および受託居宅介護サービス事業所の従業者以外の者による介護および家事等の援助（外部サービス利用型指定共同生活援助として提供される介護または家事等を除く。）を受けさせていないか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 198 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 198 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 198 条第 3 項）</p>	
20 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対して当該利用者が行うべき手続等について、当該利用者またはその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て、代わって行っているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 198 条の 2 第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 198 条の 2 第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 198 条の 2 第 3 項）</p>	
21 緊急時の対応	<p>従業者は、現に外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 32 条）</p> <p>障発 1206001 通知 第十五の 5(3)</p> <p>準用（第三の 3（17））</p>	
22 支給決定障害者に関する区市町村への通知	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>(1) 正当な理由なしに外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって介護等給付費または特例介護等給付費を受け、または受けようとしたとき</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 89 条）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
23 管理者の責務	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、サービス管理責任者に外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に、都条例 155 第 13 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 53 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 53 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 53 条第 3 項）</p>	
24 運営規程	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、各外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(5) 受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称および所在地</p> <p>(6) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(7) 緊急時等における対応方法</p> <p>(8) 非常災害対策</p> <p>(9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 17</p>	
25 勤務体制の確保等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、各外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、従業者の勤務の体制を定めてあるか。また、世話人およびサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) (1) の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 18 第 1 項 障発 1206001 通知 第十五の 5(3) 準用（第十五 3(8) ）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 18 第 2 項 障発 1206001 通知 第十五の 5(3) 準用（第十五の 3(8) ）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、各外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所または受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定居宅介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 18 第 3 項</p> <p>都条例 155 第 199 条の 18 第 4 項 障発 1206001 通知 第十五の 5(3) 準用（第十五の 3(8) ） 都条例 155 第 199 条の 18 第 6 項 障発 1206001 通知 第十五 5(3)</p>	
26 受託居宅介護サービスの提供	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合は、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 19 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 199 条の 19 第 2 項</p>	
27 受託居宅介護サービス事業者への委託	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。</p> <p>(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者であるか。</p> <p>(3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護であるか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、(1) の契約を締結するときは、各受託居宅介護サービス事業所において、文書により行っているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、外部サービス利用型指定共同生活援助の業務について必要な管理および指揮命令を行っているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 20 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 199 条の 20 第 2 項 都条例 155 第 199 条の 20 第 3 項 都条例 155 第 199 条の 20 第 4 項 都条例 155 第 199 条の 20 第 5 項 都条例 155 第 199 条の 20 第 6 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
28 業務継続計画の策定等 令和6年3月31日まで経過措置あり	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 12 条の 2 第 1 項） 障発 1206001 通知 第十五 5(3) 準用（第三の 3（23）） 都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 123 条の 2 第 2 項） 障発 1206001 通知 第十五 5(3) 準用（第三の 3（23）） 都条例 155 第 199 条の 22 第十五 5(3) 準用（第 12 条の 2 第 3 項）</p>	
29 支援体制の確保	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 197 条の 2）</p>	
30 定員の遵守	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、共同生活住居およびユニットごとの入居定員ならびに居室の定員を超えて入居させていないか。 （ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 198 条の 3）</p>	
31 非常災害対策	<p>(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、一定要件（ ）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。</p> <p>階数 2 および延床面積 5,000 m²以上の社会福祉施設等 もしくは階数 2 および延床面積 1,500 m²以上の保育所</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条、第 5 条 第 3 項第 1 号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条、第 3 条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>32 衛生管理等</p> <p>令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(2)のみ】</p>	<p>(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てて、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>(6) 区市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成し、区市町村長に報告しているか。また、当該計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p> <p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に行っているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第 16 条第 1 項、第 5 条第 3 項第 1 号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 3 条</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 74 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 74 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 74 条第 3 項）</p> <p>水防法第 15 条の 3 第 1 項、第 2 項および第 5 項</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2 第 1 項、第 2 項および第 5 項</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 90 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 90 条第 2 項）</p> <p>障発 1206001 通知 第四の 3（20）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
33 協力医療機関等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 198 条の 4 第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 198 条の 4 第 2 項)</p>	
34 掲示	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関および協力歯科医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用(第 92 条)</p>	
35 身体拘束等の禁止	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行っていないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびにやむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 155 第 35 条の 2 第 1 項</p> <p>都条例 155 第 35 条の 2 第 2 項</p> <p>都条例 155 第 35 条の 2 第 3 項</p> <p>都規則 175 第 4 条の 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
36 秘密保持等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、他の外部サービス利用型指定共同生活援助事業者等に対して、利用者またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 36 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 36 条第 2 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 36 条第 3 項）</p>	
37 情報の提供等	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 37 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 37 条第 2 項）</p>	
38 利益供与等の禁止	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、一般相談支援事業者もしくは特定相談支援事業者もしくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 38 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
39 苦情解決	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により知事が行う報告もしくは外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じるとともに利用者またはその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力し、知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その提供した外部サービス利用型指定共同生活援助に関し、支援法第 48 条第 1 項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに利用者またはその家族からの苦情に関して知事または区市町村長が行う調査に協力し、知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用 (第 39 条第 1 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用 (第 39 条第 2 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用 (第 39 条第 3 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用 (第 39 条第 4 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用 (第 39 条第 5 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用 (第 39 条第 3 ~ 5 項)</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用 (第 39 条第 6 項)</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
40 事故発生時の対応	<p>(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの、数日に渡るもの等） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等、ただし、障害者虐待は除く。） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事故の状況および事故に際して採った処置について、記録をしているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 40 条第 1 項） 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施第 320 号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」（通知）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 40 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 40 条第 2 項）</p> <p>平成 28 年 9 月 15 日付障障発 0915 第 1 号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
41 虐待の防止	<p>外部サービス利用型指定居宅介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該外部サービス利用型指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定外部サービス利用型居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>条例 155 第 199 条の 22 準用（第 40 条の 2）</p> <p>都規則 175 第 4 条の 4</p>	
42 会計の区分	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 41 条）</p>	
43 地域との連携等	<p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 73 条）</p>	
44 記録の整備	<p>（ 1 ）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>（ 2 ）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 16 に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画</p> <p>イ 8 に規定するサービスの提供の記録</p> <p>ウ 22 に規定する支給決定障害者に関する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 40 に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>オ 37 に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>カ 38 に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 75 条第 1 項）</p> <p>都条例 155 第 199 条の 22 準用（第 75 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第 6 訓練等給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）</p>	<p>（ 2 ）外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、知事に対し、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。（指定事業所もしくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等を除く。）また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所および施設の数 が 2 0 以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数 が 1 0 0 以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>（ 1 ）外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額は、平 18 厚労告 523 の別表「介護給付費等単位数表」の第 15 により算定する単位数に、平 18 厚労告 539「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。ただし、その額が現に当該指定共同生活援助に要した費用の額を超えるときは、当該現に外部サービス利用型指定共同生活援助事業に要した費用の額となっているか。</p> <p>（ 2 ）（ 1 ）の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>（ 1 ）外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する身体障害者にあつては、65 歳未満の者または 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第 7 条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に 1 年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービス（都条例 155 第 199 条の 12 に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>支援法第 51 条の 2 第 2 項 支援法施行規則第 34 条の 28</p> <p>支援法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚労告 523 の一 平 18 厚労告 539</p> <p>平 18 厚労告 523 の二</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 1</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 () については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 () については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所((2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 () については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして知事に届け出た外部サービス利用型共同生活援助事業所((2)および(3)に規定する外部サービス利用型共同生活援助事業所を除く。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(5) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 () については、(2)から(4)までに定める以外の外部サービス利用型共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号)附則第4条の規定の適用を受ける外部サービス利用型共同生活援助事業所に限る。)において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 () については、一時的に体験的な外部サービス利用型共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(7) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 () から () の算定に当たって、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 従業者の員数が平18厚労告550「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の十一の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>イ 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たって、外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合 次の(ア)および(イ)に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (ア)作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (イ)作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50</p> <p>ウ 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合 100分の90</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注3</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注4</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注5</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注6</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の2の2の注7</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 受託居宅介護サービス費	<p>エ 共同生活住居の入居定員が 21 人以上である場合 100 分の 87</p> <p>(8) 外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たって、第 4 の 35 の (2) または (3) に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(9) 利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費は、算定していないか。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者（区分 2 以上に該当する利用者に限る。）に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 8</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 2 の 2 の注 9</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 3 の注</p>	
4 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算 ()</p> <p>世話人または生活支援員 ((2) および (3) において「世話人等」という。) として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算 ()</p> <p>世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数加算しているか。</p> <p>また、(1) を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算 ()</p> <p>次のアまたはイのいずれかに該当するものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、(1) または (2) を算定している場合に、算定していないか。</p> <p>ア 世話人等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。</p> <p>イ 世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 4 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
5 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害または知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、都条例155第199条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の2の注</p>	
6 看護職員配置加算	<p>都条例155第199条の14に定める人員配置に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の4の3の注</p>	
7 夜間支援等体制	<p>（1）夜間支援等体制加算（ ） 夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>（2）夜間支援等体制加算（ ） 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして知事が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 また、（1）の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p> <p>（3）夜間支援等体制加算（ ） 夜間および深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制または防災体制を確保しているものとして知事が認めた外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算しているか。 また、（1）または（2）の算定対象となる利用者については、算定していないか。</p>	<p>平18厚労告523 別表第15の1の5の注1</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の5の注2</p> <p>平18厚労告523 別表第15の1の5の注3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
8 医療的ケア対応 支援加算	<p>(4) 夜間支援等体制加算 ()</p> <p>(1) を算定している指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居（同加算の算定対象となる夜勤を行う夜間支援従事者を1名配置しているものに限る。注5および注6において同じ。）を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助または外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 4</p>	
	<p>(5) 夜間支援等体制加算 ()</p> <p>(1) を算定している指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(4)の算定対象となる利用者については、加算しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 5</p>	
	<p>(6) 夜間支援等体制加算 ()</p> <p>(1) を算定している指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、更に宿直を行う夜間支援従事者を配置し、共同生活住居を巡回させることにより、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助または外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、(4)または(5)の算定対象となる利用者については、加算しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 5 の注 6</p>	
	<p>指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の(1)を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 7 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 日中支援加算	<p>(1) 日中支援加算 () 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢または重度の障害者(65歳以上または障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を生活共同住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 日中支援加算 () 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援もしくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護もしくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者または就労している利用者(以下「生活介護等利用者」という。)が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないときまたは就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 8 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 1 の 8 の注 2</p>	
10 自立生活支援加算	<p>居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)の退居に先立って、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービスまたは福祉サービスについて相談援助および連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者およびその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、加算していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 2 の注</p>	
11 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から6までの規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 3 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
12 長期入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院または診療所(当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院または診療所を除く。)への入院を要した場合に、第2の1から6までの規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院または診療所を訪問し、当該病院または診療所との連絡調整および被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、入院時支援特別加算が算定される月に算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 3 の 2 の注</p>	
13 帰宅時支援加算	<p>利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数(外泊の初日および最終日を除く。)の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 4 の注</p>	
14 長期帰宅時支援加算	<p>利用者が外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日および最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。(継続して外泊している者にあつては、外泊した初日から起算して3月に限る。)</p> <p>また、帰宅時支援加算が算定される期間に算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 5 の注</p>	
15 地域生活移行個別支援特別加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準(平 18 厚労告 551)に適合しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者(平 18 厚労告 556)に対して、特別な支援に対応した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療および観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号。以下「医療観察法」という。))に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所および指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の注 平 18 厚労告 551 の八 平 18 厚労告 556 の九</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 精神障害者地域移行特別加算	<p>都条例 155 第 196 条の 17 に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、都条例 155 第 194 条の 14 の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者を 1 人以上配置するものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士または公認心理師等である従業者が、精神科病院に 1 年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから 1 年以内の者に対し、共同生活援助計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合に、算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 6 の 2 の注</p>	
17 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算 ()</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>(2) 医療連携体制加算 ()</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が 2 以上の利用者に対して 1 時間以上 2 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>また、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定していないか。</p> <p>(3) 医療連携体制加算 ()</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 2 時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 回の訪問につき 8 人の利用者を限度として、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 1</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 2</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 通勤者生活支援 加算	<p>(4) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が別に厚生労働大臣が定める者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算もしくは医療的ケア対応支援加算または(1)から(3)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(5) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、看護職員配置加算または医療的ケア対応支援加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(6) 医療連携体制加算（ ） 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の7の医療的ケア対応支援加算または(1)から(2)までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。</p> <p>(7) 医療連携体制加算（ ） 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、看護職員配置加算または1医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については、算定しない。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言および金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 4</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 5</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 6</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 7 の注 7</p> <p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 8 の注</p>	
19 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年3月31日、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p>	<p>平 18 厚労告 523 別表第 15 の 9 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
20 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>（１）福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 150 に相当する単位数</p> <p>（２）福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 110 に相当する単位数</p> <p>（３）福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 2 から 17 までにより算定した単位数 1000 分の 61 に相当する単位数</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>（１）福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 19 に相当する単位数</p> <p>（２）福祉・介護職員等特定処遇改善加算（ ） 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 16 に相当する単位数</p>	平 18 厚労告 523 別表第 15 の 10 の注	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 地 域 移 行 支 援 ）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「厚労令27」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第27 号）

「平24 厚労告124」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24 年厚生労働省告示第124 号）

「障発0330 第21 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24 年3 月30 日障発0330 第21 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1) 指定地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況およびその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援の事業は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下、「指定地域移行支援事業者」という。）は、自らその提供する指定地域移行支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>支援法第 51 条の 23 厚労令 27 第 2 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 2 条第 2 項</p> <p>厚労令 27 第 2 条第 3 項</p> <p>厚労令 27 第 2 条第 4 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施 第 319 号「施設・事業所にお ける虐待防止体制の整備の徹 底について」(通知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>2 管理者</p>	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、事業所ごとに専ら指定地域移行支援の職務に従事する者（以下、「指定地域移行支援従事者」とする。）を、必ず1人以上置いているか。 （ただし、指定地域移行支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域移行支援事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p> <p>(2) 指定地域移行支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）となっているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし、指定地域移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	<p>支援法第51条の23第1項</p> <p>厚労令27第3条第1項 障発0330第21通知 第二1の(1)</p> <p>厚労令27第3条第2項 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第226号）</p> <p>厚労令27第4条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p>	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域移行支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者との間で当該指定地域移行支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定地域移行支援の内容</p> <p>ウ 当該指定地域移行支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定地域移行支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定地域移行支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、正当な理由がなく指定地域移行支援の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは、</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合、</p> <p>(2) 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等または刑事施設等が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、</p> <p>(3) 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、</p> <p>(4) その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難な場合等をいう。</p>	<p>支援法第51条の23第2項</p> <p>厚労令27第5条第1項</p> <p>厚労令27第5条第2項 社会福祉法 第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項</p> <p>障発0330第21通知 第二の2(1)</p> <p>厚労令27第6条</p> <p>厚労令27第7条 障発0330第21通知 第二の2(3)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
4 連絡調整に対する協力	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の利用について区市町村または指定特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>区市町村または特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に協力しているか。</p>	厚労令 27 第 8 条 障発 0330 第 21 通知 第二の 2（4）	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域移行支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	厚労令 27 第 9 条	
6 受給資格の確認	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等確かめているか。</p>	厚労令 27 第 10 条	
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	<p>（1）指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるような必要な援助を行っているか。</p> <p>（2）指定地域移行支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	厚労令 27 第 11 条第 1 項 厚労令 27 第 11 条第 2 項	
8 心身の状況等の把握	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	厚労令 27 第 12 条	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>（1）指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>（2）指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	厚労令 27 第 13 条第 1 項 厚労令 27 第 13 条第 2 項	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
10 身分を証する書類の携行	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>また、証書や名札等には、事業所の名称、当該従業者の氏名の記載があるか。</p>	厚労令 27 第 14 条 障発 0330 第 21 通知 第二の 2（8）	
11 サービスの提供の記録	<p>（1）指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供した際は、当該指定地域移行支援の提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該指定地域移行支援の提供の都度、記録しているか。</p> <p>（2）指定地域移行支援事業者は、（1）の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域移行支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	厚労令 27 第 15 条第 1 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2（9） 厚労令 27 第 15 条第 2 項	
12 指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>（1）指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。また、指定地域移行支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であるか。</p> <p>（2）（1）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>（ただし、13 の（1）および（2）に掲げる支払については、この限りでない。）</p>	厚労令 27 第 16 条第 1 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2（10） 厚労令 27 第 16 条第 2 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2（10）	
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>（1）指定地域移行支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域移行支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域移行支援につき支援法 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p> <p>（2）指定地域移行支援事業者は、（1）の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域移行支援を提供する場合にのみ、地域相談支援給付決定障害者からそれに要した交通費の額の支払を受けているか。</p> <p>（3）指定地域移行支援事業者は、（1）および（2）までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p>	厚労令 27 第 17 条第 1 項 厚労令 27 第 17 条第 2 項 厚労令 27 第 17 条第 3 項	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(4) 指定地域移行支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定地域移行支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域移行支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域移行支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。指定地域移行支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。</p>	<p>厚労令 27 第 17 条第 4 項</p> <p>厚労令 27 第 18 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 18 条第 2 項</p>	
15 指定地域移行支援の具体的取扱方針	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者に、基本相談支援に関する業務および地域移行支援計画の作成その他指定地域移行支援に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域移行支援従事者に対する技術的指導および助言を行わせているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定地域移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとしているか。</p>	<p>厚労令 27 第 19 条第 1 号</p> <p>厚労令 27 第 19 条第 2 号</p> <p>厚労令 27 第 19 条第 3 号</p> <p>厚労令 27 第 19 条第 4 号</p>	
16 地域移行支援計画の作成等	<p>(1) 指定地域移行支援従事者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定地域移行支援に係る計画（以下「地域移行支援計画」という。）を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援するうえでの適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントに当たって、利用者に面接しているか。この場合において、指定地域移行支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>厚労令 27 第 20 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 20 条第 2 項</p> <p>厚労令 27 第 20 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(4) 指定地域移行支援従事者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、利用者およびその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標およびその達成時期ならびに地域移行支援を提供するうえでの留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定地域移行支援事業所が提供する指定地域移行支援以外の保健医療サービスまたはその他の福祉サービスとの連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるように努めているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援従事者は、計画作成会議（地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等または刑事施設等における担当者等を招集して行う会議）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。</p> <p>(6) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p> <p>(7) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(8) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて、地域移行支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 地域移行支援計画に変更のあった場合、(2) から (7) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 20 条第 4 項</p> <p>厚労令 27 第 20 条第 5 項</p> <p>厚労令 27 第 20 条第 6 項</p> <p>厚労令 27 第 20 条第 7 項</p> <p>厚労令 27 第 20 条第 8 項</p> <p>厚労令 27 第 20 条第 9 項</p>	
17 地域における生活に移行するための活動に関する支援	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援および就労継続支援に限る。18 において同じ。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の的確な把握に努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対して (1) の支援を提供するに当たっては、おおむね週に 1 回以上、利用者との対面により行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 21 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 21 条第 2 項</p>	
18 障害福祉サービスの体験的な利用支援	<p>指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、障害福祉サービス事業者への委託により行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 22 条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
19 体験的な宿泊支援	<p>指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、次の（１）および（２）に定める要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>（１）利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備および備品を備えていること。</p> <p>（２）衛生的に管理されている場所であること。</p> <p>なお、指定地域移行支援事業者は、体験的な宿泊支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。</p>	<p>厚労令 27 第 23 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 23 条第 2 項</p>	
20 関係機関との連絡調整等	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を提供するに当たっては、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の退院または退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 24 条</p>	
21 地域相談支援給付決定障害者に関する区市町村への通知	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>厚労令 27 第 25 条</p>	
22 管理者の責務	<p>（１）指定地域移行支援事業所の管理者は、指定地域移行支援従事者その他の従業者の管理、指定地域移行支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>（２）指定地域移行支援事業所の管理者は、当該指定地域移行支援事業所の指定地域移行支援従事者に、厚労令 27 第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 26 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 26 条第 2 項</p>	
23 運営規程	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>（１）事業の目的および運営の方針</p> <p>（２）従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>（３）営業日および営業時間</p> <p>（４）指定地域移行支援の提供方法および内容ならびに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>（５）通常の事業の実施地域</p> <p>（６）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>（７）虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>（８）その他運営に関する重要事項</p>	<p>厚労令 27 第 27 条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
24 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域移行支援を提供できるよう、指定地域移行支援事業所ごとに、指定地域移行支援従業者その他の従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに、当該指定地域移行支援事業所の地域移行支援従業者によって指定地域移行支援を提供しているか。（ただし、18および19により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援および体験的な宿泊支援ならびに利用者の退院または退所後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の指定地域移行支援事業者への委託のより行われる住居の確保および関係機関との連絡調整その他の便宜の供与についてはこの限りでない。）</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、(2)のただし書の規定により指定地域移行支援に係る業務の一部を他の指定地域移行支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定地域移行支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援事業者は、適切な指定地域移行支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>厚労令 27 第 28 条第 1 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2 (22)</p> <p>厚労令 27 第 28 条第 2 項</p> <p>厚労令 27 第 28 条第 3 項</p> <p>厚労令 27 第 28 条第 4 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2 (22)</p> <p>厚労令 27 第 28 条第 5 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2 (22)</p>	
26 業務継続計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域移行支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	<p>厚労令 27 第 28 条の 2 第 1 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2 (23)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
27 設備および備品等	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域移行支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。(貸与を受けているものでも可)</p> <p>(1) 専用の事務室または明確に特定されている区画があるか。</p> <p>(2) 申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備・備品等を確保しているか。(ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備および備品等を使用することは差し支えない。)</p>	<p>厚労令 27 第 28 条の 2 第 2 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2 (23)</p> <p>厚労令 27 第 28 条の 2 第 3 項</p> <p>厚労令 27 第 29 条 障発 0330 第 21 通知 第二の 2 (24)</p>	
28 衛生管理等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(3)のみ】	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援従事者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に実施しているか。</p>	<p>厚労令 27 第 30 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 30 条第 2 項</p> <p>厚労令 27 第 30 条第 3 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2 (25)</p>	
29 掲示等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援および地域移行支援の実施状況、指定地域移行支援従事者の有する資格、経歴年数および勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>厚労令 27 第 31 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 31 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
30 秘密保持等	<p>(1) 指定地域移行支援事業所の従業者および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>厚労令 27 第 32 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 32 条第 2 項</p> <p>厚労令 27 第 32 条第 3 項</p>	
31 情報の提供等	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、当該指定地域移行支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>厚労令 27 第 33 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 33 条第 2 項</p>	
32 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者もしくは障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、指定特定相談支援事業者もしくは障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>厚労令 27 第 34 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 34 条第 2 項</p>	
33 苦情解決	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定地域移行支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 35 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 35 条第 2 項</p> <p>厚労令 27 第 35 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
34 事故発生時の対応	<p>(4) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定地域移行支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定地域移行支援事業者は、その提供した指定地域移行支援に関し、支援法第 51 条の 27 1 項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定地域移行支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定地域移行支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3) から(5) までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定地域移行支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの 	<p>厚労令 27 第 35 条第 4 項</p> <p>厚労令 27 第 35 条第 5 項</p> <p>厚労令 27 第 35 条第 6 項</p> <p>厚労令 27 第 35 条第 7 項</p> <p>厚労令 27 第 36 条第 1 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施 第 320 号「施設・事業所にお ける事故等防止対策の徹底に ついて」(通知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
35 虐待の防止	<p>(2) 指定地域移行支援事業者は、(1) の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定地域移行支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>厚労令 27 第 36 条第 2 項</p> <p>厚労令 27 第 36 条第 3 項</p> <p>厚労令 27 第 36 条の 2</p>	
36 会計の区分	<p>指定地域移行支援事業者は、指定地域移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>厚労令 27 第 37 条</p>	
37 記録の整備	<p>(1) 指定地域移行支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、利用者に対する指定地域移行支援の提供に関する諸記録を整備し、少なくとも次に掲げる記録を当該指定地域移行支援を提供した日（その完結の日）から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 11 に規定する指定地域移行支援の提供に係る記録</p> <p>イ 16 に規定する地域移行支援計画</p> <p>ウ 21 に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 31 に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 32 に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>厚労令 27 第 38 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 38 条第 2 項 障発 0330 第 21 通知 第二の 2 (33)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第4届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定地域移行支援事業者は、支援法施行規則第34条の58第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の57第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第5号から第7号まで、第11号および第13号に掲げる事項）に変更があったとき、または休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定地域移行支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>(1) 事業所の名称および所在地</p> <p>(2) 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>(3) 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>(4) 事業所の平面図</p> <p>(5) 事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>(6) 運営規程</p> <p>(7) 当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項</p> <p>(8) 役員の氏名、生年月日および住所</p> <p>(1) 指定地域移行支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者</p> <p>(ア) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定相談支援事業者</p> <p>(ア) 法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者</p> <p>(ア) 法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>(イ) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>(ウ) 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定地域移行支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p>	<p>支援法第51条の25第1項 支援法施行規則第34条の58第1項第1号 支援法施行規則第34条の57第1項</p> <p>支援法第51条の22第3項 支援法第51条の31第1項 支援法施行規則第34条の61</p> <p>支援法第51条の31第2項 支援法施行規則第34条の62</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第5 地域相談支援給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 地域移行支援サービス費</p>	<p>ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。) エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。) また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>(1) 指定地域移行支援に要する費用の額は、平成24厚労告124の別表「地域相談支援給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。(ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。) (2)(1)の規定により、指定地域移行支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 地域移行支援サービス費() 次の厚生労働大臣が定める基準にいずれも適合するものとして都道府県知事等に届け出た指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付費決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合につき、1月につき所定単位数を算定しているか。 ア 従業者のうち、1人以上が社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者または支援法に規定する地域生活支援事業として行われる研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。 イ 地域における生活に移行した者が、前年度において3人以上いること。 ウ 精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等または刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。</p>	<p>支援法第51条の14第3項</p> <p>平24厚労告124の二</p> <p>平24厚労告124 別表第1の1の注1 厚生労働大臣が定める基準 (平成30年厚生労働省告示第114号)一</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 地域移行支援サービス費 ()</p> <p>次の厚生労働大臣が定める基準にいずれも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合につき、1月につき所定単位数を算定しているか。ただし、(1)を算定している場合にあつては、算定しない。</p> <p>ア 従業者のうち、1人以上が社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者または支援法に規定する地域生活支援事業として行われる研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。</p> <p>イ 地域における生活に移行した者が、前年度において1人以上いること。</p> <p>ウ 精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等または刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。</p> <p>(3) 地域移行支援サービス費 ()</p> <p>(1) および(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合につき、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 指定地域移行支援事業者が、第3の16に定める基準を満たさないで、または第3の17の(2)に規定する利用者との対面による支援を1月に2日以上行わないで指定地域移行支援を行った場合にも、所定単位数を算定していないか。</p> <p>(5) 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等または刑事施設等入院、入所等している地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合((3)に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 1 の注 1 厚生労働大臣が定める基準 (平成 30 年厚生労働省告示第 114 号)二</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 1 の注 1 の 2</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 1 の注 2</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 1 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 ピアサポート体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 地域生活支援事業として行われる研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(ア)および(イ)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置していること。 (ア) 障害者または障害者であったと都道府県知事等が認める者 (イ) 管理者または指定地域移行支援従事者</p> <p>イ アに掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年一回以上行われていること。</p> <p>ウ アに掲げる者を配置している旨を公表していること。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 1 の 2 の注 厚生労働大臣が定める基準 （平成 30 年厚生労働省告示第 114 号）三</p>	
4 初回加算	<p>指定地域移行支援事業者が、指定地域移行支援を行った場合に、指定移行支援を開始した月について、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 1 の 3 の注</p>	
5 集中支援加算	<p>指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合（2の（3）に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、5の退院・退所月加算が算定される月は加算しない。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 2 の注</p>	
6 退院・退所月加算	<p>（1）指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等または刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月（翌月に退院、退所等することが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月）に、指定地域移行支援を行った場合（2の（3）に定める場合を除く。）に、1月につき所定単位数を加算しているか。 ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては加算することができない。</p> <p>（2）退院・退所月加算を算定する地域相談支援給付決定障害者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 3 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 3 の注 2</p>	
7 障害福祉サービスの体験利用加算	<p>（1）障害福祉サービスの体験利用加算（ ） 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合（2の（3）に定める場合を除く。）に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 4 の注 1</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
8 体験宿泊加算	<p>(2) 障害福祉サービスの体験利用加算() 地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位を加算しているか。</p> <p>(3) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た地域移行支援事業所において、(1)または(2)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p> <p>(1) 体験宿泊加算() 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援(体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。)を提供した場合(2の(3)および7の(2)に定める場合を除く。)に、(1)および(2)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 体験宿泊加算() 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて見守り等の支援を行った場合(2の(3)に定める場合を除く。)に、(1)および(2)を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、(1)または(2)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 4 の注 2</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 4 の注 3</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 5 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 5 の注 2</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 5 の注 3</p>	
9 居住支援体制強化推進加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人または住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 6 の注</p>	
10 地域居住支援体制強化推進加算	<p>指定地域移行支援事業所の従業者が、当該指定地域移行支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明および指導を行った上で、協議会または保健、医療および福祉関係者による協議の場に対し、当該説明および指導の内容ならびに住宅の確保および居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 1 の 7 の注</p>	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 地 域 定 着 支 援 ）

根拠法令等

「支援法」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第123 号）

「支援法施行規則」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18 年厚生労働省令第19 号）

「厚労令27」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24 年厚生労働省令第27 号）

「平24 厚労告124」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24 年厚生労働省告示第124 号）

「障発0330 第21 通知」= 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24 年3 月30 日障発0330 第21 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針	<p>(1)指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況およびその置かれている環境に応じて、適切に行われているか。</p> <p>(2)指定地域定着支援の事業は、利用者の意思および人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行われているか。</p> <p>(3)指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下、「指定地域定着支援事業者」とする。）は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>支援法第 51 条の 23 厚労令 27 第 39 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 39 条第 2 項</p> <p>厚労令 27 第 39 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>2 管理者</p>	<p>(4) 指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、事業所ごとに専ら指定地域定着支援の職務に従事する者（以下、「指定地域定着支援従事者」とする。）を、必ず 1 人以上置いているか。 （ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事させることは差し支えない。）</p> <p>(2) 指定地域定着支援従事者のうち 1 人以上は、相談支援専門員（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）となっているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 （ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、または他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	<p>厚労令 27 第 2 条第 4 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施 第 319 号「施設・事業所にお ける虐待防止体制の整備の徹 底について」(通知)</p> <p>支援法第 51 条の 23 第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 40 条 準用（第 3 条第 1 項） 障発 0330 第 21 通知 第三 1 準用（第二 1（1））</p> <p>厚労令 27 第 40 条 準用（第 3 条第 2 項） 指定地域相談支援の提供に当 たる者として厚生労働大臣が 定めるもの（平成 24 年厚生 労働省告示第 226 号）</p> <p>厚労令 27 第 40 条 準用（第 4 条）</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>第3 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 契約内容の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p>	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者との間で当該指定地域定着支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定地域定着支援の内容</p> <p>ウ 当該指定地域定着支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定地域定着支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定地域定着支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>なお、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を区市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく指定地域定着支援等の提供を拒んでいないか。特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>なお、正当な理由がある場合とは、</p> <p>(1) 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合、</p> <p>(2) 利用申込者の入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等または刑事施設等が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、</p> <p>(3) 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、</p> <p>(4) その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難な場合等をいう。</p>	<p>支援法第51条の23第2項</p> <p>厚労令27第45条準用（第5条第1項）</p> <p>厚労令27第45条準用（第5条第2項）</p> <p>社会福祉法第77条第1項</p> <p>社会福祉法施行規則第16条第2項</p> <p>障発0330第21通知第三の2（5）</p> <p>準用（第二の2（1））</p> <p>厚労令27第45条準用（第6条）</p> <p>厚労令27第45条準用（第7条）</p> <p>障発0330第21通知第三の2（5）</p> <p>準用（第二の2（3））</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
4 連絡調整に対する協力	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について区市町村または指定特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>区市町村または特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域のサービス担当者会議への出席依頼等に協力しているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 8 条） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（4））</p>	
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 9 条）</p>	
6 受給資格の確認	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等確かめているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 10 条）</p>	
7 地域相談支援給付決定の申請に係る援助	<p>（1）指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>（2）指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 11 条第 1 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 11 条第 2 項）</p>	
8 心身の状況等の把握	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 12 条）</p>	
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>（1）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>（2）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、区市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 13 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 13 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
10 身分を証する書類の携行	<p>指定地域定着支援事業者は、従事者に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>また、証書や名札等には、事業所の名称、当該従事者の氏名の記載があるか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 14 条） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（8））</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>（ 1 ）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度、記録しているか。</p> <p>（ 2 ）指定地域定着支援事業者は、（ 1 ）の規定による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 15 条第 1 項） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（9）） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 15 条第 2 項）</p>	
12 指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>（ 1 ）指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。</p> <p>また、指定地域定着支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であるか。</p> <p>（ 2 ）（ 1 ）の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>（ただし、13 の（ 1 ）および（ 2 ）に掲げる支払については、この限りでない。）</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 16 条第 1 項） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（10）） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 16 条第 2 項） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（10））</p>	
13 地域相談支援給付費の額等の受領	<p>（ 1 ）指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき支援法 51 条の 14 第 3 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 17 条第 1 項）</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
14 地域相談支援給付費の額に係る通知等	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合にのみ、地域相談支援給付決定障害者からそれに要した交通費の額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(1)および(2)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、法定代理受領により区市町村から指定地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、13の(1)の法定代理受領を行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 17 条第 2 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 17 条第 3 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 17 条第 4 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 18 条第 1 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 18 条第 2 項）</p>	
15 指定地域定着支援の具体的取扱方針	<p>指定地域定着支援の方針は、第 1 に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところとなっているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務および地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導および助言を行わせているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 41 条第 1 号</p> <p>厚労令 27 第 41 条第 2 号</p> <p>厚労令 27 第 41 条第 3 号</p> <p>厚労令 27 第 41 条第 4 号</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 地域定着支援台帳の作成等	<p>(1) 指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等および当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳（以下「地域定着支援台帳」という。）を作成しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たって、適切な方法によりアセスメントを行っているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、指定地域定着支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて、地域定着支援台帳の変更を行っているか。</p> <p>(5) 地域定着支援台帳に変更のあった場合、(2) および (3) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 42 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 42 条第 2 項</p> <p>厚労令 27 第 42 条第 3 項</p> <p>厚労令 27 第 42 条第 4 項</p> <p>厚労令 27 第 42 条第 5 項</p>	
17 常時の連絡体制の確保等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況および障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者またはその家族との常時の連絡体制を確保しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。</p>	<p>厚労令 27 第 43 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 43 条第 2 項</p>	
18 緊急の事態における支援等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1) の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。</p> <p>ただし、指定地域定着支援事業者は、一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2) の一時的な滞在による支援について、アおよびイに掲げる要件を満たす場所において行っているか。</p> <p>ア 利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞中に必要な設備および備品等を備えていること。</p> <p>イ 衛生的に管理されている場所であること。</p>	<p>厚労令 27 第 44 条第 1 項</p> <p>厚労令 27 第 44 条第 2 項および 4 項</p> <p>厚労令 27 第 44 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
19 地域相談支援 給付決定障害者 に関する区市町 村への通知	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽り その他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞 なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 25 条）</p>	
20 管理者の責務	<p>（ 1 ）指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定 地域定着支援の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行って いるか。</p> <p>（ 2 ）指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、厚労令 27 第 3 章の規定 を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 26 条第 1 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 26 条第 2 項）</p>	
21 運営規程	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての 重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>（ 1 ）事業の目的および運営の方針</p> <p>（ 2 ）従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>（ 3 ）営業日および営業時間</p> <p>（ 4 ）指定地域定着支援の提供方法および内容ならびに地域相談支援給付決定障害者から受領する 費用の種類およびその額</p> <p>（ 5 ）通常の事業の実施地域</p> <p>（ 6 ）事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>（ 7 ）虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>（ 8 ）その他運営に関する重要事項</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 27 条）</p>	
22 勤務体制の確保 等	<p>（ 1 ）指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指 定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務体制を定めてい るか。</p> <p>原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常 勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>（ 2 ）指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所 の地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。</p> <p>（ただし、18 の（ 2 ）の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一 時的な滞在による支援についてはこの限りでない。）</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 1 項）</p> <p>障発 0330 第 21 通知 第三の 2（ 5 ）</p> <p>準用（第二の 2（ 22 ））</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 2 項）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>23 業務継続計画の策定等 令和6年3月31日まで経過措置あり</p>	<p>(3) 指定地域定着支援事業者は、(2)のただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修機関が実施する研修や当該指定地域定着支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(5) 指定地域定着支援事業者は、適切な指定地域定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域定着支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 3 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 4 項） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（22））</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条第 4 項） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（22））</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条の 2 第 1 項） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（23））</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条の 2 第 2 項） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（23））</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 28 条の 2 第 3 項）</p>	
<p>24 設備および備品等</p>	<p>地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。（貸与を受けているものでも可）</p> <p>(1) 専用の事務室または明確に特定されている区画があるか。</p> <p>(2) 申込みの受付、相談、会議等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。</p> <p>(3) 必要な設備・備品等を確保しているか。（ただし、同一敷地内にある事業所、施設ごとに運営上支障がない場合は、他の事業所、施設等の設備および備品等を使用することは差し支えない。）</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 29 条） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 準用（第二の 2（24））</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
25 衛生管理等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(3)のみ】	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、従業員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	厚労令 27 第 45 条 準用（第 30 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 30 条第 2 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 30 条第 3 項） 障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5） 第二の 2（25）	
26 掲示等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援および地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数および勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	厚労令 27 第 45 条 準用（第 31 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 31 条第 2 項）	
27 秘密保持等	<p>(1) 指定地域定着支援事業所の従業員および管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、従業員および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、計画作成会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	厚労令 27 第 45 条 準用（第 32 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 32 条第 2 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 32 条第 3 項）	
28 情報の提供等	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	厚労令 27 第 45 条 準用（第 33 条第 1 項） 厚労令 27 第 45 条 準用（第 33 条第 2 項）	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
29 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者もしくは障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、利用者またはその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者もしくは障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、利用者またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 34 条第 1 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 34 条第 2 項）</p>	
30 苦情解決	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等について記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、支援法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が行う報告もしくは文書その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定地域定着支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、支援法第 11 条第 2 項の規定により都道府県知事が行う報告もしくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 1 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 2 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 3 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 4 項）</p>	

項目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
31 事故発生時の対応	<p>(5) 指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、支援法第 51 条の 27 第 1 項の規定により都道府県知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定地域定着支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事または区市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事または区市町村長から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、区市町村または区市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、区市町村または区市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。 ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。） ウ イ以外の医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 5 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 6 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 35 条第 7 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 36 条第 1 項） 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施 第 320 号「施設・事業所にお ける事故等防止対策の徹底に ついて」(通知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
32 虐待の防止	<p>(2) 指定地域定着支援事業者は、(1) の事故の状況および事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定地域定着支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定地域定着支援事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 36 条第 2 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 36 条第 3 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 36 条の 2）</p>	
33 会計の区分	<p>指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 37 条）</p>	
34 記録の整備	<p>(1) 指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する諸記録を整備し少なくとも次に掲げる記録を当該指定地域定着支援を提供した日（その完結の日）から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 11 に規定する指定地域定着支援の提供に係る記録</p> <p>イ 16 に規定する地域定着支援台帳</p> <p>ウ 19 に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 29 に規定する苦情の内容等に係る記録</p> <p>オ 30 に規定する事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 38 条第 1 項）</p> <p>厚労令 27 第 45 条 準用（第 38 条第 2 項）</p> <p>障発 0330 第 21 通知 第三の 2（5）</p> <p>準用（第二の 2（31））</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第4届出等</p> <p>1 変更の届出</p> <p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>指定地域定着支援事業者は、支援法施行規則第34条の58第1項第1号に掲げる事項（支援法施行規則第34条の57第1項第1号、第2号、第4号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第5号から第7号まで、第11号および第13号に掲げる事項）に変更があったとき、または休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定地域定着支援事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>（1）事業所の名称および所在地</p> <p>（2）申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>（3）申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>（4）事業所の平面図</p> <p>（5）事業所の管理者、指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>（6）運営規程</p> <p>（7）当該申請に係る事業に係る地域相談支援給付費の請求に関する事項</p> <p>（8）役員の氏名、生年月日および住所</p> <p>（1）指定地域定着支援事業者は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法または支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定相談支援事業者</p> <p>（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所および施設の数が20以上100未満の指定相談支援事業者</p> <p>（ア）法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所および施設の数が100以上の指定相談支援事業者</p> <p>（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>（2）指定地域定着支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 事業者の名称、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p>	<p>支援法第51条の25第1項</p> <p>支援法施行規則第34条の58第1項第2項</p> <p>支援法施行規則第34条の57第1項</p> <p>支援法第51条の22第3項</p> <p>支援法第51条の31第1項</p> <p>支援法施行規則第34条の61</p> <p>支援法第51条の31第2項</p> <p>支援法施行規則第34条の62</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第5 地域相談支援給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 地域定着支援サービス費</p>	<p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所の数が20以上の指定相談支援事業者に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所の数が100以上の指定相談支援事業者に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>(1) 指定地域定着支援に要する費用の額は、平成24厚労告124の別表「地域相談支援給付費等単位数表」の第2により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定地域定着支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 体制確保費については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域定着支援として、17に規定する常時の連絡体制の確保等を行った場合に、1月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 緊急時支援費</p> <p>ア 緊急時支援費()については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問または一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>イ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、緊急時支援費()を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。</p> <p>ウ 緊急時支援費()については、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、この場合において、(1)の緊急時支援費()を算定している場合は、算定しない。</p>	<p>支援法第51条の14第3項</p> <p>平24厚労告124の二</p> <p>平24厚労告124 別表第2の1の注1</p> <p>平24厚労告124 別表第2の1の注2</p> <p>平24厚労告124 別表第2の1の注2の2</p> <p>平24厚労告124 別表第2の1の注2の3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 ピアサポート体制加算	<p>（ 3 ）指定地域定着支援事業者が、16 の（ 3 ）または17 の（ 2 ）に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合に、所定単位数を算定していないか。</p> <p>（ 4 ）別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定地域定着支援を行った場合（（ 3 ）に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の100 分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2 の 1 の注 3</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 2 の 1 の注 4 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等および基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成 21 年厚生労働省告示第 176 号）</p> <p>平 24 厚労告 124 別表第 2 の 2 の注</p>	
4 日常生活支援情報提供加算	<p>指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2 の 3 の注</p>	
5 居住支援連携体制加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保および居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2 の 4 の注</p>	
6 地域居住支援体制強化推進加算	<p>指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明および指導を行った上で、協議会または保健、医療および福祉関係者による協議の場に対し、当該説明および指導の内容ならびに住宅の確保および居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 124 別表第 2 の 5 の注</p>	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 児 童 発 達 支 援 ）

根拠法令等

「児福法」= 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

「児福法施行規則」= 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）

「都条例 139」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 139 号）

「都規則 167」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 167 号）

「障発 0330 第 12 通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 122」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針 1 一般原則	<p>(1) 指定児童発達支援事業者または共生型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定児童発達支援または共生型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定児童発達支援または共生型児童発達支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者または共生型児童発達支援事業者は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援または共生型児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 3 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>2 基本方針</p> <p>第2 人員基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>(4) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて、指導および訓練を適切かつ効果的に行っているか。</p> <p>1 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 児童指導員または保育士</p> <p>児童指導員または保育士の総数は、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が、次のとおりとなっているか。</p> <p>(ア) 障害児の数が10までは、2以上</p> <p>(イ) 障害児の数が10を超えるときは、2に、障害児の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(「障害児の数」は指定児童発達支援の単位ごとの障害児の数をいい、障害児の数は実利用者の数をいう。)</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>(2)(1)の従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、医療的ケアを行う場合には看護職員を置いているか。(ただし、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。)</p> <p>この場合において、当該機能訓練担当職員または看護職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員または看護職員の数児童指導員または保育士の合計数に含めることができる。(ただし、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。)</p>	<p>都条例 139 第 3 条第 4 項 令和5年5月9日5福保障施第319号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知) 都条例 139 第 4 条</p> <p>児福法 21 条の 5 の 19 第 1 項 都条例 139 第 5 条第 1 項 都規則 167 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 5 条第 2 項 都規則 167 第 3 条第 2 項</p> <p>都規則 167 第 4 条第 6 項 障発 0330 第 12 通知 第三の 1(1)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(3)(1)および(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 嘱託医 1人以上 イ 看護職員 1人以上 ウ 児童指導員または保育士 1人以上 エ 機能訓練担当職員 1人以上 オ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、エの機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(4)(1)アの児童指導員または保育士のうち、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>(5)(1)イの児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p> <p>2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）</p> <p>(1)指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>（ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあってはウの栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあってはエの調理員を置かないことができる。）</p> <p>ア 嘱託医 1人以上 イ 児童指導員および保育士 （ア）児童指導員および保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 （イ）児童指導員 1人以上 （ウ）保育士 1人以上 ウ 栄養士 1人以上 エ 調理員 1人以上 オ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	<p>都条例 139 第 5 条第 3 項 都規則 167 第 3 条第 3 項</p> <p>都規則 167 第 3 条第 4 項 都規則 167 第 3 条第 6 項</p> <p>都条例 139 第 6 条第 1 項 都規則 167 第 4 条第 1 項</p>	

項目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 管理者	<p>(2)(1)の従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、医療的ケアを行う場合には看護職員を置いているか。(ただし、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。)</p> <p>この場合において、当該機能訓練担当職員または看護職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員または看護職員の数児童指導員または保育士の合計数に含めることができる。(ただし、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。)</p> <p>(3)(2)の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(1)に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。</p> <p>ア 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4人以上 イ 機能訓練担当職員 機能訓練を行うために必要な数 ウ 看護職員 医療的ケアを行うために必要な数</p> <p>(4)(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(1)に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置いているか。</p> <p>(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員および保育士の総数に含めることができる。)</p> <p>ア 看護師 1人以上 イ 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>(5)(1)から(4)までに規定する従業者(嘱託医を除く。)は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者または指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。</p> <p>(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、栄養士および調理員については、合わせて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所において指定児童発達支援事業所を管理する者(以下「管理者」という。)を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は専ら当該指定児童発達支援事業所の管理にかかる職務に従事する者になっているか。(ただし、指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p>	<p>都条例 139 第 6 条第 2 項 都規則 167 第 4 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 6 条第 3 項 都規則 167 第 4 条第 3 項</p> <p>都条例 139 第 6 条第 4 項 都規則 167 第 4 条第 4 項</p> <p>都規則 167 第 4 条第 5 項</p> <p>都条例 139 第 7 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 7 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>3 従たる事業所を設置する場合における特例</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所のうち主たる事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下「従たる事業所」という。）を設置することができるが、従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者および従たる事業所の従業者（児童発達支援センターであるものを除く。）のうちそれぞれ 1 人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する者になっているか。</p> <p>1 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。） （1）指定児童発達支援事業所は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要なその他の設備および備品等を備えているか。 （2）（1）に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。 （3）（1）に規定する設備および備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。）</p> <p>2 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。） （1）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室および便所ならびに指定児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を設けているか。（ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室および相談室は、障害児の支援に支障がない場合は設けないことができる。）</p>	<p>都条例 139 第 8 条第 1 項 都条例 139 第 8 条第 2 項</p> <p>児福法 21 条の 5 の 19 第 2 項</p> <p>都条例 139 第 9 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 9 条第 2 項 都条例 139 第 9 条第 3 項</p> <p>都条例 139 第 10 条第 1 項</p>	

項目	基本的考え方(観点)	根拠法令等	備考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 利用定員</p> <p>2 内容および手続の説明および同意</p>	<p>(2)(1)に規定する設備の基準は次のとおりとなっているか。 (ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所または主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。)</p> <p>ア 指導訓練室 (ア)定員は、おおむね10人とする事。 (イ)障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上とする事。</p> <p>イ 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上とする事。</p> <p>(3)(1)に規定する設備のほか主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けているか。</p> <p>(4)(1)および(3)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし障害児の支援に支障がない時は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</p> <p>指定児童発達支援事業所は、その利用定員は10人以上となっているか。もしくは、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員は5人以上となっているか。(利用定員とは、一日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。)</p> <p>(1)指定児童発達支援事業所は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2)利用者との間で当該指定児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定児童発達支援の内容 ウ 当該指定児童発達支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定児童発達支援の提供開始年月日 オ 指定児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p>	<p>都条例139第10条第2項</p> <p>都規則167第5条第1号</p> <p>都規則167第5条第2号</p> <p>都条例139第10条第3項</p> <p>都条例139第10条第4項</p> <p>児福法21条の5の19第2項</p> <p>都条例139第15条 都規則167第6条</p> <p>都条例139第16条第1項</p> <p>都条例139第16条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発0330第12通知 第三3(2)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から (3) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例 139 第 17 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 17 条第 2 項 都条例 139 第 17 条第 3 項</p> <p>都条例 139 第 17 条第 4 項</p>	
4 提供拒否の禁止	<p>指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ・ 入院治療が必要な場合 ・ 当該事業所が提供する指定児童発達支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難な場合等をいう。 	<p>都条例 139 第 18 条 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (4)</p>	
5 連絡調整に対する協力	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について区市町村または相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 19 条</p>	
6 サービス提供困難時の対応	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 20 条</p>	
7 受給資格の確認	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に際し、その者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等確かめているか。</p>	<p>都条例 139 第 21 条</p>	
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 22 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 22 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 139 第 23 条	
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 24 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 24 条第 2 項</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 139 第 25 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三の 3 (10)</p> <p>都条例 139 第 25 条第 2 項</p>	
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>13 の (1) から (3) に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>(ただし、13 の (1) から (3) までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>都条例 139 第 26 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三の 3 (11)</p> <p>都条例 139 第 26 条第 2 項</p>	
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p>	<p>都条例 139 第 27 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 27 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 利用者負担額に係る管理	<p>(3) 指定児童発達支援事業者は (1) および (2) の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次のアからウまで (アにあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。) に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援および他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援および他の指定通所支援の状況を確認のうえ、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および当該他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 139 第 27 条第 3 項 都規則 167 第 7 条</p> <p>都条例 139 第 27 条第 4 項 都条例 139 第 27 条第 5 項</p> <p>都条例 139 第 28 条</p>	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、当該通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 139 第 29 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 29 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 指定児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。 支援上必要な事項に、児童発達支援計画の目標および内容のほか、行事および日課等も含んでいるか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定児童発達支援事業者は、自らその提供する指定児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、(3)により、その提供する指定児童発達支援の質の評価および改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該児童発達支援を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 ア 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児およびその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 イ 従業者の勤務の体制および資質の向上のための取組の状況 ウ 指定児童発達支援の事業の用に供する設備および備品等の状況 エ 関係機関および地域との連携、交流等の取組の状況 オ 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児およびその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 カ 緊急時における対応方法および非常災害対策 キ 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、(4)の評価および改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。 <指摘基準> 次の場合は文書指摘（C）によることとする。 ・評価および改善の内容を公表していない場合</p>	<p>都条例 139 第 30 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 30 条第 2 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (15) 社会福祉法第 78 条 都条例 139 第 30 条第 3 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (15) 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保 第 638 号「東京都における 福祉サービス第三者評価 について（指針）」 都条例 139 第 30 条第 4 項</p> <p>都条例 139 第 30 条第 5 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
17 児童発達支援計画の作成等	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者および障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援するうえでの適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者および障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向ならびに総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質の向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携を児童発達支援計画の原案にも含めるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成にあたっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成にあたっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連携を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(9) 児童発達支援計画に変更のあった場合、(2) から (6) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例 139 第 11 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 12 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 12 条第 3 項</p> <p>都条例 139 第 12 条第 4 項</p> <p>都条例 139 第 12 条第 5 項</p> <p>都条例 139 第 12 条第 6 項</p> <p>都条例 139 第 12 条第 7 項</p> <p>都条例 139 第 12 条第 8 項</p> <p>都条例 139 第 12 条第 9 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 児童発達支援 管理責任者の責 務	<p>児童発達支援管理責任者は、17 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>ア 19 に規定する相談および援助を行うこと。</p> <p>イ 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	都条例 139 第 12 条第 1 項	
19 相談および援 助	<p>指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	都条例 139 第 31 条	
20 指導訓練等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障害児の適性に応じ、障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児にかかる通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、(1) から (3) までに規定するもののほか、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 32 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 32 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 32 条第 3 項</p> <p>都条例 139 第 32 条第 4 項</p>	
21 食事	<p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、食品の種類および調理方法について栄養ならびに障害児の身体的状況および嗜好を考慮したものとなっているか。また、その献立は、可能な限り変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 33 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 33 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 33 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
22 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 34 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 34 条第 2 項</p>	
23 健康管理	<p>(1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターであるものに限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年の2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法第 11 条、第 13 条および第 17 条に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>なお、指定児童発達支援事業者は、次に掲げる健康診断が行われた場合には、上記の健康診断にかかわらず、下記の全部または一部を行わないことができる。</p> <p>ア 児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断 障害児の通所開始時の健康診断</p> <p>イ 障害児が通学する学校における健康診断 定期健康診断または臨時の健康診断</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所は、従業員の健康診断に当たっては、十分に注意を払っているか。</p>	<p>都条例 139 第 35 条第 1 項</p> <p>都規則 167 第 8 条</p> <p>都条例 139 第 35 条第 2 項</p>	
24 緊急時等の対 応	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 36 条</p>	
25 通所給付決定 保護者に関する区 市町村への通知	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例 139 第 37 条</p>	
26 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 11 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 11 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
27 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、各指定児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業の目的および運営の方針 イ 従業者の職種、員数および職務の内容 ウ 営業日および営業時間 エ 利用定員 オ 指定児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額 カ 通常の事業の実施地域 キ サービス利用に当たっての留意事項 ク 緊急時等における対応方法 ケ 非常災害対策 コ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 サ 虐待の防止のための措置に関する事項 シ その他運営に関する重要事項 	都条例 139 第 13 条	
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供できるよう、各指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所は、各指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことを認める。)</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定児童発達支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 14 条第 1 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27)</p> <p>都条例 139 第 14 条第 2 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27)</p> <p>都条例 139 第 14 条第 3 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27)</p> <p>都条例 139 第 14 条第 4 項 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>29 業務継続計画の策定等 令和6年3月31日まで経過措置あり</p> <p>30 定員の遵守</p>	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、利用定員および指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。） （原則として、利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。）</p> <p>(1) 一日当たりの障害児の数 ア 利用定員50人以下の場合 1日の障害児の数が、利用定員に100分の150を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員51人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から50を差し引いた数に100分の25を乗じて得た数に、25を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去3ヶ月間の障害児の数 直近の過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100分の125を乗じて得た数以下となっていること。 （ただし、定員11人以下の場合、過去3ヶ月間の障害児の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。）</p>	<p>都条例139第14条の2第1項 障発0330第12通知第三の3(28)</p> <p>都条例139第14条の2第2項 障発0330第12通知第三の3(28)</p> <p>都条例139第14条の2第3項</p> <p>都条例139第38条</p> <p>障発0330第12通知第三3(29)</p> <p>障発0330第16通知第二1(5)(一)</p> <p>障発0330第12通知第三3(29)</p> <p>障発0330第16通知第二1(5)(二)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
31 非常災害対策	<p>(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、一定要件 () を満たす建築物 (要緊急安全確認大規模建築物) の所有者は、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を行い、その結果を所管政庁に報告を行っているか。(階数 2 および延床面積 5,000 m²以上の社会福祉施設等もしくは階数 2 および延床面積 1,500 m²以上の保育所)</p> <p>(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物 (既存耐震不適格建築物) の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>(6) 避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。(要配慮施設のみ)</p> <p>(7) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条、第 5 条第 3 項第 1 号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条、第 3 条</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第 16 条第 1 項、第 5 条第 3 項第 1 号</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 3 条</p> <p>都条例 139 第 51 条第 1 項</p> <p>平成 28 年 9 月 9 日障障発 0909 第 1 号「障害者支援施設等における利用者の安全の確保および非常災害対策時の体制の整備の強化・徹底について」</p> <p>都条例 139 第 51 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 51 条第 3 項</p> <p>水防法第 15 条の 3 第 1 項および第 2 項</p> <p>水防法第 15 条の 3 第 5 項</p>	
32 衛生管理等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 39 条第 1 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
令和6年3月31日 まで経過措置あり【(2)のみ】	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、次の点に留意しているか。</p> <p>ア 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<p>都条例 139 第 39 条第 2 項</p> <p>障発 0330 第 12 通知 第三 3 (31)</p>	
33 協力医療機関	<p>指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>都条例 139 第 40 条</p>	
34 掲示	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 139 第 41 条</p>	
35 身体拘束等の 禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 139 第 42 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 42 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 42 条第 3 項</p> <p>都規則 167 第 8 条の 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
36 虐待等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 139 第 43 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 43 条第 2 項</p> <p>都規則 167 第 8 条の 4</p>	
37 懲戒に係る権限の乱用の禁止	<p>管理者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所を管理する者であるものに限る。）は、障害児に対し児福法第 47 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するときまたは同条第 3 項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</p>	<p>都条例 139 第 44 条</p>	
38 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、他の指定障害児入所施設等に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 139 第 45 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 45 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 45 条第 3 項</p>	
39 情報の提供等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 139 第 46 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 46 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
40 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 139 第 47 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 47 条第 2 項</p>	
41 苦情解決	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定児童発達支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 139 第 48 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 48 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 48 条第 3 項</p> <p>都条例 139 第 48 条第 4 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
42 地域との連携等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児もしくはその家庭または当該障害児が通い、在学し、もしくは在籍する保育所、幼稚園、小学校もしくは特別支援学校もしくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じて、助言その他の必要な援助を行うように努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 49 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 49 条第 2 項</p>	
43 事故発生時の対応	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況および処置について、記録しているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）</p> <p>イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く。）</p> <p>ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故</p> <p>エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）</p> <p>オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの）</p> <p>カ 感染症の発生</p> <p>キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）</p> <p>ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故等、個人情報流出等）</p> <p>コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）</p> <p>サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 50 条第 1 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施第 320 号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(通知)</p> <p>都条例 139 第 50 条第 2 項</p> <p>平成 28 年 9 月 15 日 雇児総発 0915 第 1 号ほか「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
44 安全計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>< 指摘基準 > 次の場合は文書指摘（Ｃ）によることとする。 ・安全対策について、必要な措置を講じていない場合 ・安全計画を策定していない場合</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>< 指摘基準 > 次の場合は文書指摘（Ｃ）によることとする。 ・安全計画に定める研修および訓練を実施していない場合</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保について保護者との連携が図れるよう、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>< 指摘基準 > 次の場合は文書指摘（Ｃ）によることとする。 ・保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について周知していない場合</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p> <p>< 指摘基準 > 次の場合は文書指摘（Ｃ）によることとする。 ・定期的な見直しを行わず、必要に応じた安全計画の変更がなされていない場合</p>	<p>都条例 139 第 51 条の 2 第 1 項</p> <p>都条例 139 第 51 条の 2 第 2 項</p> <p>都条例 139 第 51 条の 2 第 3 項</p> <p>都条例 139 第 51 条の 2 第 4 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>45 自動車を運行する場合の所在の確認 令和6年3月31日まで経過措置あり</p>	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p> <p><指摘基準> 次の場合は文書指摘（C）によることとする。 ・乗車および降車の際に、障害児の所在を確認していない場合</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認めるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。</p> <p><指摘基準> 次の場合は文書指摘（C）によることとする。 ・送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない場合 ・見落とし防止装置を用いて、後者に際の際の所在確認を行っていない場合</p>	<p>都条例 139 第 51 条の 3 第 1 項</p> <p>都条例 139 第 51 条の 3 第 2 項</p>	
<p>46 会計の区分</p>	<p>指定児童発達事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>都条例 139 第 52 条</p>	
<p>47 記録の整備</p>	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11(1)に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 イ 17の児童発達支援計画 ウ 25の規定による区市町村への通知に係る記録 エ 34(2)に規定する身体拘束等の記録 オ 40(2)に規定する苦情の内容等の記録 カ 42(1)に規定する事故の状況および処置についての記録</p>	<p>都条例 139 第 53 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 53 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第5 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>1 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準</p> <p>2 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準</p> <p>3 準用</p>	<p>共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者は、当該事業について、次のとおりの基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数および共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者または指定地域密着型通所介護事業者は、当該事業について、次のとおりの基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所または指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護または指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を、指定通所介護等の利用者の数および共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(3) 共生型児童発達支援を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第1(1(1)から(3)までを除く。)、第2(1を除く。)および第4(1を除く。)は、共生型児童発達支援の事業について準用する。</p>	<p>都条例 139 第 53 条の 2 都規則 167 第 8 条の 2</p> <p>都条例 139 第 53 条の 3 都規則 167 第 8 条の 3</p> <p>都条例 139 第 53 条の 5 準用(第 4 条、第 7 条、第 8 条、 第 11 条から第 14 条までおよ び第 16 条から第 53 条まで) 都規則 167 第 8 条の 5 準用(第 7 条および第 8 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第 6 届出等</p> <p>1 変更の届出</p>	<p>(1) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、児童福祉法施行規則第 18 条の 35 第 1 項第 1 号および第 18 条の 27 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 12 号および第 14 号に定める事項に変更があったとき、または休止した当該指定通所支援等の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者等が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）および設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者および児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>ク 役員の氏名、生年月日および住所</p> <p>(2) (1) の届出であって、指定児童発達支援または共生型児童発達支援の利用者の定員の増加に伴う場合、当該指定児童発達支援等に係る従業者の勤務の体制および勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。</p>	<p>児福法第 21 条の 5 の 20 第 1 項 児福法施行規則第 18 条の 35 第 1 項第 1 号および第 3 項 児福法施行規則第 18 条の 27 第 1 項</p> <p>児福法施行規則第 18 条の 35 第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法または児福法に基づく命令を遵守し、障害児およびその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が 1 以上 20 未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が 20 以上 100 未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者</p> <p>（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者および共生型児童発達支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数 が 20 以上の指定障害児通所支援事業者等および指定医療機関の設置者に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数 が 100 以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>児福法第 21 条の 5 の 18 第 3 項 児福法第 21 条の 5 の 26 第 1 項 児福法施行規則第 18 条の 37</p> <p>児福法第 21 条の 5 の 26 第 2 項 児福法施行規則第 18 条の 38</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第7 障害児通所給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 児童発達支援給付費</p>	<p>(1) 指定児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1(1の注7を除く)により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額または同表第1(1の注7に限る。)により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。</p> <p>(2)(1)の規定により、指定児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 児童発達支援給付費(平24厚労告122別表第1の1のイからハまで)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別および医療的ケア区分ならびに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 また、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位を算定しているか。</p> <p>(2) 児童発達支援給付費(平24厚労告122別表第1の1のニまたはホ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別および医療的ケア区分ならびに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 児童発達支援給付費(平24厚労告122別表第1の1のヘ)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所(以下、「共生型児童発達支援事業所」という。)において共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>児福法第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122の一</p> <p>平24厚労告122の二</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注1</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注2</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注2の2</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(4) 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のアまたはイのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 児童指導員または保育士が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) 1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) その翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された5月目 100分の50</p> <p>ウ 指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合</p> <p>(ア) その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50</p> <p>エ 指定児童発達支援または共生型児童発達支援の提供に当たっては、指定通所基準第26条第5項（指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85</p> <p>(5) 営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(6) 指定居宅訪問型児童発達支援または共生型児童発達支援の提供に当たって、第4の35の(2)または(3)に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(7) 指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち、人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児加算として、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第1の1の注7のイからニまでに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122別表第1の1の注3 障発0330第16通知第二の1(6)、(7)および(8)</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注4</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注5</p> <p>平24厚労告122別表第1の1の注7</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(8) 常時見守りが必要な障害児に対する支援およびその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（注9の加算を算定している場合は、注9の加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士または当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注9、注11および5の注3の において同じ。）もしくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注8および注9において「理学療法士等」という。）児童指導員、手話通訳士（手話通訳を行う者の知識および技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業（平成元年厚生省告示第122号）に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。）手話通訳者もしくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注8において「児童指導員等」という。）またはその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき平24厚労告122別表第3の1の注8のイ～ホに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(9) 理学療法士等（保育士にあつては、保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。）または児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者に限る。以下この注9において同じ。）による支援が必要な障害児に対する支援およびその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数（注8の加算を算定している場合は、注8の加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等または児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、注3の を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(10) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第1の1の注8</p> <p>平24厚労告122 別表第1の1の注9</p> <p>平24厚労告122 別表第1の1の注10</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 家庭連携加算	<p>(11) 児童発達支援給付費（平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 のへ）については、児童発達支援管理責任者、保育士または児童指導員を 1 以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 11 のイ、ロ、ハの単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 11 に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 11 に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援事業所等の従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児およびその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1 月につき 4 回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 11</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 2 の注</p>	
4 事業所内相談支援加算	<p>(1) 事業所内相談支援加算()については、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児およびその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1 月につき 1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に 3 の家庭連携加算または事業所内相談支援加算()を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(2) 事業所内相談支援加算()については、指定児童発達支援事業所等において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児およびその家族等に対する当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児およびその家族等と合わせて行った場合に、1 月につき 1 回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に 3 の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 2 の 2 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 2 の 2 の注 2</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
5 食事提供加算	<p>(1) 食事提供加算（ ） 児童発達支援センターにおいて中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 食事提供加算（ ） 児童発達支援センターにおいて低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 3 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 3 の注 2</p>	
6 利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、第 4 の 14 の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 4 の注	
7 福祉専門員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算（ ） 指定通所基準第 5 条もしくは第 6 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師であるものの割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算（ ） 指定通所基準第 5 条もしくは第 6 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師であるものの割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算（ ） 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行なった場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)又(2)を算定している場合は、算定しない。 ア 指定通所基準第 5 条もしくは第 6 条の規定により置くべき児童指導員もしくは保育士(イにおいて「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。 イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 5 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 5 の注 2</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 5 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
8 栄養士配置加算	<p>(1) 栄養士配置加算（ ） 次のアおよびイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ア 常勤の管理栄養士または栄養士を1名以上配置していること。 イ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全および衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算（ ） 次のアおよびイに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ア 管理栄養士または栄養士を1名以上配置していること。 イ 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全および衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 6 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 6 の注 2</p>	
9 欠席時対応加算	<p>指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児等が、あらかじめ、当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定児童発達支援等の従業者が、就学児等またはその家族等との連絡調整その他の相談援助を行なうとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の八またはホを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 7 の注</p>	
10 特別支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援または共生型児童発達支援を受けた障害児等1人に対し、1日につき、所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の注 8 のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)もしくはホの(1)もしくは注 9 のイの(1)、ロの(1)、ハの(1)、ニの(1)もしくはホの(1)を算定している場合または1の注 11 のイもしくはロを算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 8 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
11 強度行動障害 児支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、24 厚労告 122 別表第 1 の 1 の八またはホを算定している場合は、加算しない。</p>	平 24 厚労告 122 別表 1 第 8 の 2 の注	
12 個別サポート加算	<p>(1) 個別サポート加算()については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある児童に対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1 の八またはホを算定している場合は、加算しない。</p> <p>(2) 個別サポート加算()については、要保護児童(法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)または要支援児童(同条第 5 項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関または当該児童もしくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	別表 1 第 9 の注 1 別表 1 第 9 の注 2	
13 医療連携体制 加算	<p>(1) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児等に対して 1 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児等に対し、1 回の訪問につき 8 人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1 のイの 、 もしくは 、 1 の口の 、 もしくは 、 1 の八、 1 の二の の(一)、(二)もしくは(三)、 1 の二の の(一)、(二)もしくは(三)または 1 のホを算定している場合は障害児については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して 1 時間以上 2 時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1 回の訪問につき 8 人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、1 のイの 、 もしくは 、 1 の口の 、 もしくは 、 1 の八、 1 の二の の(一)、(二)もしくは(三)、 1 の二の の(一)、(二)もしくは(三)または 1 のホを算定している障害児については、算定しない。</p>	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 1 平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 2	

項目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(3) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1のイの 、 もしくは 、 1のロの 、 もしくは 、 1のハ、1のニの の(一)、(二)もしくは(三)、1のニの の(一)、(二)もしくは(三)または1のホを算定している障害児については、算定しない。</p> <p>(4) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからハまでのいずれかまたは1のイの 、 もしくは 、 1のロの 、 もしくは 、 1のハ、1のニの の(一)、(二)もしくは(三)、1のニの の(一)、(二)もしくは(三)もしくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの 、 もしくは 、 1のロの 、 もしくは 、 1のニの の(一)、(二)もしくは(三)または1のニの の(一)、(二)もしくは(三)を算定することを原則とする。</p> <p>(5) 医療連携体制加算（ ） 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8人の障害児を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからハまでのいずれかまたは1のイの 、 もしくは 、 1のロの 、 もしくは 、 1のハ、1のニの の(一)、(二)もしくは(三)、1のニの の(一)、(二)もしくは(三)もしくは1のホを算定している障害児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している指定児童発達支援事業所等にあつては、1のイの 、 もしくは 、 1のロの 、 もしくは 、 1のニの の(一)、(二)もしくは(三)または1のニの の(一)、(二)もしくは(三)を算定することを原則とする。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 3</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 4</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 5</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 送迎加算	<p>(6) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条第 1 項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）に喀痰吸引等（同法第 2 条第 2 項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、1 のイの 、 もしくは 、 1 の口の 、 もしくは 、 1 のハ、 1 のニの の(一)、(二)もしくは(三)、 1 のニの の(一)、(二)もしくは(三)または 1 のホを算定している場合は、算定しない。</p> <p>(7) 医療連携体制加算 () 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、イからホまでのいずれかまたは 1 のイの 、 もしくは 、 1 の口の 、 もしくは 、 1 のハ、 1 のニの の(一)、(二)もしくは(三)、 1 のニの の(一)、(二)もしくは(三)もしくは 1 のホを算定している障害児については、算定しない。</p> <p>(1) 障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合については、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、平 24 厚労告 122 別表第 1 の 1 のイまたはロを算定している場合は、算定しない。</p> <p>(2)(1) および 1 のニの の(一)、(二)もしくは(三)または 1 のニの の(一)、(二)もしくは(三)を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき 37 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(3) 重症心身障害児に対して行う場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(4)(1) および (3) については、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 6</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 10 の注 7</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 11 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 11 の注 1 の 2</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 11 の注 2</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 11 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
15 延長支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 12 の注</p>	
16 関係機関連携加算	<p>(1) 関係機関連携加算 () 障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整および相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 関係機関連携加算 () 障害児が就学予定の小学校もしくは特別支援学校の小学部または就職予定の企業もしくは官公庁等（以下「小学校」という。）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等の連絡調整および相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 12 の 2 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 12 の 2 の注 2</p>	
17 保育・教育等移行支援加算	<p>障害児の有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者および障害児の希望する生活ならびに課題等の把握を行ったうえで、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 1 の 12 の 3 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所または共生型児童発達支援事業所が、就学児等に対し、指定児童発達支援または共生型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を指定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 2 から 17 までに算定した単位数の 100 分の 33 に相当する単位数</p>	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 13 の注	
19 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所もしくは共生型児童発達支援事業所または市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から 17 までにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数</p>	平 24 厚労告 122 別表第 1 の 14 の注	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 放 課 後 等 デ ィ サ ー ビ ス ）

根拠法令等

「児福法」= 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

「児福法施行規則」= 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）

「都条例 139」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 139 号）

「都規則 167」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 167 号）

「障発 0330 第 12 通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 122」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 号通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項
について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針 1 一般原則	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者または共生型放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを提供しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者または共生型放課後等デイサービス事業者は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスの提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者および共生型放課後等デイサービス事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者および共生型放課後等デイサービス事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 3 条第 3 項</p> <p>都条例 139 第 3 条第 4 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 319 号「施設・事業所 における虐待防止体制の 整備の徹底について」(通 知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 基本方針	<p>指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、および社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導および訓練を行っているか。</p>	都条例 139 第 70 条	
第 2 人員基準			
1 従業者の員数	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 児童指導員または保育士 児童指導員または保育士の総数は、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員または保育士の合計数が、次のとおりとなっているか。 (ア) 障害児の数が 10 までは、2 以上 (イ) 障害児の数が 10 を超えるときは、2 に、障害児の数が 10 を超えて 5 またはその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 (「障害児の数」は指定放課後等デイサービスの単位ごとの障害児の数をいい、障害児の数は実利用者の数をいう。)</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 指定放課後等デイサービス事業所ごとに、1 以上</p> <p>(2) (1) の従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、医療的ケアを行う場合には看護職員を置いているか。 (ただし、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。)</p> <p>この場合において、当該機能訓練担当職員または看護職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員または看護職員の数児童指導員または保育士の合計数に含めることができる。(ただし、その合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。)</p>	<p>児福法 21 条の 5 の 18 第 1 項 都条例 139 第 71 条第 1 項都規則 167 第 18 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 71 条第 2 項 都規則 167 第 18 条第 2 項</p> <p>障発 0330 第 12 通知 第五の 1 準用 (第三の 1 (1))</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>2 管理者</p> <p>3 従たる事業所を設置する場合における特例</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>(3)(1)および(2)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通所させる指定放課後等デイサービス事業所は、次に掲げる従業者を置いているか。</p> <p>ア 嘱託医 1人以上</p> <p>イ 看護職員（保健師、助産師、看護師または準看護師をいう。以下同じ。） 1人以上</p> <p>ウ 児童指導員または保育士 1人以上</p> <p>エ 機能訓練担当職員 1人以上</p> <p>オ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、エの機能訓練担当職員を置かないことができる。</p> <p>(4)(1)のアの児童指導員または保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>(5)(1)のイの児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p>	<p>都条例 139 第 71 条第 3 項 都規則 167 第 18 条第 3 項</p> <p>都規則 167 第 18 条第 4 項 都規則 167 第 18 条第 6 項</p>	
	<p>(1)指定放課後等デイサービス事業所において指定放課後等デイサービス事業所を管理する者（以下「管理者」という。）を置いているか。</p> <p>(2)管理者は専ら当該指定放課後等デイサービス事業所の管理にかかる職務に従事する者になっているか。（ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事させ、または同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。）</p>	<p>都条例 139 第 72 条 準用（第 7 条第 1 項） 都条例 139 第 72 条 準用（第 7 条第 2 項）</p>	
	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所のうち主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができるが、従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者および従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所または従たる事業所の職務に従事する者になっているか。</p>	<p>都条例 139 第 72 条 準用（第 8 条第 1 項） 都条例 139 第 72 条 準用（第 8 条第 2 項）</p>	
	<p>(1)指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室ならびに指定放課後等デイサービスの提供に必要なその他の設備および備品等を備えているか。</p> <p>(2)(1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>(3)(1)に規定する設備および備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りではない。）</p>	<p>児福法 21 条の 5 の 19 第 2 項 都条例 139 第 73 条第 1 項 都条例 139 第 73 条第 2 項 都条例 139 第 73 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 利用定員</p> <p>2 内容および手続の説明および同意</p> <p>3 契約支給量の報告等</p>	<p>指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員は10人以上となっているか。 （利用定員とは、一日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいう。）</p> <p>（1）指定放課後等デイサービス事業所は、通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>（2）利用者との間で当該指定放課後等デイサービスの提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地 イ 当該事業の経営者が提供する指定放課後等デイサービスの内容 ウ 当該指定放課後等デイサービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 エ 指定放課後等デイサービスの提供開始年月日 オ 指定放課後等デイサービスに係る苦情を受け付けるための窓口</p> <p>を記載した書面を交付しているか。 また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>（1）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該指定放課後等デイサービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>（2）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超過していないか。</p> <p>（3）指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し延滞なく報告しているか。</p> <p>（4）指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>児福法 21 条の 5 の 19 第 2 項 都条例 139 第 74 条 都規則 167 第 19 条</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 16 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 16 条第 2 項) 社会福祉法 第 77 条第 1 項 社会福祉法施行規則 第 16 条第 2 項 障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 準用 (第三 3(2))</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 17 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用 (第 17 条第 2 項) 都条例 139 第 76 条 準用 (第 17 条第 3 項) 都条例 139 第 76 条 準用 (第 17 条第 4 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
4 提供拒否の禁止	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、正当な理由がなく指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>なお、正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業の利用定員を超える利用申込みがあった場合 ・ 入院治療が必要な場合 ・ 当該事業所が提供する指定放課後等デイサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難な場合をいう。 	<p>都条例 139 第 76 条 準用（第 18 条） 障発 0330 第 12 通知 第五 3(3) 準用（第三 3(4)）</p>	
5 連絡調整に対する協力	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について区市町村または相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するよう努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用（第 19 条）</p>	
6 サービス提供困難時の対応	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し、自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用（第 20 条）</p>	
7 受給資格の確認	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の開始に際し、その者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用（第 21 条）</p>	
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用（第 22 条第 1 項）</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用（第 22 条第 2 項）</p>	
9 心身の状況等の把握	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用（第 23 条）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用（第 24 条第 1 項）</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用（第 24 条第 2 項）</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用（第 25 条第 1 項）</p> <p>障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3)</p> <p>準用（第三 3 (10)）</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用（第 25 条第 2 項）</p>	
12 指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限定されているか。</p> <p>13の(1)から(3)に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途および額ならびに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用（第 26 条第 1 項）</p> <p>障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3)</p> <p>準用（第三 3 (11)）</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用（第 26 条第 2 項）</p>	
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行う指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該放課後等デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p>	<p>都条例 139 第 75 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 75 条第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
14 利用者負担額に係る管理	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は(1)および(2)の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を当該通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービスおよび他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスおよび他の指定通所支援の状況を確認のうえ、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および当該他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 139 第 75 条第 3 項</p> <p>都条例 139 第 75 条第 4 項</p> <p>都条例 139 第 75 条第 5 項</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 28 条)</p>	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、当該通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 29 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 29 条第 2 項)</p>	
16 指定放課後等デイサービスの取扱方針	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 30 条第 1 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。支援上必要な事項に、放課後等デイサービス計画の目標および内容のほか、行事および日課等も含んでいるか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、自らその提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3) により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価および改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該児童発達支援を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っているか。 ア 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児およびその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 イ 従業者の勤務の体制および資質の向上のための取組の状況 ウ 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備および備品等の状況 エ 関係機関および地域との連携、交流等の取組の状況 オ 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児およびその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 カ 緊急時における対応方法および非常災害対策 キ 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況</p> <p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、(4) の評価および改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 30 条第 2 項) 障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 準用 (第三 3 (15)) 社会福祉法第 78 条 都条例 139 第 76 条 準用(第 30 条第 3 項) 障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 準用 (第三 3 (15)) 平成 24 年 9 月 7 日 24 福 保第 638 号「東京都にお ける福祉サービス第三者 評価について(指針)」 都条例 139 第 76 条 準用(第 30 条第 4 項)</p> <p>都条例 139 第 30 条第 5 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
17 放課後等デイサービス計画の作成等	<p>(1) 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る通所支援計画（放課後等デイサービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者および障害児の希望する生活、課題等の把握（アセスメント）を行い、当該障害児の発達を支援するうえでの適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者および障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向ならびに当該障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質の向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的な内容、指定放課後等デイサービスの提供上の留意事項その他必要事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携を放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成にあたっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる当該児童発達支援管理者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めているか。児童発達支援管理責任者は、通所給付決定保護者および障害児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連携を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(9) 放課後等デイサービス計画に変更のあった場合、(2)から(6)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 11 条第 2 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 12 条第 2 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 12 条第 3 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 12 条第 4 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 12 条第 5 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 12 条第 6 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 12 条第 7 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 12 条第 8 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 12 条第 9 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 児童発達支援 管理責任者の責 務	<p>児童発達支援管理責任者は、17 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>ア 19 に規定する相談および援助を行うこと。</p> <p>イ 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	都条例 139 第 76 条 準用(第 12 条第 1 項)	
19 相談および援 助	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	都条例 139 第 76 条 準用(第 31 条)	
20 指導訓練等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障害児の適性に応じ、障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、各指定放課後等デイサービス事業所において常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対して、当該障害児にかかる通所給付決定保護者の負担により、指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1) から (3) までに規定するもののほか、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 32 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 32 条第 2 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 32 条第 3 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 32 条第 4 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 34 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 34 条第 2 項)</p>	
22 緊急時等の対応	<p>指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 36 条)</p>	
23 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費もしくは特例障害児通所給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 37 条)</p>	
24 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者および業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 11 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 11 条第 3 項)</p>	
25 運営規程	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>(3) 営業日および営業時間</p> <p>(4) 利用定員</p> <p>(5) 指定放課後等デイサービスの内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>(6) 通常の事業の実施地域</p> <p>(7) サービス利用に当たっての留意事項</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 13 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
26 勤務体制の確保等	<p>(8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (11) 虐待の防止のための措置に関する事項 (12) その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供できるよう、各指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業員の勤務体制を定めているか。 原則として月ごとに勤務表を作成し、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業所は、各指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業員によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことを認める。)</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定放課後等デイサービス事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること(以下「ハラスメント」という。)を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 14 条第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 準用 (第三 3(27))</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 14 条第 2 項) 障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 準用 (第三 3(27))</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 14 条第 3 項) 障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 準用 (第三 3(27))</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用 (第 14 条第 4 項) 障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 準用 (第三 3 (27))</p>	
27 業務継続計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定放課後等デイサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 14 条の 2 第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 第三の 3 (28)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
28 定員の遵守	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>指定放課後等デイサービス事業者は、定員を超えて指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)</p> <p>(原則として、利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた障害児の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等からやむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とする。)</p> <p>(1) 一日当たりの障害児の数</p> <p>ア 利用定員 50 人以下の場合 1日の障害児の数が、利用定員に 100 分の 150 を乗じて得た数以下となっていること。</p> <p>イ 利用定員 51 人以上の場合 1日の障害児の数が、利用定員に当該利用定員から 50 を差し引いた数に 100 分の 25 を乗じて得た数に、25 を加えた数を加えて得た数以下となっていること。</p> <p>(2) 過去 3 ヶ月間の障害児の数 直近の過去 3 月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に、100 分の 125 を乗じて得た数以下となっていること。(ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の障害児の延べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。)</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 14 条の 2 第 1 項) 障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 第三の 3 (28)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 14 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 38 条)</p> <p>障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 準用(第三 3 (29))</p> <p>障発 0330 第 16 通知 第二 1(5) (一)</p> <p>障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 準用(第三 3 (29))</p> <p>障発 0330 第 16 通知 第二 1(5) (二)</p>	
29 非常災害対策	<p>(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築した建築物のうち、一定要件()を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、平成 27 年 12 月 31 日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行っているか。(階数 2 および延床面積 5,000 m²以上の社会福祉施設等もしくは階数 2 および延床面積 1,500 m²以上の保育所)</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第 3 条、第 5 条第 3 項第 1 号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第 2 条、第 3 条</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>30 衛生管理等</p> <p>令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり【(2)のみ】</p>	<p>(2) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適格建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、消化設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報および連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。</p> <p>(6) 避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。（要配慮施設のみ）</p> <p>(7) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施しているか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じているか。また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第 16 条第 1 項、第 5 条第 3 項第 1 号建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 3 条</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 51 条第 1 項)</p> <p>平成 28 年 9 月 9 日障障発 0909 第 1 号「障害者支援施設等における利用者の安全の確保および非常災害対策時の体制の整備の強化・徹底について」</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 51 条第 2 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 51 条第 3 項)</p> <p>水防法第 15 条の 3 第 1 項および第 2 項</p> <p>水防法第 15 条の 3 第 5 項</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 39 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 39 条第 2 項)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、次の点に留意しているか。</p> <p>ア 感染症または食中毒の発生およびまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生およびまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これにも基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p>	<p>障発 0330 第 12 通知 第五 3 (3) 第五 3 (3) 準用 (第三 3 (31))</p>	
31 協力医療機関	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 40 条)</p>	
32 掲示	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 41 条)</p>	
33 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 42 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 42 条第 2 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用 (第 42 条第 3 項)</p> <p>都規則 167 第 8 条の 3</p>	
34 虐待等の禁止	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の従業員は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定放課後等デイサービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定放課後等デイサービス事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 43 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 43 条第 2 項)</p> <p>都規則 167 第 8 条の 4</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
35 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、他の指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 45 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 45 条第 2 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 45 条第 3 項)</p>	
36 情報の提供等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう実施する事業の内容に関する情報の提供を行なっているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合は、その内容が虚偽または誇大なものでないようになっているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 46 条第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 46 条第 2 項)</p>	
37 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 47 条第 1 条)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 47 条第 2 条)</p>	
38 苦情解決	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 48 条第 1 条)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 48 条第 2 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
39 地域との連携等	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定放課後等デイサービス事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第 85 条に規定する運営適正委員会が行う調査またはあっせん可能な限り協力しているか。</p> <p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 48 条第 3 条)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 48 条第 4 条)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 49 条第 1 項)</p>	
40 事故発生時の対応	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。指定放課後等デイサービス事業者は、事故の状況および処置について、記録しているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <p>ア 死亡事故（誤嚥によるもの等）</p> <p>イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く）</p> <p>ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故</p> <p>エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）</p> <p>オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの）</p> <p>カ 感染症の発生</p> <p>キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）</p> <p>ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの</p> <p>ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）</p> <p>コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）</p> <p>サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 50 条第 1 条)</p> <p>令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障 施第 320 号「施設・事業所 における事故等防止対 対策の徹底について」 (通知)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
41 安全計画の策定等 令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置あり	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定放課後等デイサービス事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修および訓練その他指定放課後等デイサービス事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>< 指摘基準 > 次の場合は文書指摘（Ｃ）によることとする。 ・安全対策について、必要な措置を講じていない場合 ・安全計画を策定していない場合</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>< 指摘基準 > 次の場合は文書指摘（Ｃ）によることとする。 ・安全計画に定める研修および訓練を実施していない場合</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の安全の確保について保護者との連携が図れるよう、保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p> <p>< 指摘基準 > 次の場合は文書指摘（Ｃ）によることとする。 ・保護者に対し安全計画に基づく取組の内容等について周知していない場合</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、定期的に見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。</p> <p>< 指摘基準 > 次の場合は文書指摘（Ｃ）によることとする。 ・定期的な見直しを行わず、必要に応じた安全計画の変更がなされていない場合</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 50 条第 2 条) 平成 28 年 9 月 15 日 雇 児総発 0915 第 1 号ほか 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」</p> <p>都条例 139 第 71 条 準用(第 51 条の 2 第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 71 条 準用(第 51 条の 2 第 2 項)</p> <p>都条例 139 第 71 条 準用(第 51 条の 2 第 3 項)</p> <p>都条例 139 第 71 条 準用(第 51 条の 2 第 4 項)</p>	

項目	基本的考え方(観点)	根拠法令等	備考
<p>42 自動車を運行する場合の所在の確認 令和6年3月31日まで経過措置あり</p>	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車および降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。</p> <p><指摘基準> 次の場合は文書指摘(C)によることとする。 ・乗車および降車の際に、障害児の所在を確認していない場合</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認めるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行っているか。</p> <p><指摘基準> 次の場合は文書指摘(C)によることとする。 ・送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない場合 ・見落とし防止装置を用いて、後者に際の際の所在確認を行っていない場合</p>	<p>都条例 139 第 71 条 準用(第 51 条の 3 第 1 項)</p> <p>都条例 139 第 71 条 準用(第 51 条の 3 第 2 項)</p>	
<p>43 会計の区分</p>	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定放課後等デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 52 条)</p>	
<p>44 記録の整備</p>	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該事象の完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>ア 11(1)に規定する提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録 イ 17 に規定する放課後等デイサービス計画 ウ 23 の規定による区市町村への通知に係る記録 エ 32(2)に規定する身体拘束等の記録 オ 37(2)に規定する苦情の内容等の記録 カ 39(1)に規定する事故の状況および事故の状況および処置についての記録</p>	<p>都条例 139 第 76 条 準用(第 53 条第 1 条)</p> <p>都条例 139 第 76 条 準用(第 53 条第 2 条)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第5 共生型障害児通所支援に関する基準</p> <p>1 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者の基準</p> <p>2 共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者等の基準</p> <p>3 準用</p>	<p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定生活介護事業者は、当該事業について、次のとおりの基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数および共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>共生型放課後等デイサービスの事業を行う指定通所介護事業者または指定地域密着型通所介護事業者は、当該事業について、次のとおりの基準を満たしているか。</p> <p>(1) 指定通所介護事業所または指定地域密着型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護または指定地域密着型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数および共生型放課後等デイサービスを受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(3) 共生型放課後等デイサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>第1（1を除く。）、第2（1を除く。）および第4（1を除く。）は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。</p>	<p>都条例 139 第 76 条の 2 準用（第 53 条の 2） 都規則 167 第 8 条の 2</p> <p>都条例 139 第 76 条の 2 準用（第 53 条の 3） 都規則 167 第 8 条の 3</p> <p>都条例 139 第 76 条の 2 準用（第 7 条、第 8 条、 第 11 条から第 14 条まで、 第 16 条から第 26 条まで、 第 28 条から第 32 条まで、 第 34 条、第 36 条から第 43 条まで、第 45 条から第 48 条まで、第 49 条第 1 項、 第 50 条から第 53 条まで、 第 70 条および第 75 条）</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第6 届出等</p> <p>1 変更の届出</p>	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者および共生型放課後等デイサービス事業者は、児童福祉法施行規則第 18 条の 35 第 1 項第 3 号および第 18 条の 29 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）第 5 号、第 7 号、第 8 号、第 12 号および第 14 号に定める事項に変更があったとき、または休止した当該指定通所支援等の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>指定放課後等デイサービス事業者および共生型放課後等デイサービス事業者が変更の届出を要する事項</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）および設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者および児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>ク 役員の氏名、生年月日および住所</p> <p>(2) (1) の届出であって、指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスの利用者の定員の増加に伴う場合、当該指定放課後等デイサービス等に係る従業者の勤務の体制および勤務形態を記載した書類を添付して行っているか。</p>	<p>児福法第 21 条の 5 の 20 第 1 項 児福法施行規則第 18 条の 35 第 1 項第 3 号および第 3 項</p> <p>児福法施行規則第 18 条の 29 第 1 項</p> <p>児福法施行規則第 18 条の 35 第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者および共生型放課後等デイサービス事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法または児福法に基づく命令を遵守し、障害児およびその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、児童福祉法施行規則で定める以下の基準に従い業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者および共生型放課後等デイサービス事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所の数が20以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者に限る。） また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>児福法第21条の5の18第3項 児福法第21条の5の26第1項 児福法施行規則第18条の37</p> <p>児福法第21条の5の26第2項 児福法施行規則第18条の38</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第7 障害児通所給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 放課後等デイサービス給付費</p>	<p>(1) 指定放課後等デイサービスに要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定放課後等デイサービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1のイまたはハの(1)）については、学校に就学している障害児（以下「就学児」という。）に対し、授業終了後に、放課後等デイサービスの単位において指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1のニの(1)）については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービスを行う事業所（以下、「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1のロまたはハの(2)）については、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 放課後等デイサービス給付費（平24厚労告122別表第3の1のニの(2)）については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>児福法第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122の一</p> <p>平24厚労告122の二</p> <p>平24厚労告122別表第3の1の注1</p> <p>平24厚労告122別表第3の1の注1の2</p> <p>平24厚労告122別表第3の1の注2</p> <p>平24厚労告122別表第3の1の注2の2</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(5) 指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービスまたは基準該当放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）の提供時間が30分以下のものについては、放課後等デイサービス計画（指定通所基準第71条、第71条の2または第71条の6において準用する指定通所基準第27条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定放課後等デイサービス等が必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、算定しているか。</p> <p>(6) 放課後等デイサービス費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 児童指導員または保育士が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) 第2の1の(1)の基準上必要とされる員数から1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) その翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された5月目 100分の50</p> <p>ウ 指定放課後等デイサービスの提供に当たり、放課後等デイサービス計画が未作成の場合</p> <p>(ア) その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50</p> <p>エ 指定放課後等デイサービス等の提供に当たっては、指定通所基準第26条第5項（指定通所基準第71条または第71条の2において準用する場合を含む。）に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ていない場合 100分の85</p> <p>(7) 平24厚労告122別表第3の1のロ、ハの(2)またはホの(1)の(二)もしくは(2)の(二)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の1の注3</p> <p>平24厚労告122 別表第3の1の注4 障発0330第16通知 第二の1(6)</p> <p>平24厚労告122 別表第3の1の注5</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(8) 指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、第 4 の 33 の (2) または (3) に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(9) 常時見守りが必要な就学児に対する支援およびその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数注 8 の加算を算定している場合は、注 8 の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士もしくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者もしくは別に厚生労働大臣が定める者またはその他の従業者を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 7 のイまたはロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(10) 理学療法士等（保育士を除く。以下この注 8 において同じ。）による支援が必要な就学児に対する支援およびその就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（注 7 の加算を算定している場合は、注 7 の加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき、所定単位を加算しているか。ただし、平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 4 の (2) を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(11) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1 日につき平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 10 のイ、ロ、ハの単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 9 に掲げるいずれかの加算を算定場合にあっては、平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 9 に掲げるその他の加算は算定しない。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 6</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 7</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 8</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 9</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 家庭連携加算	<p>(12) 共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士または児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき平24厚労告122別表第3の1の注11イ、ロ、ハに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の1の注11に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、平24厚労告122別表第3の1の注11に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等の従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児およびその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の1の注10</p> <p>平24厚労告122 別表第3の2の注</p>	
4 事業所内相談支援加算	<p>(1) 事業所内相談支援加算()については、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児およびその家族等に対して当該就学児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に2の家庭連携加算またはロの事業所内相談支援加算()を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(2) 事業所内相談支援加算()については、指定放課後等デイサービス事業所等において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児およびその家族等に対する当該就学児の療育に係る相談援助を当該就学児以外の就学児およびその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に2の家庭連携加算を算定している場合は、加算しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の2の2の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第3の2の2の注2</p>	
5 利用者負担上限額管理加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、第4の14の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の3の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
6 福祉専門員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算() 指定通所基準 66 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者または指定通所基準第 71 条の 2 において準用する指定通所基準第 54 条の 2 第 1 号もしくは第 54 条の 3 第 2 号の規定により置くべき従業者(以下「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師であるものの割合が 100 分の 35 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算() 指定通所基準 66 条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者または共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士または公認心理師であるものの割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(3) 福祉専門職員配置等加算() 次のアまたはイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行なった場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、(1)または(2)を算定している場合に、算定しない。 ア 指定通所基準 66 条の規定により置くべき児童指導員もしくは保育士者(イにおいて「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が 100 分の 75 以上であること。 イ 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事している従業者の割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 4 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 4 の注 2</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 4 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
7 欠席時対応加算	<p>(1) 欠席時対応加算()については、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児またはその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、平24厚労告122別表第3の1のハを算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した就学児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 欠席時対応加算()については、指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定しているか。ただし、2(5)に規定する就学児について、平24厚労告122別表第3の1のイからホまでのいずれかを算定している場合は、算定しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の5の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第3の5の注2</p>	
8 特別支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、24厚労告122別表第3の1の注7のイの(1)もしくは口の(1)もしくは注8のイを算定している場合、または注10のイもしくは口を算定していない場合は、加算しない。</p>	<p>平24厚労告122 別表第3の6の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 強度行動障害 児支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の八を算定している場合は、加算しない。</p>	平 24 厚労告 122 別表第 3 の 6 の 2 注	
10 個別サポート 加算	<p>(1) 個別サポート加算()については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある就学時に対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1の八を算定している場合は、加算しない。</p> <p>(2) 個別サポート加算()については、要保護児童または要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関または当該児童もしくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	別表 1 第 7 の注 1 別表 1 第 7 の注 2	
11 医療連携体制 加算	<p>(1) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 のイの (一)、(二)もしくは(三)、1のイの (一)、(二)もしくは(三)、1の口の 、 もしくは または1の八を算定している就学児については、算定しない。</p> <p>(2) 医療連携体制加算() 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、平 24 厚労告 122 別表第 3 の 1 のイの (一)、(二)もしくは(三)、1のイの (一)、(二)もしくは(三)、1の口の 、 もしくは または1の八を算定している就学児については、算定しない。</p>	平 24 厚労告 122 別表第 3 の 8 の注 1 平 24 厚労告 122 別表第 3 の 8 の注 2	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(3) 医療連携体制加算 ()</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1のイの の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の の 、 もしくは または1のハを算定している就学児については、算定しない。</p> <p>(4) 医療連携体制加算 ()</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、1のイの の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の の 、 もしくは または1のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの の(一)、(二)もしくは(三)、1の の(一)、(二)もしくは(三)または1の口の の 、 もしくは を算定することを原則とする。</p> <p>(5) 医療連携体制加算 ()</p> <p>医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1回の訪問につき8人の就学児を限度として、当該看護を受けた就学児の数に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、ハまたは1のイの の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの の(一)、(二)もしくは(三)、1の口の の 、 もしくは もしくは1のハを算定している就学児については、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定放課後等デイサービス事業所等にあつては、1のイの の(一)、(二)もしくは(三)、1のイの の(一)、(二)もしくは(三)または1の口の の 、 もしくは を算定することを原則とする</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 8 の注 3</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 8 の注 4</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 8 の注 5</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
12 送迎加算	<p>(6) 医療連携体制加算 () 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、<u>1 のイの (一)、(二) もしくは (三)、1 のイの (一)、(二) もしくは (三)、1 の口の 、 もしくは または 1 のハ</u>を算定している場合は、算定しない。</p> <p>(7) 医療連携体制加算 () 喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児 1 人に対し、1 日につき所定単数を加算しているか。ただし、イからホまでのいずれかまたは 1 のイの (一)、(二) もしくは (三)、1 のイの (一)、(二) もしくは (三)、1 の口の 、 もしくは もしくは 1 のハを算定している就学児については、算定しない。</p> <p>(1) 障害児（重度心身障害児を除く。）に対して行う場合については、就学児（重度心身障害児を除く。）に対して、その居宅等または当該就学児が通学している学校との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) (1) および 1 のイの (一)、(二) もしくは (三)、1 のイの (一)、(二) もしくは (三) または 1 の口の 、 もしくは を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき 37 単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(3) 重症心身障害児に対して行う場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等または当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(4) (1) および (3) については、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内または隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 8 の注 6</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 8 の注 7</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 9 の注 1</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 9 の注 1 の 2</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 9 の注 2</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 3 の 9 の注 3</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
13 延長支援加算	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚労告 122 別表第 3 の 10 の注	
14 関係機関連携加算	<p>(1) 関係機関連携加算 () 就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整および相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、24 厚労告 122 別表第 3 の 1 の注 10 イまたはロを算定していない場合には、加算しない。</p> <p>(2) 関係機関連携加算 () 就学児が就職予定の企業または官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業または官公庁等の連絡調整および相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚労告 122 別表第 3 の 10 の 2 の注 1 平 24 厚労告 122 別表第 3 の 10 の 2 の注 2	
15 保育・教育等移行支援加算	<p>障害児の有する能力、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者および障害児の希望する生活ならびに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。</p>	平 24 厚労告 122 別表第 3 の 10 の 3	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所または共生型放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を指定単位数に加算しているか。</p> <p>また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に、次に掲げるその他の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 1 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 84 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 1 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 61 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算 () 1 から 15 までにより算定した単位数の 100 分の 34 に相当する単位数</p>	平 24 厚労告 122 別表第 3 の 11 の注	
17 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所もしくは共生型放課後等デイサービス事業所または市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所が、就学児に対し、指定放課後等デイサービスまたは共生型放課後等デイサービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。また、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算を算定していないか。</p> <p>(1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数</p> <p>(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 () 2 から 15 までにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数</p>	平 24 厚労告 122 別表第 3 の 12 の注	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援 ）

根拠法令等

「児福法」= 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

「児福法施行規則」= 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）

「都条例 139」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 139 号）

「都規則 167」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 167 号）

「障発 0330 第 12 通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 122」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針			
1 一般原則	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定居宅訪問型児童発達支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定居宅訪問型児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 3 条第 3 項</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
<p>2 基本方針</p> <p>第2 人員基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作および知識技能を習得し、ならびに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびにその置かれている環境に応じ、適切かつ効果的な支援を行っているか。</p> <p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 従業者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員もしくは保育士の資格を取得後または児童指導員もしくは心理指導担当職員として配置された日以後、直接支援の業務に3年以上従事した者であるか。</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1人以上 児童発達支援管理責任者のうち、1以上は、専ら当該指定居宅型児童発達支援事業所の職務に従事する者になっているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において指定居宅訪問型児童発達支援事業所に管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理にかかる職務に従事する者になっているか。 ただし、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を合わせて兼ねる場合は除く。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1) に規定する設備および備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものになっているか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>都条例 139 第 3 条第 4 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施第 319 号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知)</p> <p>都条例 139 第 79 条の 2</p> <p>児福法 21 条の 5 の 19 第 1 項 都条例 139 第 79 条の 3 都規則 167 第 21 条の 2 障発 0330 第 12 通知第六の 1</p> <p>都条例 139 第 7 条第 1 項準用 都条例 139 第 7 条第 2 項準用 都条例 139 第 79 条の 4</p> <p>児福法 21 条の 5 の 19 第 2 項 都条例 139 第 79 条の 5 第 1 項 都条例 139 第 79 条の 5 第 2 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、通所給付決定保護者が指定居宅訪問型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者との間で当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援の内容</p> <p>ウ 当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定居宅訪問型児童発達支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するときは、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、契約支給量、その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>児福法 21 条の 5 の 19 第 2 項</p> <p>都条例 139 第 16 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 16 条第 2 項準用</p> <p>社会福祉法第 77 条第 1 項</p> <p>社会福祉法施行規則</p> <p>第 16 条第 2 項</p> <p>障発 0330 第 12 通知</p> <p>第三 3 (2) 準用</p> <p>都条例 139 第 17 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 17 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 17 条第 3 項準用</p> <p>都条例 139 第 17 条第 4 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 提供拒否の禁止	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定居宅訪問型児童発達支援の提供を拒んでいないか。	都条例 139 第 18 条準用	
4 連絡調整に対する協力	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の利用について区市町村または障害児相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。	都条例 139 第 19 条準用	
5 サービス提供困難時の対応	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供することが困難であると認められた場合は、他の指定居宅訪問型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例 139 第 20 条準用	
6 受給資格の確認	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例 139 第 21 条準用	
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例 139 第 22 条第 1 項準用	
	(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	都条例 139 第 22 条第 2 項準用	
8 心身の状況等の把握	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 139 第 23 条準用	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供するに当たっては都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 24 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 24 条第 2 項準用</p>	
10 身分を証する書類の携行	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、居宅への初回訪問時および障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>都条例 139 第 79 条の 6</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定居宅訪問型児童発達支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定居宅訪問型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 139 第 25 条第 1 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三の 3(10) 準用</p> <p>都条例 139 第 25 条第 2 項準用</p>	
12 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当であるものに限られ、障害児やその家族等に対して寄附金を強要することや、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。 ただし、13 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>都条例 139 第 26 条第 1 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三の 3(11) 準用</p> <p>都条例 139 第 26 条第 2 項準用</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)および(2)に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合にのみ、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1)から(3)までに規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定居宅型児童発達支援事業者は、(3)の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該交通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 139 第 79 条の 7 第 1 項</p> <p>都条例 139 第 79 条の 7 第 2 項</p> <p>都条例 139 第 79 条の 7 第 3 項</p> <p>都条例 139 第 79 条の 7 第 4 項</p> <p>都条例 139 第 79 条の 7 第 5 項</p>	
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者が提供する指定居宅訪問型児童発達支援および他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定居宅型児童発達支援および他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援および他の指定通所支援の状況を確認のうえ、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 139 第 28 条準用</p>	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定居宅訪問型児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定居宅訪問型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 139 第 29 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 29 条第 2 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
16 指定居宅訪問型児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、居宅訪問型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。また、支援上必要な事項に、居宅訪問型児童発達支援計画の目標および内容のほか、行事および日課等も含んでいるか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、自らその提供する指定居宅訪問型児童発達支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。 福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的（少なくとも3年に1回以上）に受審しているか。</p>	<p>都条例 139 第 30 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 30 条第 2 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (15) 準用</p> <p>社会福祉法第 78 条 都条例 139 第 30 条第 3 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (15) 準用 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」</p>	
17 居宅訪問型児童発達支援計画の作成等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定居宅訪問型児童発達支援に係る居宅訪問型児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者および障害児の希望する生活、課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援するうえでの適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者および障害児に面接を行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向ならびに当該障害児に対する総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質の向上させるための課題、指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容、指定居宅訪問型児童発達支援の提供上の留意事項その他必要な事項を記載した居宅訪問型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が提供する指定居宅訪問型児童発達支援以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携を居宅訪問型児童発達支援計画の原案にも含めるよう努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 11 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 3 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 4 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成にあたっては、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、居宅訪問型児童発達支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成にあたっては、当該通所給付決定保護者および障害児に対し、当該居宅訪問型児童発達支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画を作成した際には、当該居宅訪問型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、居宅訪問型児童発達支援計画の作成後、居宅訪問型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、居宅訪問型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて居宅訪問型児童発達支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連携を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(9) 居宅訪問型児童発達支援計画に変更のあった場合、(2)から(6)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例 139 第 12 条第 5 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 6 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 7 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 8 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 9 項準用</p>	
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>児童発達支援管理責任者は、17 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ア 19 に規定する相談および援助を行うこと。 イ 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	<p>都条例 139 第 12 条第 1 項準用</p>	
19 相談および援助	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 31 条準用</p>	
20 指導訓練等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障害児の適性に応じ、障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、指導、訓練等を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 32 条第 1 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
21 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児にかかる通所給付決定保護者の負担により、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1) から (3) までに規定するもののほか、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 32 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 32 条第 3 項準用</p> <p>都条例 139 第 32 条第 4 項準用</p> <p>都条例 139 第 34 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 34 条第 2 項準用</p>	
22 緊急時等の対応	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、現に指定居宅訪問型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 36 条準用</p>	
23 通所給付決定 保護者に関する 区市町村への通 知	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	<p>都条例 139 第 37 条準用</p>	
24 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 11 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 11 条第 3 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
25 運営規程	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、各指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 事業の目的および運営の方針 イ 従業者の職種、員数および職務の内容 ウ 営業日および営業時間 エ 指定居宅訪問型児童発達支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額 オ 通常の事業の実施地域 カ 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項 キ 緊急時等の対応方法 ク 虐待の防止のための措置に関する事項 ケ その他運営に関する重要事項 	都条例 139 第 79 条の 8	
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定居宅訪問型児童発達支援を提供できるよう、各指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、各指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者によって指定居宅訪問型児童発達支援を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことができる。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、適切な指定居宅訪問型児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例 139 第 14 条第 1 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27) 準用</p> <p>都条例 139 第 14 条第 2 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27) 準用</p> <p>都条例 139 第 14 条第 3 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27) 準用</p> <p>都条例 139 第 14 条第 4 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27) 準用</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
27 業務継続計画の策定等 令和6年3月31日まで経過措置あり	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 14 条の 2 第 1 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三の 3 (28) 準用</p> <p>都条例 139 第 14 条の 2 第 2 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三の 3 (28) 準用 都条例 139 第 14 条の 2 第 3 項準用</p>	
28 衛生管理等 令和6年3月31日まで経過措置あり【(2)のみ】	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 39 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 39 条第 2 項準用</p>	
29 協力医療機関	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p>	<p>都条例 139 第 40 条準用</p>	
30 掲示	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 139 第 41 条準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
31 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 139 第 42 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 42 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 42 条第 3 項準用</p> <p>都規則 167 第 8 条の 3</p>	
32 虐待等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 139 第 43 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 43 条第 2 項準用</p> <p>都規則 167 第 8 条の 4</p>	
33 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、管理者および従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者に対し、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 139 第 45 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 45 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 45 条第 3 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
34 情報の提供等	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定居宅訪問型児童発達支援を利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 139 第 68 条の 2 第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 68 条の 2 第 2 項準用</p>	
35 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定居宅訪問型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはそれらの従業者から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 139 第 47 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 47 条第 2 項準用</p>	
36 苦情解決	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、提供した指定居宅訪問型児童発達支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定居宅訪問型児童発達支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、社会福祉法第 85 条に規定する運営適正委員会が行う調査またはあっせんのできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 139 第 48 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 48 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 48 条第 3 項準用</p> <p>都条例 139 第 48 条第 4 項準用</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
37 地域との連携等	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。	都条例 139 第 49 条第 1 項準用	
38 事故発生時の対応	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況および処置について、記録しているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 50 条第 1 項準用 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施第 320 号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(通知)</p> <p>都条例 139 第 50 条第 2 項準用</p>	
39 会計の区分	指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	都条例 139 第 52 条準用	
40 記録の整備	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定居宅訪問型児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 11(1) に規定する提供した指定居宅訪問型児童発達支援に係る提供の記録 イ 17 に規定する居宅訪問型児童発達支援計画 ウ 23 の規定による区市町村への通知に係る記録 エ 30(2) に規定する身体拘束等の記録 オ 35(2) に規定する苦情の内容等の記録 カ 37(1) に規定する事故の状況および処置についての記録 	<p>都条例 139 第 53 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 53 条第 2 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第5届出等 1 変更の届出	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、次に定める事項に変更があったとき、または休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）および設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者および児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>ク 役員の氏名、生年月日および住所</p>	<p>児福法施行規則第18条の35 第1項第4号および第3項 児福法施行規則第18条の29 の2</p>	
2 業務管理体制の整備	<p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法または児福法に基づく命令を遵守し、障害児およびその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が1以上20未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が20以上100未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。） （ア）法令遵守責任者を選任しているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が100以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者 （ア）法令遵守責任者の選任をしているか。 （イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 （ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	<p>児福法第21条の5の18第3項 児福法第21条の5の26第1項 児福法施行規則第18条の37</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第6 障害児通所給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 居宅訪問型児童発達支援給付費</p>	<p>(2) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。 また、届出書には以下の事項が記載されているか。 ア 指定障害児通所支援事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名 イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日 ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数が20以上の指定障害児通所支援事業者等および指定医療機関の設置者に限る。) エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者に限る。) また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (2)(1)の規定により、指定居宅訪問型児童発達支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。 (2) 次の厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ア 訪問支援員が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士もしくは看護職員の資格取得後または児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者もしくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務、相談支援の業務またはこれに準ずる業務に5年以上従事した者 イ 訪問支援員が、障害児に対する直接支援業務、相談支援の業務またはこれに準ずる業務に10年以上従事した者</p>	<p>児福法第21条の5の26第2項 児福法施行規則第18条の38</p> <p>児福法第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122の一</p> <p>平24厚労告122の二</p> <p>平24厚労告122 別表第4の1の注1 平24厚労告122 別表第4の1の注2 障発0330第16通知 第二の2(4)</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
	<p>(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のア、イまたはウのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>ア 訪問支援員が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) 1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) その翌々月から解消されるに至った月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された5月目から解消されるに至った月までの間 100分の50</p> <p>ウ 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない場合</p> <p>(ア) その月から解消されるに至った月の前月までの間 100分の70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から3月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された3月目から解消されるに至った月の前月までの間 100分の50</p> <p>(4) 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(5) 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、第4の31の(2)または(3)に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 4 の 1 の注 3(1) 障発 0330 第 16 通知 第二の 1(6)</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 4 の 1 の注 3(2)</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 4 の 1 の注 4</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 4 の 1 の注 5</p>	
3 通所施設移行支援加算	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所または指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助および連絡調整を行った場合に、1回を限度とし所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 4 の 2 の注</p>	
4 利用者負担上限額管理加算	<p>指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 4 の 3 の注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
5 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数</p> <p>(2) 口福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数</p> <p>(3) 福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数</p>	平 24 厚労告 122 別表第 4 の 4 の注	
6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合にあっては、2 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平 24 厚労告 122 別表第 4 の 5 の注	

指 導 検 査 基 準 （ 指 定 保 育 所 等 訪 問 支 援 ）

根拠法令等

「児福法」= 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

「児福法施行規則」= 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）

「都条例 139」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 139 号）

「都規則 167」= 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 167 号）

「障発 0330 第 12 通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 12 号）

「平 24 厚労告 122」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）

「障発 0330 第 16 通知」= 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 第 16 号）

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
第 1 基本方針 1 一般原則	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者および障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づき障害児に対して指定保育所等訪問支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定保育所等訪問支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の意思および人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、地域および家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 3 条第 1 項</p> <p>都条例 139 第 3 条第 2 項</p> <p>都条例 139 第 3 条第 3 項</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>2 基本方針</p> <p>第2 人員基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>2 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>設備および備品等</p>	<p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>保育所等訪問支援に係る指定通所支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体および精神の状況ならびに置かれている環境に応じて、支援を適切かつ効果的に行っているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業所ごとに置くべき従業者およびその員数は、次のとおりとなっているか。また、従業者は、障害児支援に関する知識および相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士または心理担当職員等であって、集団生活への適應のため専門的な支援の技術を有する者であるか。</p> <p>ア 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>イ 児童発達支援管理責任者 1人以上</p> <p>児童発達支援管理責任者のうち、1以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者になっているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所において指定保育所等訪問支援事業所に管理者を置いているか。</p> <p>(2) 管理者は専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の管理にかかる職務に従事する者になっているか。ただし、訪問支援員および児童発達支援管理責任者を合わせて兼ねる場合は除く。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備および備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1) に規定する設備および備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものになっているか。</p> <p>ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>都条例 139 第 3 条第 4 項 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施第 319 号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について」(通知)</p> <p>都条例 139 第 80 条</p> <p>児福法 21 条の 5 の 19 第 1 項 都条例 139 第 81 条 都規則 167 第 22 条 障発 0330 第 12 通知第七の 1</p> <p>都条例 139 第 7 条第 1 項準用 都条例 139 第 7 条第 2 項準用 都条例 139 第 82 条</p> <p>児福法 21 条の 5 の 19 第 2 項</p> <p>都条例 139 第 79 条の 5 第 1 項準用 都条例 139 第 79 条の 5 第 2 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容および手続の説明および同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 利用者との間で当該指定保育所等訪問支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき、</p> <p>ア 当該事業の経営者の名称および主たる事務所の所在地</p> <p>イ 当該事業の経営者が提供する指定保育所等訪問支援の内容</p> <p>ウ 当該指定保育所等訪問支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項</p> <p>エ 指定保育所等訪問支援の提供開始年月日</p> <p>オ 指定保育所等訪問支援に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付しているか。</p> <p>また、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、利用者の承諾を得ているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するときは、当該指定保育所等訪問支援の内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に対し延滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>児福法 21 条の 5 の 19 第 2 項</p> <p>都条例 139 第 16 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 16 条第 2 項準用</p> <p>社会福祉法第 77 条第 1 項</p> <p>社会福祉法施行規則</p> <p>第 16 条第 2 項</p> <p>障発 0330 第 12 通知</p> <p>第三 3 (2) 準用</p> <p>都条例 139 第 17 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 17 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 17 条第 3 項準用</p> <p>都条例 139 第 17 条第 4 項準用</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
3 提供拒否の禁止	指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由がなく指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。	都条例 139 第 18 条準用	
4 連絡調整に対する協力	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用について区市町村または相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力するよう努めているか。	都条例 139 第 19 条準用	
5 サービス提供困難時の対応	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	都条例 139 第 20 条準用	
6 受給資格の確認	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	都条例 139 第 21 条準用	
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	都条例 139 第 22 条第 1 項準用	
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	都条例 139 第 22 条第 2 項準用	
8 心身の状況等の把握	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	都条例 139 第 23 条準用	
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するに当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例 139 第 24 条第 1 項準用	
	(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障害児またはその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	都条例 139 第 24 条第 2 項準用	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
10 身分を証する書類の携行	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、施設への初回訪問時および障害児、通所給付決定保護者書の他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>都条例 139 第 79 条の 6 準用</p>	
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等に係る必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度、記録しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>都条例 139 第 25 条第 1 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三の 3 (10) 準用 都条例 139 準用第 25 条第 2 項</p>	
12 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>13 の (1) から (3) に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。</p> <p>(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途および額ならびに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>ただし、13 の (1) から (3) までに掲げる支払については、この限りでない。</p>	<p>都条例 139 第 26 条第 1 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三の 3 (11) 準用</p> <p>都条例 139 第 26 条第 2 項準用</p>	
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行う指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) および (2) において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合にのみ、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p>	<p>都条例 139 第 79 条の 7 第 1 項準用 都条例 139 第 79 条の 7 第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 79 条の 7 第 3 項準用</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
14 利用者負担額に係る管理	<p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問事業者は、(3)の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援および他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、通所利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援および他の指定通所支援の状況を確認のうえ、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者および他の指定通所支援を提供した指定通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>都条例 139 第 79 条の 7 第 4 項準用 都条例 139 第 79 条の 7 第 5 項準用</p> <p>都条例 139 第 28 条準用</p>	
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、当該指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>都条例 139 第 29 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 29 条第 2 項準用</p>	
16 指定保育所等訪問支援の取扱方針	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定保育所等訪問支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、通所給付決定保護者および障害児に対し、支援上必要な事項について、説明を行っているか。また、支援上必要な事項に、保育所等訪問支援計画の目標および内容のほか、行事および日課等も含まれているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、自らその提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図っているか。</p> <p>福祉サービス第三者評価を、定期的かつ継続的(少なくとも3年に1回以上)に受審しているか。</p>	<p>都条例 139 第 30 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 30 条第 2 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (15) 準用 社会福祉法第 78 条 都条例 139 第 30 条第 3 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (15) 準用 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について(指針)」</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
17 保育所等訪問支援計画の作成等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る保育所等訪問支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者および障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援するうえでの適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者および障害児に面接して行っているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者および障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントおよび支援内容の検討結果に基づき、当該通所給付決定保護者および障害児の生活に対する意向ならびに総合的な支援目標およびその達成時期、生活全般の質の向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的な内容、指定保育所等訪問支援の提供上の留意事項その他必要事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助および当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービスまたは福祉サービスとの連携を保育所等訪問支援計画の原案にも含めるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成にあたっては、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援計画の原案の内容について意見を求めているか。また、児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成にあたっては、当該通所給付決定保護者および障害児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下、「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連携を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ア 定期的に通所給付決定保護者および障害児に面接すること。 イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(9) 保育所等訪問支援計画に変更のあった場合、(2)から(6)に準じて取り扱っているか。</p>	<p>都条例 139 第 11 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 3 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 4 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 5 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 6 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 7 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 8 項準用</p> <p>都条例 139 第 12 条第 9 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>児童発達支援管理責任者は、17 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>ア 19 に規定する相談および援助を行うこと。</p> <p>イ 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。</p>	都条例 139 第 12 条第 1 項準用	
19 相談および援助	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	都条例 139 第 31 条準用	
20 指導訓練等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の自立の支援および日常生活の充実に資するよう、障害児の心身の状況に応じ、必要な技術をもって指導、訓練等を行っているか。また、障害児の適性に応じ、障害児が可能な限り健全な社会生活を営むことができるよう、適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に從事させているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対して、当該障害児にかかる通所給付決定保護者の負担により、指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1) から (3) までに規定するもののほか、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 32 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 32 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 32 条第 3 項準用</p> <p>都条例 139 第 32 条第 4 項準用</p>	
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 34 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 34 条第 2 項準用</p>	
22 緊急時等の対応	<p>指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	都条例 139 第 36 条準用	
23 通所給付決定保護者に関する区市町村への通知	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費または特例障害児通所給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p>	都条例 139 第 37 条準用	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
24 管理者の責務	<p>(1) 管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者および業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 11 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 11 条第 3 項準用</p>	
25 運営規程	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、各指定保育所等訪問支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>ア 事業の目的および運営の方針</p> <p>イ 従業者の職種、員数および職務の内容</p> <p>ウ 営業日および営業時間</p> <p>エ 指定保育所等訪問支援の内容ならびに通所給付決定保護者から受領する費用の種類およびその額</p> <p>オ 通常の事業の実施地域</p> <p>カ 指定保育所等訪問支援の利用に当たっての留意事項</p> <p>キ 緊急時等の対応方法</p> <p>ク 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>ケ その他運営に関する重要事項</p>	<p>都条例 139 第 79 条の 8 準用</p>	
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供できるよう、各指定保育所等訪問支援事業所において、当該児童発達支援事業所の従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所は、各指定保育所等訪問支援事業所において、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。</p> <p>ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者等への委託を行うことができる。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。研修機関が実施する研修や当該指定保育所等訪問支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。</p>	<p>都条例 139 第 14 条第 1 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27) 準用</p> <p>都条例 139 第 14 条第 2 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27) 準用</p> <p>都条例 139 第 14 条第 3 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27) 準用</p>	

項目	基本的考え方（観点）	根拠法令等	備考
27 業務継続計画の策定等 令和6年3月31日まで経過措置あり	<p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、適切な指定保育所等訪問支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（以下「ハラスメント」という。）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定保育所等訪問支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を継続的に実施しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 14 条第 4 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三 3 (27) 準用</p> <p>都条例 139 第 14 条の 2 第 1 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三の 3 (28) 準用</p> <p>都条例 139 第 14 条の 2 第 2 項準用 障発 0330 第 12 通知 第三の 3 (28) 準用</p> <p>都条例 139 第 14 条の 2 第 3 項準用</p>	
28 衛生管理等 令和6年3月31日まで経過措置あり【(2)のみ】	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の使用する設備および飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じ、かつ、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。</p> <p>イ 感染症の予防およびまん延を防止するための指針を整備しているか。</p> <p>ウ 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p>	<p>都条例 139 第 39 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 39 条第 2 項準用</p>	
29 掲示	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>都条例 139 第 41 条準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
30 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児または他の障害児の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行っていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の障害児の心身の状況ならびに理由その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施すること。</p>	<p>都条例 139 第 42 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 42 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 42 条第 3 項準用</p> <p>都規則 167 第 8 条の 3</p>	
31 虐待等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第 2 条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。</p> <p>ア 当該指定保育所等訪問支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 当該指定保育所等訪問支援事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>ウ 上記アおよびウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例 139 第 43 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 43 条第 2 項準用</p> <p>都規則 167 第 8 条の 4</p>	
32 秘密保持等	<p>(1) 管理者および指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者および管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者またはその家族の同意を得ているか。</p>	<p>都条例 139 第 45 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 45 条第 2 項準用</p> <p>都条例 139 第 45 条第 3 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
33 情報の提供等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p>	<p>都条例 139 第 68 条の 2 第 1 項準用 都条例 139 第 68 条の 2 第 2 項準用</p>	
34 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者に対し、障害児またはその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスの事業を行う者等またはその従業者から、障害児またはその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>都条例 139 第 47 条第 1 項準用 都条例 139 第 47 条第 2 項準用</p>	
35 苦情解決	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により知事または区市町村長が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または当該職員からの質問もしくは指定保育所等訪問支援事業所の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じるとともに障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力し、知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。また、知事等からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法第 85 条に規定する運営適正委員会が行う調査またはあっせんにできる限り協力しているか。</p>	<p>都条例 139 第 48 条第 1 項準用 都条例 139 第 48 条第 2 項準用 都条例 139 第 48 条第 3 項準用 都条例 139 第 48 条第 4 項準用</p>	
36 地域との連携等	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>都条例 139 第 49 条第 1 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
37 事故発生時の対応	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、事故の状況および処置について、記録しているか。</p> <p>なお、都への報告対象事故等については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 死亡事故（誤嚥によるもの等） イ 入院を要した事故（持病による入院等は除く） ウ（イ以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 エ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告） オ 無断外出（警察・消防等の他の機関が関わったもの） カ 感染症の発生 キ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） ク 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの ケ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報流出等） コ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等） サ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>都条例 139 第 50 条第 1 項準用 令和 5 年 5 月 9 日 5 福保障施第 320 号「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(通知)</p> <p>都条例 139 第 50 条第 2 項準用</p>	
38 会計の区分	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>都条例 139 第 52 条準用</p>	
39 記録の整備	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 11(1) に規定する提供した指定保育所等訪問支援に係る必要な事項の提供の記録 イ 17 に規定する保育所等訪問支援計画 ウ 23 の規定による区市町村への通知に係る記録 エ 29(2) に規定する身体拘束等の記録 オ 34(2) に規定する苦情の内容等の記録 カ 36(1) に規定する事故の状況および処置についての記録 	<p>都条例 139 第 53 条第 1 項準用</p> <p>都条例 139 第 53 条第 2 項準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第5 届出等</p> <p>1 変更の届出</p>	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、次に定める事項に変更があったとき、または休止した当該指定通所支援の事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>ア 事業所の名称および所在地</p> <p>イ 申請者の名称および主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>ウ 申請者の定款、寄付行為等およびその登記事項証明書または条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）</p> <p>エ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）および設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者および児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所および経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項</p> <p>ク 役員の氏名、生年月日および住所</p>	<p>児福法施行規則第 18 条の 35 第 1 項第 5 号および第 3 項 児福法施行規則第 18 条の 30</p>	
<p>2 業務管理体制の整備</p>	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、児福法または児福法に基づく命令を遵守し、障害児およびその保護者のため忠実にその職務を遂行するために、業務管理体制を整備しているか。</p> <p>ア 指定を受けている事業所の数が 1 以上 20 未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（以下「法令遵守責任者」という。）を選任しているか。</p> <p>イ 指定を受けている事業所の数が 20 以上 100 未満の指定障害児通所支援事業者等（指定発達支援医療機関の設置者を除く。）</p> <p>（ア）法令遵守責任者を選任しているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>ウ 指定を受けている事業所の数が 100 以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者</p> <p>（ア）法令遵守責任者の選任をしているか。</p> <p>（イ）業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。</p> <p>（ウ）業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。</p>	<p>児福法第 21 条の 5 の 18 第 3 項 児福法第 21 条の 5 の 26 第 1 項 児福法施行規則第 18 条の 37</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
<p>第6 障害児通所給付費の算定および取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 保育所等訪問支援給付費</p>	<p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、遅滞無く業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定障害児通所支援事業者等の名称または氏名、主たる事務所の所在地ならびにその代表者の氏名、生年月日、住所および職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名および生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要(指定を受けている事業所および施設の数が20以上の指定障害児通所支援事業者等および指定医療機関の設置者に限る。)</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要(指定を受けている事業所および施設の数100以上の指定障害児通所支援事業者等および指定発達支援医療機関の設置者に限る。)</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費等単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2)(1)の規定により、指定保育所等訪問支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 次の厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>ア 訪問支援員が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士もしくは看護職員の資格取得後は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者もしくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援業務、相談支援の業務またはこれに準ずる業務に5年以上従事した者</p> <p>イ 訪問支援員が、障害児に対する直接支援業務、相談支援の業務またはこれに準ずる業務に10年以上従事した者</p>	<p>児福法第21条の5の26第2項 児福法施行規則第18条の38</p> <p>児福法第21条の5の3</p> <p>平24厚労告122の一</p> <p>平24厚労告122の二</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注1</p> <p>平24厚労告122 別表第5の1の注1の2 障発0330第16通知 第二の2(4) 準用</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
3 初回加算	<p>(3) 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のア、イまたはウのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定している。</p> <p>ア 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、保育所等訪問支援計画が作成されていない場合</p> <p>(ア) その月から解消されるに至った月の前月までの間 100 分の 70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から 3 月以上連続して減算が適用される場合は、減算が適用された 3 月目から解消されるに至った月の前月までの間 100 分の 50</p> <p>イ 同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100 分の 93</p> <p>ウ 訪問支援員が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) 1 割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1 割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から解消されるに至った月までの間 100 分の 70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から 3 月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された 3 月目から解消されるに至った月までの間 100 分の 50</p> <p>エ 児童発達支援管理責任者が、人員基準を満たしていない場合</p> <p>(ア) その翌々月から解消されるに至った月までの間 100 分の 70</p> <p>(イ) 減算が適用された月から 5 月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された 5 月目から解消されるに至った月までの間 100 分の 50</p> <p>(4) 厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合は、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、第 4 の 30 の (2) または (3) に規定する身体拘束等に係る基準を満たしていない場合は、1 日につき 5 単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めてまたは初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚労告 122 別表第 5 の 1 の注 2 障発 0330 第 16 通知 第二の 1(6)</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 5 の 1 の注 3</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 5 の 1 の注 4</p> <p>平 24 厚労告 122 別表第 5 の 1 の 2 注</p>	

項 目	基本的考え方（観 点）	根拠法令等	備 考
4 家庭連携加算	<p>指定保育所等訪問支援事業所において、訪問支援員または児童発達支援管理責任者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児およびその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて平 24 厚労告 122 別表第5の1の3の注のイまたはロに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	平 24 厚労告 122 別表第5の1の3注	
5 利用者負担上限額管理加算	<p>指定保育所等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚労告 122 別表第5の2注	
6 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) イ福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数</p> <p>(2) ロ福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数</p> <p>(3) ハ福祉・介護職員処遇改善加算() 2 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数</p>	平 24 厚労告 122 別表第5の3の注	
7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	<p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、2から5までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単数を所定単位数に加算しているか。</p>	平 24 厚労告 122 別表第5の4の注	